

明代皇后・皇太后の政治的位相

京都女子大学大学院 文学研究科  
大学院特別研修者  
前田尚美 史学専攻

序論	……	P1
第一部	明代の後宮制度	……
第一章	明代後宮と后妃・女官制度	……
前言		P5
第一節	明代の後宮制度と洪武帝	
第二節	女官制度と職掌	
第三節	后妃制度とその変遷	
小結		
	「六尚局変遷表」	
	「未封妃嬪表」	
	「明代后妃表 1 ～ 6」	
第二章	明代の皇后・皇太后―嫡母と生母	……
前言		P42
第一節	皇后の起源と変遷	
第二節	明代の皇后・皇太后の分類	
第三節	「聖母」「嫡母」「生母」の差異	
小結		
	「明代家系図」	
	「明代皇后・皇太后表」	

	第二章	明代の皇后・皇太后の政治的影響	…	P59
	第一章	明代の皇位継承問題と皇太后―洪熙帝皇后張氏	…	P57
	前言			
	第一節	洪熙帝の崩御と皇太后の動向		
	第二節	遺詔と皇太后の権威		
	第三節	皇太后の役割と後宮教育		
	小結			
	第二章	土木の変前後にみる皇太后の影響力―宣徳帝皇后孫氏	…	P86
	前言			
	第一節	廢后にみる明代の皇后の立場		
	第二節	土木の変と皇太后孫氏の政治的影響		
	第三節	景泰帝と二人の皇太后		
	小結			
	第三章	大札の議における皇太后の懿旨の意味―弘治帝皇后張氏	…	P110
	前言			
	第一節	皇帝不在期間における皇太后の存在		
	第二節	大札の議と慈寿皇太后の懿旨		
	第三節	大札の議の決着		
	小結			
結論	…			P132

参 考 文 献 一 覽  
参 考 史 料 一 覽

## 序論

本論文では明代における后妃、特に皇后・皇太后の明代政治に及ぼした影響を考察の対象とし、明一代を通じてみることで、これまで指摘されてこなかった明代の皇后・皇太后の役割を解明することを主題とする。

中国史を通観すると、多くの王朝が后妃やそれを取り巻く外戚・宦官の政治介入・弊害によって、衰退や亡国の憂き目にあっていることが分かる。そのため歴代の皇帝たちはこうした前例に鑑みて、さまざまな対策を講じてきたが多くの場合うまく機能したとは言いがたい。そのなかで明代は、たしかに宦官の弊害こそ大きなものとなったが、后妃や外戚による政治壟断どころか、介入すら許していないという点で非常に特徴的である。

その背景には、非常に厳しく作られた後宮制度の存在がある。明朝の初代皇帝洪武帝は、后妃が政治にかかわることを強く警戒し、後宮女性を后妃と女官に分け、女官に後宮の管理を担わせる一方で、后妃には一度後宮に入ると二度と外には出られないほどの、厳しい管理下においたのである。

こうした後宮の頂点に立つのは、言うまでもなく皇后である。皇后は、皇帝の妻として皇帝が中国に登場してより存在し続けたが、その地位がもつ意味や権威は時代によって変化している。漢代では皇后は皇帝の妻であることをもって、たとえ新皇帝が実子ではなかったとしても先帝皇后として尊重され、それにより歴代王朝では幼帝即位とそれに伴う皇太后の垂簾聴政が、后妃が政治権力を握るきっかけになってきた。

明代では后妃による政治関与こそなかったが、それはその機会がなかったことを意味しない。実は明代においても幼帝即位はあり、その他にも皇帝・皇太子の不在など、皇位継承にかかわる問題はたびたび起こっている。そうした際は、特に皇太后が最終判断を下し、その決定に廷臣たちも従っており、時にその命令は新皇帝即位の根拠として重く扱われることすらあった。こうした状況は、そのまま皇太后の政治権力保持となるところであるが、明代の皇太后たちは一度皇帝が即位してしまうと、その後政治に口出すことは一切しなくなってしまう点に、

特徴がある。

明代の後宮制度については、朱子彦氏が古代からの流れを整理しており、胡凡氏や邱仲麟氏の明代の後宮女性選びについての研究がある<sup>1)</sup>。しかしいずれも史料の整理に終始し、また後宮に入ってから制度についての言及が少ない。そして国内ではこうした研究がなされていないのが現状である。そこで本論文では二部構成とし、第一部では明代の後宮女性について、制度面から整理・考察する。第一章では、まず明代の後宮制度の構造・制度を考える足掛かりとして、初代洪武帝が行った子女の婚姻政策や自らの後宮作りについて着目した。建国当初こそ功臣などの婚姻が多かったが、皇帝権力が強まるにつれ、次第に民間の女性から選抜されるものに変化してゆく。こうしたなか、民間から女性を集める条件・内容は年齢・容貌を重視した后妃選びと、健康面や読み書きといった教養を重視した女官選びに大別されることを指摘し、後宮女性を后妃と女官とに分けて検討を加えた。後宮にかかわる制度は洪武帝が作ったものが明一代通じて守られてゆく。特に后妃は皇后を頂点とする制度のもと、二度と後宮の外には出られないほどの厳しい管理下におかれるが、その基本にあるのは后妃の政治介入に対する警戒である。后妃の外部との接触を断ち、女官に後宮の文書などの管理を担わせるなど、後宮の管理をするための厳格な制度が作られたことを論じた。

第二章では、第一章で整理した明代の後宮の頂点に立つ皇后について取り上げる。明代に限らず皇后は皇帝の妻として、皇帝制度が生まれてより存在し続けたが、その地位がもつ意味や権威は時代によって変化している。

古代においては皇帝の妻であることにより権威を持っていた皇后だが、子として生母を粗略に扱いたくはない歴代皇帝たちによって、次第に皇后・皇太后の尊号が生母にも及ぶようになってゆく。こうした尊号の乱発は相対的に皇后の権威を落とすと同時に、先帝皇后よりも皇帝生母という皇帝との血縁的つながりが重視されていくことを示している。こうした流れのなかで、明代はどのような位置づけができるのかについて考察した。

いずれにせよ皇后から皇太后へ変化し、大きな役割を見せるのは明代では皇位継承時である。第二部では第一

部で分類した皇后・皇太后の立場を踏まえつつ、皇位継承問題のなかでの明代の皇后・皇太后の権威や影響力を明らかにした。

第一章では明代初めての皇太后(太皇太后)となった洪熙帝皇后張氏を例に取り上げる。洪熙帝皇后張氏は、洪熙・宣徳・正統の三代にわたって後宮の頂点にいた人物であり、二回の皇帝の崩御とそれにもなう皇帝不在期間と皇位継承に対処した。彼女を通して、皇太后が皇位継承問題にどのように取り組み、影響したのかを論じた。

第二章では、張氏の子である宣徳帝の皇后となった孫氏を取り上げた。彼女はもともと宣徳帝皇后であった胡氏が廃后となったため皇后となった人物であるが、その背景に彼女が宣徳帝の長男を産んだことがある。孫氏の場合、皇帝との血縁的つながりが皇后となる根拠であり、またそれによって皇太后(皇帝の尊属)として一時的であつても権力を預かることができる存在となったのである。ただ、皇太后の命令はそれ単体では権威をもつものではない。皇太后の権威は基本的には皇帝の遺詔を受け、その代行者として認められているからこそのものであり、皇帝をこえるものではありえない。こうした皇太后の権威と皇帝権力との関係について検討した。

また第三章では、これまでとは逆に皇帝と血縁的つながりのない皇太后とが、どのように関係し影響しあつたのかを考察するべく、弘治帝皇后で正徳帝生母である張氏(慈寿皇太后)を取り上げる。傍系から即位した嘉靖帝と慈寿皇太后の関係と、嘉靖帝の生父母の扱いをめぐる大礼の議を通じて、血縁的つながりのない皇帝と皇太后の関係性と皇太后の権威について考察する。

明代は皇帝権力がそれまでにないほど強化された時代である。そのなかで、少なくとも皇太后は皇帝の尊属という血縁的つながりでもって、皇帝の上に立つ人物であり、それが彼女たちの権威につながっている。そうした皇帝権力との関係を通して、明代の後妃が政治面で与えた影響を明らかにしていきたい。

注

1 朱子彦 『后宮制度研究』 華東師範大學出版社、一九九八年。

朱子彦 『帝國九重天——中國後宮制度變遷』 中國人民大學出版社、二〇〇六年。

胡凡 「論明代選秀女之制」 西南師範大學學報、一九九九年。

邱仲麟 「明代遴選后妃及其規制」 『明代研究』 第十一期、二〇〇八年。



## 第一部 明代の後宮制度

### 第一章 明代後宮と后妃・女官制度

#### 前言

中国歴代王朝を通観した場合、亡国の原因が后妃やそれに付随する外戚、宦官がもたらした弊害に求められることが少なくない。そのため歴代皇帝は、王朝の衰退や滅亡につながる后妃の垂廉聴政・宦官の政治介入、あるいは外戚の跋扈を防ぐべく、さまざまな対策を講じてきた。しかし最終的には、どうしてもそれらの弊害を食い止めることはできず、多くの王朝が滅亡を迎えていることは周知の事実である。

こうしたなかで、明代は宦官の弊害こそ大きかったが、后妃や外戚の弊害は明一代を通してほとんど存在しない。その理由としては洪武帝が建国当初に、后妃が政治に干渉しないように厳しい制度や法律を作り、統制したことが継承・保持されたことが大きい。永楽年間以降、宦官の権力掌握を許すような状態が生まれたが、后妃については皇后以下、女性が権力を握ることを禁止した原則は厳守され続けた<sup>1</sup>。

では明代には后妃が政治介入する機会がなかったのかといえば、決してそうではない。たとえば后妃や外戚が権力を握る大きな機会として、皇帝が幼いことから母后や皇太后が行う垂廉聴政が挙げられるが、明代でも幼帝を戴くことがなかったわけではない<sup>2</sup>。たしかにこうした非常事態に際して皇太后は、幼い皇帝の即位前後に生じる問題の收拾に尽力しているが、事態が收拾した後は垂廉聴政を行うことはおろか、大臣から願い出られても拒んでいる<sup>3</sup>。さらには皇帝の急逝、後継者の不在による皇帝不在期間にあっても、皇太后は懿旨によって最終的な決定を下している。この際に出された懿旨が廷臣たちに最優先で尊重されていることから、皇太后が大きな権威をもっていたことが窺える。しかし、その後にかけて政治介入をすることはなかったのである。

同様に外戚についても、永樂帝皇后徐氏が自分の一族への優遇を拒んでから<sup>4</sup>、それが一つの風潮になったように、皇帝からの外戚に対する優遇を皇后が拒否するといった姿が見られる<sup>5</sup>。こうしたこともあり結局、外戚が大きな権力を持つこともなかったのである。

このような特徴をもつ明代の後宮制度だが、これまで専門的に研究がなされていない分野であり、十分に整理されているとはいえない<sup>6</sup>。特に我が国では、後宮の制度面に関する論考は皆無といってよく、その実態に言及することもほとんどない。それゆえ本章では、明代の後宮制度の内容と変遷を検討し、その実態を明らかにしたい。

### 第一節 明代の後宮制度と洪武帝

中国の歴代王朝において後宮は、ほぼ例外なく多くの女性と、それをとりまくさらに多くの宦官によって構成されてきた。後宮は外戚の弊害や、宦官禍が生まれてくる場所であることは正史が如実に示すところであり、また歴代王朝はそのことを重々承知した上で後宮を組織するなかで、両者の政治介入を防ぐ方策を模索してきたと言えよう。

そうしたなかで明代では、政治を左右するような強力な外戚はついに生まれなかった。その理由はなんなのか。結論から言えば明代の後宮女性が基本的には民間から、つまり権力をもっていない家の女性が集められ、皇帝や皇后自身によって外戚に対する封爵が制限されてきた点に、その理由を求めることができるだろう。ではなぜ民間から集めることになったのだろうか。

明代で後宮が初めて組織されたのは、言うまでもなく初代洪武帝の時代である。洪武帝は自らの後宮を組織する一方で、その即位前後に誕生した多くの子女の婚姻も大に行っている。この二つの動きは、皇族とその眷族を増やすという意味では同じものである。それが同時進行したということは、そのなかに洪武帝の婚姻観ともい

うべき共通した意識がはたらいっていると考えられる。まずは洪武帝の婚姻政策と、後宮構成との関係について考察してみたい。

洪武帝の子女の結婚は、洪武四年（一三七一）に皇太子（長男）及び秦王（次男）に妃を迎えたものが一番早い例である。妃を選ぶ理由として、皇太子妃を迎える際には「昔、天下に君臨したる者は、必ず後嗣を重要視し、皆手柄や徳のある家の貞良な女子を選んで娶っている」<sup>7</sup>、秦王妃の時は「朕は天下に君臨し、諸子を冊封して王とするに、必ず名家の賢女を選んで妃としている」<sup>8</sup>と、ほぼ同様の内容を挙げている。

この二つの例には名家の貞節で賢明な女性を妃に迎える、という姿勢が一貫して窺える。その後も『明太祖実録』における皇族の婚姻に関する記事には、必ずと言っていいほど「名家」「良家」という文言がついてまわっていることから、必須条件であることがわかる。これは民間あるいは権力を持たない家などは真逆のように感じられる。しかし肝心の家、及び女性についての具体的な内容や条件は示されておらず、また史料的に明らかにすることはできない。洪武六年（一三七三）に編纂された『祖訓録』にも、

天子及び親王の皇妃宮人等は、必ず良家子女から選んで結婚すべし。大臣の進送をうけてはならない、姦計の恐れがある。倡妓と狎れ近づくことも許されない。<sup>9</sup>

と述べるだけで、やはり具体性に欠けている。しかし「大臣からの進送」を受けないという禁止事項は、権力を持っていないという、家に対する条件であり、外戚の政治関与を防ぐ意思と見ることができ<sup>10</sup>。

その一方で実際の婚姻事例をみると、建国から洪武二十四年（一三九一）前後までは開国功臣、それも軍権に与する爵位家などの子女との婚姻しかないと言っても過言ではない。たしかに大臣に限らず「進送」は受けてはいないものの、こうした功臣の子女との婚姻は、有力な外戚を作るための布石を自ら打つ行為ともとれる。この点について佐藤文俊氏は、軍事権を与えられ各地に冊封された諸王たちに対し、功臣の軍事的補佐を期待してのことと述べている<sup>11</sup>。まさしく、当時の洪武帝にとって都合の「良い家」を選んだ形と言えよう。

しかし、こうした状況は洪武二十四年(一三九一)以降に変化が見られるという<sup>12</sup>。『明太祖実録』洪武二十七年(一三九四)正月の条では、

河南・北平・山東・山西・陝西の職官及び軍民の家、または前朝の官家の女性で、十四歳以上十七歳以下、容姿にすぐれ健康で、家のしつけがよい者を、父母に送らせて京師にこさせて、選んで妃とせよ<sup>13</sup>。

とあり、家は華北の文・武官や元朝の旧臣下と指定し、女性についても年齢・容貌・健康面・道德など細かく規定している。これは婚姻対象者が、開国の功臣といった家柄を問題としなくなったことを意味しており、家ではなく女性について細かい規定をすることで、かえって外戚になる対象の家の範囲は広がったとも言える。実際の婚姻事例を見ても、地方の軍の將校・文官の家が中心になり、永楽年間に入ると諸王の力を削ぐ動きのなかで、政権との関わりが少なく、道德などに問題のない民間の子女が対象になっていくことになる<sup>14</sup>。こうして明代中期には、正統帝が皇后の家の身分が低いため、爵位を贈ろうとするが皇后が断る状況になっている<sup>15</sup>。このように、外戚になる前から国家権力や軍事権に影響力を持つていないことが選ぶ上で重要視され、また外戚が力を持たないよう、皇后の方からもはたらきかけていたことがわかるのである。

では民間の子女は、どのように集められたのだろうか。そこには秀女制度と呼ばれる、後宮女性を選抜する制度の存在を知る必要がある。

後宮に入る女性を選抜するということは、明代に限らず古来より行われ続けてきた。こうした「秀女選び(選秀女)」のためにわざわざ婚姻を禁止したり<sup>16</sup>、未婚者を隠した家の家長を死刑にするなど<sup>17</sup>、強引に行われていたようである。また民間においても秀女選びに際し未婚者を隠したり、婚姻を急いだりと抵抗していることから、嫌われていた様子が見て取れる。明代においては「秀女選びがある」という流言のみで、江南を中心に大混乱が起こる例が見られる<sup>18</sup>。すべては流言ではあるが、社会的に多大な影響を与えていたことがわかる。

これほどの影響力をもった明代の秀女選びについては、『廿二史劄記』の「明代の秀女選びの制(明代選秀女之

制)でその特徴が述べられている。そのなかでこうした体制が取られた理由について、民間の女子は君主の儉約の政治を助けることができる点、そして強力な外戚の誕生の警戒を指摘している<sup>19</sup>。

ただ留意しなければならないのは、「秀女」という言葉が明代で使用されている例は、極めて少ない点である<sup>20</sup>。そもそも秀女制度という言葉は、『廿二史劄記』の著者である趙翼が生きた清代には、たしかにそう呼ばれる後宮女性選抜制度が存在した。ただし、民間から広く集められた明代に対し、清代では秀女は三年に一度、それも八旗の女性に限って選抜され、影響が民間に及ぶことはなかった。このように清代の制度と明代のそれは性質が異なっている、それにも関わらず江南を中心に、朝廷が秀女を選ぶという噂のみで、巷間が大混乱に陥ったことが度々あった。こうした傾向は明代から見られるものであるが<sup>21</sup>、そこでも秀女という言葉は使われていない。つまり「秀女」は清代ではともかく、明代ではあまり使われた用語ではなかったと考えられる。その意味で後宮女性選抜制度は、一般的に秀女制度と趙翼にならって言い慣わされているが、実際はそうではなかったと言えるだろう。

では明代の後宮女性を指す言葉には、どのようなものがあるのだろうか。『明実録』だけを見ても、「宮女」「民間女子」などさまざまあつて一定しているとは言いがたいが、特徴的な言葉として「淑女」がある。

この言葉は嘉靖年間以降、特に多くみられる表現であり、だいたい千人単位で集められている。こうした「淑女」は、明代の初期こそ北京・南京の両京が重んじられたため、江南出身の女性も多くいたが、次第に北京周辺で集められるようになっていく。実際に、嘉靖時代以降になると『明史』后妃伝を見ても北京周辺出身が増えていく。その理由について『廿二史劄記』では、民間が乱れることを怖れてのこととしているが<sup>22</sup>、これは嘉靖帝の祖母で成化帝貴妃であった邵氏が、江南の女子を入宮させないようにと言ったことを、当時の人が「良言」としたことからも、当時の江南における後宮への入宮に対する騒動というものが、無視できないほど激しいものであったと窺うことができよう<sup>23</sup>。

嘉靖年間で「淑女」は後宮女性を指す言葉としてほぼ固定されたが、明代初期では「女子」と表現されることが多いようである。しかし「女子」についてはまったく同じ日に、まったく違う条件を提示して求めている例がある。『明太宗実録』洪武三十五年（一四〇二）八月甲寅の条に、

上（永楽帝）が礼部の臣に言われるに、今諸王ならびに世子・郡王の多くは未婚である。河南・山東・山西・北平の諸司に命を下して官員・軍民及び前朝の故官の礼法の家を訪求し、結婚適齢期の女子で容貌が美しく、行いが慎み深い者であれば官が舟車を支給し、父母に京師まで送らせ選択に備えさせよ。

民間の識字婦女を求め内職に充てる。上が礼部の臣に言われるに、国家を考えるに古くは六尚の官を置き、内事を治めていた。旧制では民間の識字婦女を選んでこれに充てていた。今、六尚に人がいない。礼部は内外に榜示して、軍民の家で字が読める婦人で三十歳から四十歳、女子で十七歳以上、容貌にかかわらず、選に赴くことを願う者があれば、官が舟車を支給し、父母に京師まで送らせよ。審査して職を授け、それに見合った俸給を親に与える。その上でその家に帰す。婦人で五十歳に至り郷里に帰ることを願う者、女子で十年以上つとめて家に帰ること及び嫁ぐことを願う者は、ともに許す。<sup>24</sup>

とあるように、同じ「女子」でも後宮内の役割が異なっていることがわかる。一方の「女子」は、河南・山東・山西・北平と華北に出身地を限定した上で、「容貌は美しく（容貌端厚）」「行いが慎み深い（德行修謹）」、「つまり器量や性格の良さが求められている。他方の「字が読める婦女（識字婦女）」は、「容貌にかかわらず（不拘容貌）」と断りがあるように、容姿ではなくむしろ技能面が求められていると言える。また女子の十七歳以上と、婦人の三十歳から四十歳が同時に募集されており、採用されるとその家に対して金が支払われ、徭役などの免除が明記されていることも特徴である。

このように、女子ばかりか婦人まで募集し、しかもそれに条件がついている例は明代の早い時期から見られる。『明太祖実録』洪武五年（一三七二）六月癸未の条であるが、そこでは「書に通曉している（通曉書）」が条件に示

されている反面、この条件に合致しても二十歳未満の者には金を与えて家に帰らせている<sup>25</sup>。このことからこの例による限り、求められている女性は二十歳以上の者ということになる。この明らかに「淑女」とは異なる性質の後宮女性は、少なくとも明代中期以降では「宮女」という言葉で呼ばれることが一般化したようである。

このように、同じ後宮女性といっても「淑女」と「宮女」では選抜条件、つまり募集目的が異なっているのである。その違いを端的に表しているのが『万曆野獲編』補遺卷一の記述であろう。

民間の女子なら十三歳以上十九歳以下、婦人の三十歳以上四十歳以下で夫がない者で、宮中で仕えたい者は路銀を与えて京師に赴かせた。女子は六宮に備え、婦人は六尚にあてた。<sup>26</sup>

「六宮」とは、『礼記』にある天子が設置すべきものであり、そこでは天子を中心とする男性の官爵制度と対応するように、三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻といったように、その六宮内の女性の人数や地位が制定されている<sup>27</sup>。これは天子に仕える女性、特に后妃を指していると考えられる。

他方の「六尚」は、唐代に設置された女官制度のことである。その原型は隋代にあるが、唐代において整備されており、やはり政治(男性)の機構として整備された六部に対応するように作られている。

つまり後宮内には「六宮」と「六尚」の二つの異なった機能が存在していたと言える。さらに女子・未婚者は六宮に、未亡人は六尚にあてられたというのは、それぞれ目的が皇帝との婚姻(后妃)と後宮での使役(女官)に分かれていたということである。そう考えると一言で秀女制度と言われてきたものが、実際は后妃選びと女官選びに二分されていたと理解できよう。このように後宮女性と言っても、后妃と女官と二種類の存在があり、選抜目的からもわかるようにこの両者は明確に区別せねばならない。

## 第二節 女官制度と職掌

後宮女性は大きく女官と后妃に分かれるが、求められている目的や役割がどうであれ、後宮に入って皇帝に仕

えるという点は共通している。つまり、広い意味で後宮女性は全員を女官と言い換えることもできる。そのためまず女官について分析を加え、狭義での女官を明らかにしていきたい。

女官の選抜に関する規定は、先述した『明太祖実録』洪武五年（一三七二）六月癸未の条が初出である。

上（洪武帝）が中書省の臣に言われるに、蘇州・杭州で民間の婦女で書に通曉し、後宮に入ること願う者を選び、四十四人を得てその中で任に堪える者十四人は、すでに職を授けて、各々に白金三十七両を与えた。また、残りの三十人は二十歳に満たなかったため、白金二十両を与えて家に帰し、嫁ぐことを許した。すでに職を授けられた者の家は、役人に命じてその徭役を免除させた。<sup>28</sup>

ここでは、選ばれる条件に「書に通曉している（通曉書）」こととしているが、条件に合致しても二十歳未満の者は家に帰らせていること、募集地域を江南に限定し、選ばれた女性の家には金銭が与えられていることが特徴として挙げられる。

こうした特徴や条件は次第に変化していき、洪武十四年（一三八一）正月庚子の条になると、さらに細かい規定がされている。

蘇州・松江・嘉興・湖州、及浙江・江西の役人に教諭する。民間の女子の十三歳から十九歳、婦人の三十歳から四十歳までの夫のない者から、容貌を問わず、健康な者で、後宮で働きたいと願う者で、女子に六十錠、婦人に五十錠を与えて路銀とし、京師に赴かせよ。<sup>29</sup>

洪武五年のものと比べてみると、江南地方でも選抜する地域がさらに限定されている。また選ばれた女性に金が支給されることは変わらないが、それは京師までの路銀であることが明記されている。ここで注目すべきは、洪武五年では採用されなかったはずの二十歳以下の女子、それも十三歳から十九歳との年齢範囲を限定して、三十歳以上の婦人とともに採用するという採用年齢の変化と、容貌よりも健康面の重視を強調していることの二点であろう。



この二点について詳しく見てみると、まず年齢面では、特に婦人は洪武五年では二十歳以上であったものが、洪武十四年では三十歳の、それも「夫のない者（無夫者）」になっている。さらに、『明実録』以外の史料の記述でも、女官選びには健康面、さらには読み書き・計算などの教養が必ずと言っていいほど条件として挙げられている。また「容貌を問わず（不問容貌）」と表記されていることが示すように、女官は外見よりも身体面・能力面を重視される存在と言えよう。そして、江南地方に限定して選ばれた点については『万曆野獲編』補遺卷一に、「華北出身者は文理に明るくないため、江南出身者を選んだが、一人として美麗な者はいなかった」と特筆されていることから、容貌はまったく問題にならず、教養の高さから江南出身者が女官には多かつたことが窺える<sup>30</sup>。

女官となる女性の選抜規定を総括すると、未婚女性では十五歳前後以上、または未亡人で四十歳以下、就労期間は最大でも十年<sup>31</sup>。それ以降は実家に帰って結婚も、残留することも許された<sup>32</sup>。こうして女官になった女性の家には、金銭が与えられる他に徭役免除の特権も付与され、それは女官をやめた後に結婚しても続行された。『明英宗実録』正統八年六月壬寅の条には、元女官の孫が免税の途絶えを訴えたところ、その免税要求が認められた事例が挙げられている。この記事以降、同じような記述は見当たらないが、少なくとも明代中期ころまではこうした制度が機能していたと考えてよいだろう<sup>33</sup>。

当時読み書きができる女性がどのくらいいたのか、それをはっきり示す史料はない。ただ読み書きができるといふ条件から、ある一定の地位や知識人階層出身者に限定されると考えられる。また、弘治帝生母紀氏が中国西南地方の土官の娘で、女官の一種で後宮の書記官である女史という地位についていた例もあり、ここまで見てきた条件を満たしてさえいれば、出自は問われず女官となることができたと見えよう<sup>34</sup>。

先述の通り女官選びの記述では、「容貌を問わず（不問容貌）」やそれに類する言葉がたびたび使われている。これは、もう一つの後宮女性選びが容貌を最重要視することを示し、女官と后妃との違いを明確にするものであると同時に、女官を選ぶ基準が読み書きなどの実務能力を重視であることを強調するものであろう。

こうした能力重視の女官の選抜は、洪武五年（一三七二）に始まっていることからわかるように、洪武帝はかなり早い段階から女官制度の確立に着手している。史料としては『明太祖実録』呉元年（一三六四）十二月丁未の条が初出と思われる<sup>35</sup>。洪武帝が皇帝として即位する以前から制度を作っていたことは、洪武帝の力の入れようを示していると言えるが、この段階では設置の指示のみであり、明確な仕事内容や機構・人数などは示されておらず、実際の内容や実態は定かではない。具体的な機能を備えるようになるのは洪武五年である。このことを『明史』后妃伝では簡略に、

六局一司を定める。局は尚宮・尚儀・尚服・尚食・尚寝・尚功、司は宮正といい、秩禄は皆正六品である。局ごとに四司を統括し、局の下に二十四司が属し、尚宮局が六局を総轄していた。責罰については宮正司がつかさどった<sup>36</sup>。

としている。より詳しくみると尚宮局は六尚を総括して、文書の出納を管理し、尚儀局は儀礼、尚服局は宮内の服飾、尚食局は内膳、尚寝局は燕寝、尚功局は女工を監督し、宮正司は責罰を担当した。その他各局とその下の四司での具体的な仕事と、人数・品秩及び書記官である女史の人数が規定された<sup>37</sup>。

洪武十七年（一三八四）には、各局の長は一人とし、品秩も各局の長は正五品に昇格し、各局の下にある四司も正六品と規定された他、各局に四司の下に四掌（合計二十四掌）が設置された<sup>38</sup>。

洪武二十八年（一三九五）には、洪武十七年（一三八四）に定められた品秩がさらに改められたのみならず、各局の司と掌の間に四典（合計二十四典）が増設され、設置人数の増員が行われた。特に尚儀局には四司・四典・四掌、そしてそれに書記官の女史が数名いる他に、后妃が皇帝から寵愛をうけた日付を記録するために、彤史二人が品秩正六品で新たに設けられた<sup>39</sup>。

まとめると、呉元年（一三六四）に制定された女官の機構は、洪武五年（一三七二）に沿革が作られ、それを基礎にして洪武十七年（一三八四）・洪武二十八年（一三九五）の二回の改定を経て完成したと考えられる。制度の充実

とともに、女官の総数も洪武五年では九十三人(官が七十五人、女史が十八人)であったが、最終的に二百八十三人(官が百八十七人、女史が九十六人)と大規模なものになっていった。また、女官たちのために後宮内に教育機関もあり、成績次第で書記官である女史や、儀礼を先導する女秀才といった地位へ昇進もできるようになった。<sup>40</sup> 女官制度の変遷については、後掲の「六尚局変遷表」を参照されたい。

このように、女官制度の改定を繰り返した洪武帝であるが、洪武五年に女官制度を制定する際、具体的な人数や制度として漢・唐の例をあげ、両王朝の制度では人数が多すぎることを指摘した。その上で、「女寵を防ぎ、法を将来に垂れる」ために改良を命じている。<sup>41</sup> その結果、女官の人数は唐代に比べて減り、そのことは『明史』后妃伝の序に特筆されている。<sup>42</sup> これは洪武帝が唐を強く意識していたことを示すものであろう。実際に、六局一司という機構自体は明代独自のものであるが、六局については唐代にみることもできるのである。

唐代では朝廷において設置された六部二十四司に照らし、後宮においても尚宮・尚儀・尚服・尚食・尚寝・尚功を六尚とし、その下に各四司(合計二十四司)を設置しており、洪武帝が女官制度の基礎を唐の制度に求めたことがわかる。しかし、それはあくまで基本的な構造のみであり、洪武帝自らが積極的に何度も修正を加えたことで、より効率的な女官制度を確立させたと考えられよう。

では、なぜ洪武帝は女官制度の確立に力をいれたのだろうか。洪武帝が女官制度の整備に最初に着手したのは明朝樹立以前だったことは、それだけ女官制度の充実が急務であり、唐の制度を手本にしてまず形だけでも作り上げた上で、改良を加えていったとは考えられる。明朝は誕生していないとはいえず、呉王として自立した洪武帝は国家としての体制を作り上げていく過程のなかで、やはり自らの後宮も組織していく必要性が出てきたのだろう。『明史』后妃伝の序文が「明太祖は昔の女禍に鑑みて、綱紀を作り、まず内教を厳しくした」<sup>43</sup> という言葉から始まるように、洪武帝は后妃が政治に介入することを、強く警戒していたことがわかる。実際、元末は后妃が大臣や僧侶と接触をもつことができ、それが亡国の原因の一つと見なされており<sup>44</sup>、そのため明皇室の家訓とも

いべき『皇明祖訓』は、后妃が政治に干渉することを厳しく禁じている<sup>45</sup>。女官を設置し、後宮内の文書や金銭の扱いを一手に担わせるのは、后妃の外部への接触や政治介入を防ぎ、後宮内を管理するために必要なものであったと考えられる。

あえて繰り返せば、后妃と女官は別のものとして理解する必要がある。女官は後宮で皇帝の子孫繁栄のために奉仕する存在のなかにありながら、基本的には婚姻の対象とはならない。基本的に、というのは女官でありながら皇子を生み妃の位を得た例もあり、皆無とは言えないからであるが、このような例は極めて稀である<sup>46</sup>。このことを考えても、やはり女官と后妃は基本的に違う存在、同列に扱うことはできないと言えよう。では、后妃とはどのような存在であったのか。次章では后妃について考察を加えたい。

### 第三節 后妃制度とその変遷

女官となる女性を求める条件として登場する「容貌を問わず（不問容貌）」の文言は、女官は容貌よりも能力を重視することを示すと同時に、女官ではない後宮女性である后妃を選ぶ基準は、何よりも容貌が重視されたことを如実に物語っているとと言える。

洪武年間初頭は「良家」のみであった后妃の条件が、初めて具体的に示されるのは洪武二十七年（一三九四）正月丙寅の条である<sup>47</sup>。ここでは前述の通り、華北に出身を特定している他、年齢は十四歳から十七歳、容貌が良く健康で、礼儀もきちんとしている者とされた。しかしこの後には出身地は言及されず、年齢も成化帝貴妃万氏が四歳で入宮しているなど十歳以下の例もないわけではないが<sup>48</sup>、通常はだいたい十三歳から十七歳、およそ十五歳前後と考えてよいだろう。

そして後宮内に入ってしまうと、万曆帝生母李氏の「母は子によって貴い、どうして母親の身分に差が生じようか」<sup>49</sup>という言葉が表すように、皇子を産むことによって身分が決まることが原則であった。また、永楽帝賢

妃の権氏は朝鮮から送られてきた女性であったし、成化帝貴妃で嘉靖帝の祖母の邵氏は、貧しさのために宦官に売られたことから入宮にいたっているように、入宮前の出自はまったく問題にならなかった<sup>50</sup>。

后妃選びのため多くの女性が集められたが、そのために邵氏の例のように宦官が派遣されたようである。しかし先述のように、後宮女性を選ぶという噂だけで混乱が起きたことからわかるように、民衆からはひどく嫌われていた。宣教師セメードの報告によると、后妃候補者は各地から京師に集められた後、身体検査をされ、検査をする担当者の気に入らないところがあれば落第となり、名誉を重んじる人は誰もそんなことをしないとされている<sup>51</sup>。しかし、とにかく多くの女性が集められたことだけはたしかで、清の康熙帝の言葉に「明末には宮女が九千人、宦官が十万人おり、飲食物が行き渡らず、餓死する者がいた」<sup>52</sup>というものがある。ここでは清代ということもあり、「宮女」は后妃・女官を問わず、広く後宮女性一般を指す言葉として使用されていると考えられるが、その内容はあながち誇張とは言えない状況であった。

こうして集められ選ばれた后妃たちにも、女官同様に皇后を頂点とした厳しい序列が存在した。『明史』后妃伝の序には、「妃の位号は賢・淑・莊・敬・惠・順・康・寧とする」<sup>53</sup>とあるが、これだけでは決して済まず、これ以上の多くの妃と、それ以外の女性たちが後宮には存在したのである。

たとえば永楽年間までは設置され、その後は史料上に見ることができない昭容・昭儀・婕妤・美人<sup>54</sup>の他、宣徳年間には皇后以下では最高位である貴妃の上に皇貴妃が設けられ<sup>55</sup>、嘉靖九年（一五三〇）には妃の下に新たに九嬪が設置されるなど、妃嬪の号も増減があった。

九嬪を例にとれば、その設置は嘉靖九年（一五三〇）十月、当時まだ皇子がいなかった嘉靖帝に、大学士の張璠が後継者を得るために設置するように上奏したことによる<sup>56</sup>。京師付近から多くの女性が集められ、三十人が選ばれた。さらにそのなかから嘉靖帝生母蒋氏（章聖皇太后）によって九人が選ばれ、嘉靖十年（一五三一）三月に正式に嬪の位に冊封された<sup>57</sup>。九嬪とは后妃の階級が完成した唐代では妃の下の位であり、昭儀・昭容・昭媛・修

儀・修容・修媛・充儀・充容・充媛の総称であった。しかし明代に置かれた九嬪は、妃の下の身分であることは同じだが唐代とは名称を異にし、選ばれた九人はそれぞれ徳嬪・莊嬪・寧嬪・麗嬪・惠嬪・安嬪・和嬪・僖嬪・康嬪とされた。この中には、当時の皇后張氏が廃された後に皇后になる方氏や、隆慶帝生母杜氏も含まれており、彼女たちのなかで杜氏等数人が子女を生み、妃に格上げされている<sup>58</sup>。後継者を得るといふ当初の目的が達成されたその後も、九嬪は補充され続け、数をひたすら増やし続けた<sup>59</sup>。そのため本来であれば、皇帝から寵愛を受けた後宮女性は何らかの位を与えられるはずであるものが、冊封しきれず捨て置かれるようになり、所謂「未封妃嬪」が出てくる有様であった。

こうした未封妃嬪は嘉靖年間、それも嘉靖二十九年（一五五〇）以降に見られるものであり、『明世宗実録』で名前が拾えるだけでも未封妃は十九人、未封嬪は十七人にもなり、彼女らは死後になんらかの地位を追贈されている。詳細は後添の「未封妃嬪表」を参照されたい。『明世宗実録』によれば、未封妃嬪の例の初出は嘉靖二十九年三月丙辰の条で、それ以前には見られない。それはこの年に未封妃嬪の葬送儀礼が作られたためであり<sup>60</sup>、未封妃嬪三十六名は、地位を追贈されたため名前が残されたのであって、嘉靖二十九年前後に追贈もされなかった無名の妃嬪が数多くいたことはまず間違いない。

また、その他明末には妃嬪とともに「選侍」「淑女」という文言が度々見られるようになるが、後者は先述のように妃嬪候補を指す言葉として使用され、また「淑女」という地位を与えられた形跡はない。その点では、「選侍」も同様である。明末に生じた三案の一つの移宮で、泰昌帝急死に際して皇太子を盾に乾清宮に立てこもった西李は「選侍」であり、泰昌帝の寵愛があったのはたしかであるが后妃ではなく、また「淑女」とも言われていない。以上のことから考えると、少なくとも明末では後宮内においても品秩や号を与えられていない女性を「淑女」と呼び、同じく未冊封であっても、皇帝の寵愛があれば「選侍」という呼称が使われていたと考えられる。

総括すると、后妃制度は当初は皇后・妃・昭容・昭儀・婕妤・美人という形であったが、昭容以下については

永楽年間以降、史料上に現れなくなる。しかしその後も妃の上に皇貴妃、妃の下に九嬪が設置され、最終的な形としては皇后・皇貴妃・妃・九嬪・選侍・淑女と考えられる。このなかに才人を加える向きもあるが、才人は皇太子の妃嬪の一つであり<sup>61</sup>、皇帝の後妃制度としては、嘉靖九年（一五三〇）に九嬪が設置されて完成したと見ていいだろう。后妃の増減については、後添の「明代后妃表」を参照されたい。

后妃の設置目的は後宮の事務をこなす女官と異なり、皇帝の子孫を産むことである。つまり後宮に入った時点で皇帝と結婚しているとみなされ、ある一定の期間を過ぎれば実家に帰ることも、結婚することも許されていた女官と異なり、后妃は一生後宮から出ることは許されなかった。極端な話として『典故紀聞』には次のようにある。

宮妃以下は、病気になるたとしても医者を入宮に入れることはなく、その症状にあわせて薬を取り寄せるのみ<sup>62</sup>。

こればかりではない。先述の通り、洪武帝は后妃が宮中の外に出ることや、手紙を書くなどの外部との接触を厳しく禁止する措置をとっている。こうした洪武帝の厳しい態度は、明代初期の統制的な体制を端的に示すものだろう。しかしこれは宮廷内の秘密保持の目的もあって、后妃たちに過酷な運命を課すことになる。

まず后妃は病気になるっても、医者に診せることはかなわない。後宮で年老いたり罪を得た者は浣衣局に送られ、そこで死ぬのを待つものとされた。この方法は、宮中の事情を外部に漏らさないようにするためにも「至善」とされている<sup>63</sup>。こうして亡くなると北安門裏にあった安樂堂に送られ、棺に入れられて火葬され<sup>64</sup>、親族がいない場合は、浄樂堂の東西二つの塔の下にある井戸に骨が入られることになっていた<sup>65</sup>。こうした一連の動きは内安樂堂から発せられており、宮廷内の情報をもらさないために、一度入ると二度と出られない原則のもと、死後処理する施設も備えられていたと言えよう<sup>66</sup>。

このように后妃選びによって選ばれた皇后を頂点とする后妃は、女官選びによって選ばれた後宮の事務の一切

を行う女官とは、選抜条件から入宮後の制度、そしてその後の扱いに至るまで厳然とした区別があることがわかる。后妃と女官とは、同じ後宮内にいる女性ではあるが、果たす役割が違うことから異なった制度によって統制されていたのである。

しかしここで疑問が生じる。女官は明らかに事務のために存在しており、また人数も三百人程度と少数である。ところが、歴代皇帝たちは在位中に何度も后妃選びを行っており、そのつど数百人にのぼる女性が集められている。こうした多くの后妃たちの身边に仕える人員がいたはずであるが、これを女官が務めているようには見えない。また、たった数百人の女官で、千人を確実に超える后妃たちの用を足せるとはとても思えない。つまり後宮内には、后妃でも女官でもない、別のカテゴリに入れざるを得ない女性がいたと解釈する他ないのである。

そう考える根拠として、万曆帝が皇長子(後の泰昌帝)の立太子を渋った理由を述べた言葉として「都人の子である」というものがある。「都人」とは当時「宮人」をそう呼んでいたとされている<sup>67</sup>。泰昌帝生母は、万曆帝生母に仕える「宮人」であったが<sup>68</sup>、万曆帝の言葉から身分がかなり低かったとわかる。

「宮人」という言葉は、もとは元朝の後宮に仕えていた女性を指すなど、当初は広く後宮女性を指す言葉の一つとして使われていたようである<sup>69</sup>。しかし明の制度や体制が整うにつれ、「宮人」という言葉にも多少の変化が現われてくる。

まず洪武五年(一三七二)に、后妃と同様に宮人の冠服も制定されている<sup>70</sup>。同時期に制定された女官制度の職掌には宮人の名前や戸籍・給金の管理も含まれており<sup>71</sup>、また明代を通じて、後宮の人数が多すぎるとして宮人の開放を求める上奏が、廷臣たちからしばしば出されている。

このことから、少なくとも洪武五年(一三七二)には「宮人」の存在は制度化されており、当初の後宮女性全般を指す言葉から、后妃・女官以外の後宮女性を指す言葉となったと考えられる。そして、後宮のことをあざかり知る立場にないはずの廷臣たちが、人数削減として「宮人」の開放を上奏しているという事実は、後宮内人口の



多数を「宮人」が占めていたこと、またその人数は、代を重ねるごとに増加の一途をたどっていたことを示している。

また増えに増えた「宮人」の扱いはひどいものであったようで、嘉靖二十一年（一五四二）には壬寅宮変または宮婢の変と呼ばれる、就寝中の嘉靖帝を宮人の楊金蓮らが絞め殺そうとする事件が起こっている。これに連座して寵愛されていた妃嬪を含めて、多くの関係者が処刑されたが、この事件については『明史』<sup>72</sup>『明実録』<sup>73</sup>、さらに『万曆野獲編』などの野史にも記載が見える<sup>74</sup>。しかしどれも事件の経緯を述べているのみであり、起こった原因や背景を明らかにしていない。本来に嘉靖帝が寵愛していた妃嬪が事件に加担していたのかはわからないうが、少なくとも実行犯は「宮人」もしくは「宮婢」と称される女性たちであった。このことは、背景に「宮人」たちが皇帝の殺害を目論むに至るほど、過酷な境遇に置かれていたことを物語っている。

しかし宮変で「宮人」が嘉靖帝の就寝中を狙った事実は、彼女たちが皇帝の身近に近づくことができたことを示している。また先述の泰昌帝生母は慈寧宮の「宮人」であり、そこで生活していた万曆帝生母李氏に仕えていたし<sup>75</sup>、また同様の立場で二品以上の女性に贈られる夫人の称号を得ている者も見られる<sup>76</sup>。つまり、皇族の身近に仕えている存在であったことが見て取れる。廷臣の上奏や宮変の後も「宮人」に対して、人員削減などの動きはついになかったことは、身の用のために「宮人」は必要な存在だったと言える。なかでも皇后・皇帝生母、特に皇帝生母の近くに仕えることは、未来の皇帝となる皇子にも必然的に仕えることになる。女官でも后妃でもない「宮人」は、皇帝の養育係という特殊な立場をも含んでいると考えることができるのである。

より具体的な例として、「乳母」が挙げられる。皇帝の乳母についての最初の記述は、永樂帝が乳母に保聖賢順夫人にしたものである<sup>77</sup>。その後も、「乳婦」「乳媪」などさまざまな表記されているが、皇帝の乳母にはこうした夫人という地位が贈られている。

実は乳母となる女性がいっ、どのようになされたのかを示す史料はなく、また後宮内でどのようになされたの

かもわからないが、乳母は必ず皇帝の即位前後に二品以上の女性にしか贈られない夫人の称号を得ており、乳母の夫や家族が指揮僉事など武官の地位、そしてその地位に見合った俸禄を得るのみならず、その孫や甥などに世襲されるなど、特別な待遇がなされているのである。

皇帝には一人以上の乳母がいたと思われるが、すべての皇帝の乳母が夫人の称号を得ているわけではない。永楽帝に続く洪熙帝は乳母ではなく、「保母」に称号が与えられているが<sup>78</sup>、その理由も皇帝を育てたこと、そして長年仕えていることとされている<sup>79</sup>。このことから考えても、「保母」は「乳母」と同等のものと思えず、それができると同時に、皇帝の養育に深く携わっていたことがわかる。

では、「乳母」や「保母」は、どのような人があてられたのだろうか。「保母」については宮人がなる場合が多く、やはり母後の近くに仕えていた宮人が、そのまま養育係となっていたものと考えられる。しかし乳母は、母乳を与える必要性から既婚者、それも子供がいる可能性が高く、後宮女性としては条件がかなり特殊である。保母が宮人からなること、そして乳母はその条件の特殊性から、女官でも妃嬪でもありえないことから、両者は宮人というカテゴリに分けざるを得なかったものと考えられる。

では夫人の称号を得たとしても、乳母・保母は相変わらず宮人、つまり後宮内の最下層としての扱いだったのだろうか。

『明史』の後妃の冠服についての記述には、皇后・妃・九嬪に続いて、宮人の前に「内命婦」についての規定がある<sup>80</sup>。「命婦」は爵位家や官僚の妻を指す言葉であり、夫の品秩によって夫人・淑人・徳人・宜人・安人・儒人と呼ばれている<sup>81</sup>。こうした人々は外命婦と言われ、皇后の誕生日である千秋節などの際には宮中に参内し、皇后に拝謁することになっていた。このような外命婦と同様に夫人の称号を得ている乳母・保母は、外命婦とは言えないことから、内命婦と規定できよう。そして冠服が宮人とは異なっていることも、宮人と扱いが異なっていることを示している。また女官は最高でも正五品であることから、元は女官の管理下にある宮人が二品以上

の夫人となることは、これは大変な特別扱いであることがわかる。

また天啓年間では、乳母の客氏が奉聖夫人に封じられ、魏忠賢とともに専横をふるい、後宮内では時に皇帝の後妃たちをも圧迫し死に至らしめることもあった<sup>82</sup>。それを可能にしたのは、こうした後宮内の特別待遇が一つの要因であったともいえよう。皇帝が自らを育てた人物を優遇することで、その人物が専横をふるう構図は、洪武帝があれほど警戒した有力な外戚の発生にも似ている。そして、洪武帝が危惧したように多くの弊害をなしたのであるが、そうした人々の害毒が続くことはなく皇帝の死とともに権力を失う点は、やはり皇帝専制体制が強固となった明代の特徴と言えよう。客氏も天啓帝の死と同時に権力を失い、最後は後宮で年老いた者が行き着く先である浣衣局に送られて笞刑にされ、そこで亡くなっている<sup>83</sup>。これは、どれほど皇帝の厚遇を受け地位や権力を持ったとしても、乳母・保母は最終的などころは宮人扱いであったという証明ではないだろうか。

## 小結

本章では、明代後宮制度の内容と変遷、その実態について分析を加えた。

総括すると、明代後宮の女性には后妃・女官・宮人に区分できる。

まず后妃は皇帝との婚姻が目的であり、選抜の条件は十五歳前後という年齢制限のほか、見た目の美しさを最重要視している。そして後宮に入った後は、皇后を頂点とする厳然たる身分制度に組み込まれることになる。

女官は、後宮の文書や物の管理をする役割を担うことから、文字の読み書きや計算といった事務能力が第一に求められた。また、三十歳以上の婦人も採用されていることは、女官は婚姻対象ではないこと、つまり后妃とは決定的に違う存在であることを示している。この他、女官には六局一司という機構をもっており、后妃とは異なった制度の上で統制されていた。

しかし後宮女性の絶対多数を占めたのは、宮人であった。宮人は皇帝や后妃の身边に仕えており、そのなかに

は乳母や保母といった皇帝の養育係になる者もあり、その功績により内命婦として特別な地位を授けられることもあった。

これら后妃・女官・宮人は、洪武年間からそれぞれの規定や制度が見られ、明末まで存続していることから、全体的な明代の後宮の制度は洪武帝が基礎を作り、明一代を通じて踏襲されたと考えてよいだろう。

#### 注

- 1 『皇明祖訓』内令。「凡皇后止許内治、宮中諸等婦女人、宮門外一応事務毋得干預。」
- 2 正統帝は九歳、万曆帝は十歳で即位している。
- 3 『明史』卷百十三、后妃伝一、誠孝皇后。  
宣宗崩、英宗方九歳、……大臣請太后垂簾聽政、太后曰、母壞祖宗法。第悉罷一切不急務、時時勸帝向学、委任股肱。
- 4 『明史』卷百十三、后妃伝一、仁孝皇后。  
初、后弟増寿常以国情輸之燕、為惠帝所誅、至是欲贈爵、后力言不可。帝不聽、竟封定国公。命其子景昌襲、乃以告后。后曰非妾志也。終弗謝。
- 5 『明史』卷百十三、后妃伝一、孝荘皇后。「帝憫后族単微、欲侯之、后輒遜謝。故后家独無封。」
- 6 朱子彦 『后宮制度研究』華東師範大学出版社、一九九八年。  
朱子彦 『帝国九重天——中国後宮制度變遷』中国人民大学出版社、二〇〇六年。  
邱仲麟 「明代遴選后妃及其規制」『明代研究』第十一期、二〇〇八年。
- 7 『明太祖実録』卷六十四、洪武四年四月戊申。  
昔君天下者、必重後嗣為烝民、主皆選勲德之家貞良女子、以媿之。

- 8 『明太祖實錄』卷六十九、洪武四年九月丙辰。「朕君天下封諸子為王、必選名家賢女為之妃。」
- 9 『祖訓錄』內令。  
凡天子及親王皇妃宮人等、必須選擇良家子女、以禮聘娶、不拘處所、勿受大臣進送、恐有姦計。但是倡妓不許狎近。
- 10 合山究『選秀女』と明清の戯曲小説』『明清時代の女性と文学』汲古書院、二〇〇六年。
- 11 佐藤文俊「明代宗室の婚姻の性格」『明代王府の研究』研文出版、一九九九年。  
注11に同じ。
- 12 『明太祖實錄』卷二百三十一、洪武二十七年正月丙寅。  
勅礼部、於河南・北平・山東・山西・陝西、凡職官及軍民家、或前朝故官家女、年十四以上十七以下、有容特無疾、而家法良者、令有司礼之、俾其父母親送至京、選立為妃。  
注11に同じ。
- 13 注5に同じ。
- 14 『晋書』卷三、武帝紀。「泰始九年……秋七月丁酉朔……詔聘公卿以下子女以備六宮、采摛未畢、權禁斷婚姻。」
- 15 『北齊書』卷八、後主紀。  
(武平)七年……二月辛酉、括雜戸女年二十已下十四已上未婚悉集省、隱匿者家長處死刑。
- 16 朱子彦『帝国九重天——中国後宮制度變遷』中国人民大学出版社、二〇〇六年。
- 17 『廿二史劄記』卷三十二、明代選秀女之制。  
于慎行『筆塵』云、此事、祖宗自有深意、漢宣帝許后微時、故為后、從官輿服甚儉。乃霍后立、賞賜動以千萬計、且不特此也。来自民間、則習見閭閻生計、可以佐人君。若必出於勳旧、則勳而兼戚、戚而兼勳。王氏禍漢、賈氏禍晋。可為前鑑前朝、本朝駙馬亦然。非但不由勳旧、並不由仕宦。其意深遠矣云云。

20 『明実録』では『明穆宗実録』巻二十五、隆慶二年十月己丑の条で使用されているのみである。  
21 注18に同じ。

22 『廿二史劄記』巻三十二、明代選秀女之制。

今案明代選秀女之制、亦非通行天下。大概多在京師附近之処。初兩京並重、故妃后尚有南人。……有明代中葉以後、選妃多在京師、不及遠方。恐滋擾也。

23 『彤史拾遺記』巻三、邵貴妃。

太后嘗曰、女子入宮、無生人樂、飲食起居、皆不得自如、如幽繫然。以後選女入宮、毋下江南、此我留大恩于江南女子者也。江南人家亦幸無以丐恩挾送女子入宮。當時皆以為良言。

24 『明太宗実録』巻十一、洪武三十五年八月甲寅。

上謂礼部臣曰、今諸王并世子・郡王多未婚、其下河南・山東・山西・北平諸司訪求官員、軍民及前朝故官、礼法之家有女子及笄、容貌端厚、德行修謹者、官給舟車、令父母親送至京、以備選挾。

求民間識字婦女充内職。上謂礼部臣曰、国家稽古、置六尚之官、以典内事旧制、選民間識字婦女、充之。今六尚俱未有人、爾礼部榜示、中外凡軍民之家有識字婦人、年三十至四十、女子年十七以上、不拘容貌、但願赴選者官給馱舟、令其父母親送京師、量授以職其合得俸以給其親、仍復其家。婦人年至五十願還鄉里、女子給事十年以上、願還家及適人者、俱從之。

25 『明太祖実録』巻七十四、洪武五年六月癸未。

上諭中書省臣曰、近者礼部奏定中宮女織、遣奉御張和・蔡旺往蘇・杭二州、選民間婦女通曉書、數願入宮者得四十四人、其中堪任事者十四人、已俱授職各賜白金三十七兩、以贍其家。有年未及二十者三十人、各賜白金二十兩、遣還聽其適人。其已授女職者、令有司蠲其徭役。

26 『万曆野獲編』補遺卷一、宮闈、選江南女子。

民間女子年十三歲以上、十九歲以下、婦人年三十歲以上、四十歲以下、夫無者、願入宮備使、令各給鈔為道里費、送赴京師。蓋女子以備六宮、而婦人則充六尚也。

27 『礼記』昏義。

古者天子後立六宮、三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻、以聽天下之內治、以明章婦順、故天下內和而家理。

28 注<sup>25</sup>に同じ。

29 『明太祖實錄』卷百三十五、洪武十四年正月庚子。

敕諭、蘇・松・嘉・湖及浙江・江西有司。凡民間女子年十三以上十九以下、婦人年三十以上四十以下無夫者、不問容貌妍醜、但無惡疾。願入宮備使令者、女子人給鈔六十錠、婦人給鈔五十錠、為道里費、送赴京師。

30 『万曆野獲編』補遺卷一、宮闈、採女官。

天順三年、上命鎮守浙江太監盧永・江西太監葉達・福建少監馮讓曰、宮中原設六尚女官、以紀內事、須識字婦人充任。近年多放還家、及老疾不任事者、欠人任用。勅至、即密訪良家女子年十五以上、無夫婦人四十以下。能讀書写字、並諳曉算法者四五十人、籍記之。待明春遣人同爾會選。令其親屬送來。觀此勅、則禁中須女官甚急、向來宮掖充滿。俱係北產、不諳文理、故命江南選採。不独取其美麗。

31 注<sup>24</sup>に同じ。

32 『明史』卷七十四、職官志三、女官。「服勞多者、或五載六載、得歸父母、聽婚嫁。年高者許歸、願留者聽。」

33 『明英宗實錄』卷百五、正統八年六月壬寅。

直隸鳳陽府臨淮縣民劉昶奏、臣祖母胡淑清、洪武間選入內為女官、彼時蒙恩、復臣家、近年有司、仍令供役望垂矜惻。上命戶部復之如故。

34 『明史』卷百十三、后妃伝一、孝穆紀太后。

孝穆紀太后、孝宗生母也、賀昇人。本蠻土官女。成化中征蠻、俘入掖庭、授女史、警敏通文字、命守內藏。

35 『明太祖實錄』卷二十八上、吳元年十二月丁未。

36 『明史』卷百十三、后妃伝一。

洪武五年、定為六局一司。局曰尚宮・尚儀・尚服・尚食・尚寢・尚功、司曰宮正、秩皆正六品。每局領四司、其屬二十有四、而尚宮總行六局之事。戒令責罰、則宮正掌之。官七十五人、女史十八人、視唐減百四十余人、凡以服勞宮寢、祇勤典守而已。

37 『明太祖實錄』卷七十四、洪武五年六月丁丑。

38 『明太祖實錄』卷百六十一、洪武十七年四月癸未。

39 『明太祖實錄』卷二百四十一、洪武二十八年九月辛酉。

40 『万曆野獲編』補遺卷一、宮闈、女秀才。

凡諸宮女會受內臣教習。讀書通文理者、先為女秀才、遞陞女史、陞宮官。以至六局掌印。則為清華內職。

『酌中志』卷十六、內府衙門職掌。

宮內教書……所教宮女、誦『百家姓』『千字文』『孝經』『女訓』『女孝經』『女誠』『內則』『詩』『大學』『中庸』『論語』等書、學規最嚴、能通者陞女秀才、陞女史、或陞宮正司六局掌印。凡聖母及后妃禮儀等事、則女秀才為引禮贊禮官也。

41 注<sup>36</sup>に同じ。

42 『明史』卷百十三、后妃伝一。「是以終明之代、宮壺肅清、論者謂其家法之善、超軼漢・唐。」

43 『明史』卷百十三、后妃伝一。「明太祖鑑前代女禍、立綱陳紀、首嚴內教。」

44 『典故紀聞』卷二。

太祖以元末之君不能嚴宮闈之政、至宮嬪女謁私通外臣、而納其賄賂、或施金帛於僧道、或番僧入宮中撰持受



戒、而大臣命婦、亦往来禁掖、淫澆邪乱、礼法蕩然、以至於亡。遂深戒前代之失、著為令典、俾世守之。皇后之尊、止得治宮中嬪婦之事、即宮門之外、毫髮事不預焉。自后妃以下至嬪侍女使、大小衣食之費、金銀錢帛器用百物之供、皆自尚宮奏之、而後發內使監官覆奏、方得赴所部關領。若尚宮不及奏、而朦朧發內官監、監官不覆奏、而輒擅領之部者、皆論以死、或以私書出外者、罪亦如之。宮嬪以下遇有病、雖医者不得入宮中、以其証取藥而已。群臣命婦、於慶節朔望、朝見中宮而止、無故即不得入宮中。人君亦無有見外命婦之礼。天子及親王后妃宮嬪等、必慎選良家子而聘焉、戒勿受大臣所進、恐其夤緣為奸、不利於国也。至於外臣請謁寺觀燒香礼告星斗之類、其禁尤嚴。

注 1 に同じ。

注 34 に同じ。

注 13 に同じ。

48 『明史』卷百十三、后妃伝一、恭肅貴妃。

恭肅貴妃万氏、諸城人。四歲選入掖廷、為孫太后宮女。及長、侍憲宗於東宮。

49 『明史』卷百十四、后妃伝二、孝靖王太后。「母以子貴、寧分差等耶。」

50 『明史』卷百十三、后妃伝一、恭獻賢妃。

恭獻賢妃權氏、朝鮮人。永樂時、朝鮮貢女充掖庭、妃与焉。

『明史』卷百十三、后妃伝一、孝惠邵太后。

孝惠邵太后、憲宗妃、興獻帝母也。父林、昌化人、貧甚、鬻女於杭州鎮守太監、妃由此入宮。

51 メンドーサ・ゴンサーレス（長南実、訳）『チナ帝国誌』岩波書店、一九六五年。注 18 に同じ。

52 『国朝宮史』卷二。「明季宮女至九千人、内監至十万人、飲食不能遍及、日有餓死者。」

53 『明史』卷百十三、后妃伝一。「諸妃位号亦惟取賢・淑・莊・敬・惠・順・康・寧為称。」

54 『明太祖実録』卷二百二十四、洪武二十六年正月丁未。「冊美人李氏為賢妃、葛氏為麗妃、劉氏為惠妃。」

『明太宗実録』卷八十八、永樂七年二月己卯。

冊立張氏為貴妃、權氏為賢妃、任氏為順妃、命王氏為昭容、李氏為昭儀、呂氏為婕妤、崔氏為美人。張氏故追封河間忠武王王之女。王氏蘇州人。余皆朝鮮人。

55 『万曆野獲編』卷三、宮闈、封妃異典。「皇貴妃始於宣廟朝是固然矣。」

『万曆野獲編』補遺卷一、宮闈、仁廟殉葬諸妃。「至宣廟始加孫氏為皇貴妃。」

56 『明世宗実録』卷百十八、嘉靖九年十月壬戌。

『明世宗実録』卷百二十三、嘉靖十年三月丁亥。

58 『明世宗実録』卷百五十八、嘉靖十三年正月乙巳。

59 嘉靖十三年、二十六年、三十一年、三十四年、四十三年と、淑女選びが行なわれている。

60 『読礼通考』卷七十五。

61 『万曆野獲編』卷三、宮闈、東宮妃号。

万曆丙午春三月、上以皇太子第一子生、其生母為欽命選侍王氏。未有封号、命内閣及礼部擬議進呈。初擬皇太子嬪、不允。又擬皇太子夫人、亦不当聖意。乃下聖諭、進封為才人。

62 注 44 に同じ。

63 『酌中志』卷十六、内府衙門職掌。

浣衣局。惟此署不在皇城內、在德勝門迤西、俗称漿家房者是也。凡宮人年老及有罪退廢者、發此局居住。内官監例有供給米塩、待其自斃、以防洩漏大内之事、法至善也。天啓七年十一月、客氏答死于此。

64 『万曆野獲編』補遺卷三、畿輔、安樂堂。

内廷宮人無位号名秩而病故、或以譴責死者、其屍亦伝達安樂堂。又轉致停尸房。易朱棺再送火葬。

『酌中志』卷十六、内府衙門職掌。  
安樂堂。在北安門裏、掌房官一員、掌司數十員。凡在裏内官及小火者、有病送此处医治、痊可之日、重謝房

主、消飯供職。如不幸病故、則各有送終内官、啓胴符、出北安門、内官監給棺木、惜薪司給焚化柴、抬至淨樂堂焚化、皆祖宗為中官始終之大恩也。

65 『酌中志』卷十六、内府衙門職掌。

淨樂堂。在西直門外、内官經營数人。凡宮女・内官無親屬者、死後於焚化。堂有東西二塔、塔下有智井、皆盛貯骨灰之所。

66 『酌中志』卷十六、内府衙門職掌。

内安樂堂。在金龍玉螭橋西、羊房夾道。掌司其事者二三十人。凡宮人病老或有罪、先發此処、待年久再發外之浣衣局也。

67 『明史』卷百十四、后妃伝二、孝定李太后。

一日、帝入侍、太后問故。帝曰、彼都人子也。太后大怒曰、爾亦都人子。帝惶恐、伏地不敢起。蓋内廷呼宮人曰都人、太后亦由宮人進、故云。

68 『明史』卷百十四、后妃伝二、孝靖王太后。

光宗生母也。初為慈寧宮宮人。年長矣、帝過慈寧、私幸之、有身。

69 『明太祖実録』卷三十四、洪武元年八月甲午。

『明史』卷六十六、輿服二、宮人冠服。

70 『明史』卷七十四、職官志三、女官。

『明史』卷百十四、后妃伝二、孝烈皇后。

71 『明世宗実録』卷二百六十七、嘉靖二十一年十月丁酉。

『万曆野獲編』卷十八、刑部、宮婢肆逆。この他に『松窗夢語』卷五、災異紀にも見られる。

72 注 68 に同じ。

- 76 『明神宗実録』卷四、隆慶六年八月乙卯。  
改封廉慎夫人徐氏為佑聖夫人、給誥服、陞其姪錦衣衛正千戶、徐鴻為指揮僉事。以徐氏有侍聖母勞也。
- 77 『明太宗実録』卷四十一、永樂三年四月辛巳。「追封乳母馮氏、為保聖賢順夫人。」
- 78 『明仁宗実録』卷一下、永樂二十二年八月丁卯。「贈保母金氏為翊聖恭惠夫人。」
- 79 『明英宗実録』卷百四十、正統十一年四月乙卯。  
賜輔聖夫人藺氏、佐聖夫人李氏、誥命以其保衛聖躬年久多効勤勞也。
- 80 『明史』卷六十六、輿服二、内命婦冠服。
- 81 『明太祖実録』卷六十二、洪武四年三月乙巳。  
定命婦封号一品・二品為夫人、三品淑人、四品德人、五品宜人、六品安人、七品儒人、公侯伯子男各隨其夫之爵。
- 82 『明史』卷百十四、后妃伝二、裕妃張氏。
- 83 注63に同じ。

## 六尚局変遷表

※『明史』および『明太祖実録』により作成

### ①洪武五年(1372)六月丁丑

尚宮局	尚宮(二人)	——	司紀(二人) 司言(二人) 司簿(二人) 司闈(四人) 女史(六人)
尚儀局	尚儀(一人)	——	司籍(四人) 司樂(二人) 司賓(四人) 司贊(四人) 女史(三人)
尚服局	尚服(一人)	——	司宝(二人) 司衣(二人) 司仗(四人) 司飾(二人) 女史(二人)
尚食局	尚食(一人)	——	司饌(四人) 司醞(二人) 司藥(二人) 司供(二人) 女史(二人)
尚寢局	尚寢(一人)	——	司設(四人) 司輿(二人) 司苑(二人) 司燈(四人) 女史(二人)
尚功局	尚功(一人)	——	司製(四人) 司珎(二人) 司綵(二人) 司計(二人) 女史(二人)
宮正司	宮正(二人)	——	女史(二人)

六尚局変遷表

※『明史』および『明太祖実録』により作成

②洪武十七年(1384)四月癸未

局名	正五品	正六品	正七品
尚宮局	尚宮(一人)	司記・司言・司簿・司闈	掌記・掌言・掌簿・掌闈
尚儀局	尚儀(一人)	司籍・司樂・司賓・司贊	掌籍・掌樂・掌賓・掌贊
尚服局	尚服(一人)	司宝・司衣・司仗・司飾	掌宝・掌衣・掌仗・掌飾
尚食局	尚食(一人)	司膳・司醞・司菓・司饈	掌膳・掌醞・掌菓・掌饈
尚寢局	尚寢(一人)	司設・司輿・司苑・司燈	掌設・掌輿・掌苑・掌燈
尚功局	尚功(一人)	司製・司珍・司綵・司計	掌製・掌珍・掌綵・掌計
宮正司	宮正(一人)	司正(一人)	女史(二人)

③洪武二十八年(1395)九月辛酉

局名	正五品	正六品	正七品	正八品
尚宮局	尚宮(二人)	司記(二人)	典記(二人)	掌記(二人)
		司言(二人)	典言(二人)	掌言(二人)
		司簿(二人)	典簿(二人)	掌簿(二人)
		司闈(六人)	典闈(六人)	掌闈(六人)
尚儀局	尚儀(二人)	司籍(二人)	典籍(二人)	掌籍(二人)
		司樂(四人)	典樂(四人)	掌樂(四人)
		司賓(二人)	典賓(二人)	掌賓(二人)
		司贊(二人)	典贊(二人)	掌贊(二人)
		彤史(二人)		
尚服局	尚服(二人)	司宝(二人)	典宝(二人)	掌宝(二人)
		司衣(二人)	典衣(二人)	掌衣(二人)
		司飾(二人)	典飾(二人)	掌飾(二人)
		司杖(二人)	典仗(二人)	掌仗(二人)
尚食局	尚食(二人)	司膳(四人)	典膳(四人)	掌膳(四人)
		司醞(二人)	典醞(二人)	掌醞(二人)
		司菓(二人)	典菓(二人)	掌菓(二人)
		司饈(二人)	典饈(二人)	掌饈(二人)
尚寢局	尚寢(二人)	司設(二人)	典設(二人)	掌設(二人)
		司輿(二人)	典輿(二人)	掌輿(二人)
		司苑(二人)	典苑(二人)	掌苑(二人)
		司燈(二人)	典燈(二人)	掌燈(二人)
尚功局	尚功(二人)	司製(二人)	典製(二人)	掌製(二人)
		司珍(二人)	典珍(二人)	掌珍(二人)
		司綵(二人)	典綵(二人)	掌綵(二人)
		司計(二人)	典計(二人)	掌計(二人)
宮正司	宮正(一人)	司正(二人)	典正(四人)	女史(四人)

未封妃嬪表

※『明実録』より作成

(嘉靖)年月		名	生前の身分		追封	死後の扱い
二十九年	三月	包氏	未封妃	薨	宜妃	喪祭如皇妃礼
	五月	陳氏	〃	卒	静妃	喪葬如妃礼
三十年	六月	何氏	〃	薨	睦妃	賜祭葬如懷榮賢妃例
三十一年	六月	王氏	〃	薨	麗妃	〃
三十二年	四月	王氏	〃	薨	莊妃	喪礼如睦妃例(嘉靖三十年六月)
	七月	褚氏	〃	薨	晏妃	詔喪礼如睦妃例(嘉靖三十年六月)
	八月	張氏	〃	薨	常妃	詔喪礼如晏妃例(嘉靖三十二年七月)
三十三年	三月	彭氏	〃	薨	安妃	喪葬如例
三十四年	六月	高氏	〃	薨	和妃	喪儀如睦妃何氏例(嘉靖三十年六月)
	九月	耿氏	〃	薨	平妃	〃
	閏十一月	吳氏	〃	薨	定妃	〃
三十五年	正月	李氏	〃	薨	順妃	治喪葬如例
	二月	王氏	未封宮嬪	卒	懷嬪	喪葬如妃礼
	四月	黃氏	未封嬪	卒	常嬪	喪祭如例
三十六年	八月	王氏	未封妃	薨	懷妃	喪礼如順妃李氏例(嘉靖三十五年正月)
	十月	馬氏	〃	薨	常妃	喪儀如常嬪黃氏例(嘉靖三十五年四月)
三十七年	閏七月	張氏	〃	薨	安妃	治喪葬如例
	十一月	楊氏	未封	薨		治喪葬如常嬪黃氏例(嘉靖三十五年四月)
三十八年	五月	劉氏	〃	薨	康嬪	詔喪礼如常嬪馬氏例(嘉靖三十六年十月)
	十月	楊氏	〃	薨	常嬪	祭葬如例
	十一月	張氏	〃	薨	〃	〃
三十九年	五月	于氏	未封妃	薨	宜妃	治喪葬如例
四十年	四月	傅氏	未封宮人	薨	常嬪	〃
四十二年	八月	武氏	未封宮御	卒	〃	喪礼如康嬪劉氏例(嘉靖三十八年五月)
	九月	諸氏	〃	卒	静妃	治喪葬如例
	十月	張氏	〃	卒	和妃	〃
四十三年	七月	田氏	未封宮嬪	薨	静嬪	〃
	八月	高氏	未封妃	薨	安妃	〃
四十四年	二月	孟氏	未封宮御	薨	安嬪	〃
	八月	宋氏	〃	薨	麗嬪	〃
	九月	杜氏	〃	薨	莊妃	詔喪葬如例
四十五年	六月	王氏	未封妃	薨	康妃	治喪葬如例
	〃	楊氏	〃	薨	崇妃	喪葬如皇貴妃閻氏例
	〃	任氏	未封宮嬪	薨	和嬪	治喪葬如例
	十一月	高氏	未封宮御	薨	常嬪	〃
	〃	王氏	〃	薨	〃	〃

○未封妃 一十九人

- 宜妃 (二人)
- 常妃 (二人)
- 安妃 (三人)
- 静妃
- 睦妃
- 麗妃
- 莊妃
- 晏妃
- 和妃
- 平妃
- 定妃
- 順妃
- 懷妃
- 康妃
- 崇妃

○未封者 一十七人

- ・宮嬪 (三人)
- ・嬪 (一人)
- ・宮御 (八人)
- ・宮人 (一人)
- ・未封 (四人)
- ・常嬪 (2人)
- ・康嬪 (1人)
- ・不明 (1人)

明代后妃表1

		洪武帝		建文帝	永樂帝	
			追贈			追贈
皇太后						
皇后		馬氏	馬氏	馬氏	徐氏	徐氏
妃	貴妃	孫氏・趙氏			張氏・王氏	
	賢妃	李氏			權氏・喻氏	
	惠妃	郭氏・劉氏				
	淑妃	李氏				
	敬妃					
	順妃	胡氏			任氏	
	麗妃	葛氏・謝氏				
	充妃	胡氏・吳氏				
	成妃					
	寧妃	郭氏				
	元妃					
	恭妃					
	定妃	達氏				
	安妃	鄭氏				
		昭容				王氏
昭儀					李氏	
婕妤					呂氏	
美人		李氏			崔氏	

韓妃・周妃・邸氏  
余妃・楊妃・王氏

※ 『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。  
それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。  
(殉葬は、次の皇帝によって追贈されたものを記載。)



明代后妃表2

		洪熙帝			宣德帝		
			追贈	殉葬		追贈	殉葬
皇太后					張氏(洪熙帝皇后)		
皇后		張氏			胡氏(廢后)・孫氏		
妃	貴妃	郭氏		郭氏	孫氏		何氏(惠妃より)
	賢妃	李氏			呉氏		趙氏
	惠妃	趙氏			何氏		呉氏
	淑妃	王氏		王氏	劉氏		焦氏・諸氏
	敬妃	張氏					曹氏
	順妃	張氏	張氏	譚氏			徐氏
	麗妃	王氏	李氏	王氏			袁氏
	充妃	黄氏					李氏
	成妃						何氏
	寧妃						
	元妃						
	恭妃						諸氏
	定妃						
	安妃						
	昭容	王氏					
	昭儀						
	婕妤						
	美人						

張氏

郭嬪

※ 『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。

それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。

(殉葬は、次の皇帝によって追贈されたものを記載。)

明代后妃表3

		正統帝(天順帝)		景泰帝	
			追贈		追贈
太皇太后		張氏(洪熙帝皇后)			
皇太后		孫氏(宣德帝皇后)		孫氏(宣德帝皇后) 吳氏(宣德帝賢妃)	
皇后		錢氏	張氏(洪熙帝皇后) 胡氏(宣德帝皇后) 孫氏(宣德帝皇后)	汪氏(廢后) 杭氏	
妃	皇貴妃	周氏(貴妃より)		唐氏	
	貴妃	周氏			
	賢妃	王氏			
	惠妃	王氏	劉氏(敬妃より)		
	淑妃	高氏			
	敬妃	劉氏			
	順妃				
	麗妃	劉氏			
	充妃		余氏		
	成妃	張氏			
	寧妃				
	元妃				
	恭妃	劉氏・楊氏			
	定妃				
	安妃	楊氏			
	宸妃	萬氏			
	昭妃	武氏			
	端妃				
	德妃	魏氏・韋氏・張氏			
	貞妃	王氏			
和妃	宮氏				
靜妃					
莊妃	趙氏				
榮妃					

劉氏・陳氏・王氏

※ 『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。  
それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。

明代后妃表4

	成化帝		弘治帝		正徳帝	
		追贈		追贈		追贈
太皇太后			周氏(正統帝貴妃)		王氏(成化帝皇后)	
皇太后	錢氏(正統帝皇后) 周氏(正統帝貴妃)		王氏(成化帝皇后)		張氏(弘治帝皇后)	
皇后	呉氏(廢后) 王氏	錢氏(正統帝皇后)	張氏	周氏(正統帝貴妃) 紀氏(弘治帝生母)	夏氏	王氏(成化帝皇后)
妃	皇貴妃	萬氏(貴妃より)				
	貴妃	萬氏・邵氏(宸妃より)				
	賢妃	柏氏			沈氏	
	恵妃	郭氏				
	淑妃		紀氏(弘治帝生母)			
	敬妃	王氏				
	順妃	王氏				
	麗妃	章氏				
	充妃					
	成妃					
	寧妃					
	元妃					
	恭妃	楊氏				
	定妃					
	安妃	姚氏				
	宸妃	邵氏				
	昭妃	王氏				
	端妃	潘氏				
	徳妃	張氏				呉氏
	貞妃					
	和妃	梁氏				
	静妃	岳氏				
	荘妃					
榮妃	唐氏					

※ 『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。  
それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。

明代后妃表5

		嘉靖帝		隆慶帝	
		追贈		追贈	
太皇太后		邵氏(成化帝貴妃)			
皇太后	張氏(弘治帝皇后) 邵氏(成化帝貴妃) 蔣氏(嘉靖帝生母)				陳氏(隆慶帝元配) 杜氏(嘉靖帝康妃)
皇后	陳氏 張氏(順妃より。後に廢后) 方氏(德嬪より)	張氏(弘治帝皇后) 夏氏(正徳帝皇后) 方氏(嘉靖帝皇后)		陳氏	陳氏(嘉靖帝皇后)
皇貴妃	沈氏・王氏(貴妃より)	閻氏(貴妃)		李氏	
貴妃	沈氏(宸妃より)・閻氏(肅妃より)・王氏(昭嬪より)・文氏(敬妃より)				
賢妃		鄭氏(賢嬪)		江氏・姜氏	
惠妃					
淑妃	張氏				
敬妃	文氏				秦氏 莊氏
順妃	張氏	李氏(未封)			
麗妃	閻氏(肅嬪より)	王氏(未封)			
成妃					
寧妃					
元妃					
恭妃	文氏			李氏	
定妃		吳氏(未封)			
安妃	沈氏(安嬪より)	彭氏(未封)・張氏(未封)・高氏(未封)			楊氏
宣妃	沈氏(僖嬪より)・王氏				
昭妃					
端妃	曹氏(端嬪より)				董氏
僖妃	張氏				李氏
貞妃	馬氏				
和妃		高氏(未封)・張氏(未封)			趙氏
靜妃		陳氏(未封)・諸氏(未封)			
榮妃	趙氏	楊氏(未封)・馬氏			王氏
徽妃	王氏(徽嬪より)				
睿妃					韓氏
宣妃	宋氏	包氏(未封)・于氏(未封)			
睦妃		何氏(未封)			
知妃					
壽妃	尚氏				
奇妃					
肅妃	江氏(恭嬪より)				葉氏
雍妃	陳氏(雍嬪より)				
英妃					魏氏
徽妃					
裕妃					
懿妃	趙氏(榮嬪より)				于氏
康妃	杜氏(康嬪より)	王氏(未封)			
莊妃		王氏(未封)・杜氏(未封)			劉氏
永妃	徐氏				
常妃		張氏(未封)・馬氏(未封)			
僖妃					
曇妃		褚氏(未封)			
平妃		耿氏(未封)			
慎妃					
貞妃					
純妃					
懷妃		王氏(未封)			
靖妃	盧氏(端嬪より)				
禮妃					
德嬪	方氏				
莊嬪	鄭氏・王氏				
寧嬪	王氏・郭氏				
麗嬪	閻氏	宋氏(未封)			
惠嬪	聶氏				
安嬪	沈氏	孟氏(未封)			
和嬪	盧氏	任氏			
僖嬪	沈氏				
康嬪	杜氏・劉氏				
徽嬪	王氏				
賢嬪	鄭氏				
靖嬪	盧氏				
慎嬪					
端嬪	曹氏				
淑嬪	劉氏				
敬嬪	李氏				
恭嬪	江氏				
順嬪	任氏				
榮嬪	趙氏・余氏				
昭嬪	王氏・徐氏				
裕嬪	王氏				
雍嬪	趙氏				
常嬪	仁氏・劉氏・張氏	黃氏(未封)・楊氏(未封)・張氏(未封)・傅氏(未封)・武氏(未封)・高氏(未封)・王氏(未封)			
雍嬪	陳氏				
靜嬪	王氏	田氏(未封)			
宣嬪	王氏				
懷嬪		王氏(未封)			

※『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。  
それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。

明代后妃表6

	万曆帝		泰昌帝		天啓帝		崇禎帝	
		追贈		追贈		追贈		追贈
太皇太后								
皇太后	陳氏(隆慶帝皇后) 李氏(隆慶帝貴妃)	李氏(隆慶帝貴妃)			王氏(泰昌帝生母) 王氏(天啓帝生母)	劉氏(崇禎帝生母)		
皇后	王氏	陳氏(隆慶帝皇后) 王氏(万曆帝皇后)			張氏 郭氏(泰昌帝元配)	周氏	張氏(天啓帝皇后) 郭氏	
皇貴妃	鄭氏(貴妃より) 王氏(恭妃より)	李氏			范氏 任氏		鄭氏(万曆帝皇貴妃) 田氏(崇禎帝貴妃)	
貴妃	鄭氏(德妃より)・李氏			劉氏(崇禎帝生母)	李氏	田氏(礼妃より)・袁氏(淑妃より)		劉氏
賢妃								
惠妃								
淑妃						袁氏		
敬妃	李氏							
順妃	常氏(宮人より)・李氏							
麗妃								
成妃					李氏			
寧妃								
元妃								
恭妃	王氏(宮人より。泰昌帝生母)							
定妃								
安妃								
宸妃								
昭妃	劉氏							
端妃	周氏(端嬪より)							
禮妃	鄭氏(淑嬪より)・李氏・許氏							
貞妃								
和妃								
靜妃								
榮妃	王氏(安嬪より)							
徽妃								
睿妃	楊氏				任氏			
宣妃								
睦妃								
知妃								
樂妃								
壽妃								
奇妃								
肅妃								
雍妃								
英妃								
徽妃					范氏			
裕妃					張氏			
懿妃						傅氏(泰昌帝選侍)		
康妃						李氏(泰昌帝選侍)		
莊妃						李氏(泰昌帝選侍)		
永妃								
常妃								
僖妃		王氏						
曇妃								
平妃								
慎妃								
良妃					王氏			
純妃					款氏			
懷妃								
靖妃								
礼妃						田氏		
德嬪	李氏							
莊嬪								
寧嬪								
麗嬪								
惠嬪								
安嬪	王氏							
和嬪	梁氏							
僖嬪								
康嬪								
徽嬪								
賢嬪								
靖嬪								
慎嬪	魏氏・耿氏							
端嬪	周氏							
淑嬪	鄭氏							
敬嬪	邵氏・趙氏							
恭嬪								
順嬪	張氏							
榮嬪	李氏							
昭嬪								
裕嬪					張氏			
綏嬪								
常嬪								
雍嬪								
靜嬪								
宣嬪								
懷嬪								

※ 『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。  
それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。

## 第二章 明代の皇后・皇太后―「嫡母」と「生母」

### 前言

第一章では明代の後宮制度の内容と制度について、明らかにした。后妃・女官・宮人で構成される後宮は、その頂点に立つのは皇后もしくは皇太后である。

言うまでもなく皇后は皇帝の妻であり、中国歴代王朝に必ず存在し、子が幼くして即位した場合は皇太后として垂簾聴政を行なうなど、時に大きな影響を与えてきた。皇帝が始めて登場する秦代では、皇后についての記載が少ないが、皇后が間違いなく存在したとわかっている漢代の研究では、谷口やすよ氏と渡辺義浩氏のものがある。それらによると皇后の権威は皇帝の嫡妻であることに由来し、いわば嫡妻権をもつて権力を握るとしている。また、岡安勇氏は皇太后は、先帝とともに天命を受け宗廟を奉ずる資格を得ていたことから、皇帝の母という点で皇帝に対する優位が認められるとしている<sup>1</sup>。

皇后は皇帝の妻であるが、次の皇帝の生母とは限らない場合がある。そのとき新皇帝は嫡母である先代皇后と、生母である先代庶妃の二人の母を持つことになる。彼女たちに対する扱いは、後漢の早い段階で生母に皇后を死後追贈する動きが見られる。しかしそれは皇帝と一体のものとされる皇后の優越を妾が破るものであり、また皇后の量産は権威の低下を招くことになった<sup>2</sup>。

このように嫡妻であることでもっていた皇后の権威は、次第に低下してゆく。一方で皇帝は、嫡母と生母の二人の母をかかえるなかで、生母の地位上昇につとめる様子が見て取れる。こうした傾向はその後も続き、ついには祖廟である太廟への祭祀に、本来であれば祀られないはずの生母を祀ろうとする動きが、唐代を経て宋代に出現するのである<sup>3</sup>。

明代においても、皇帝不在などの皇位継承問題が生じた時は皇太后が対処しているが、本章ではその皇太后の

権威が、漢代からの流れのなかで、どのような位置づけができるのか考察してみたい。

### 第一節 皇后の起源と変遷

皇后とは、皇帝の正妻を指す用語である。つまり、皇帝がいて初めて登場した地位といえる。

ところが初めて皇帝を称した秦の始皇帝の皇后について、『史記』には記載がない。その存在の可能性を示すものとしては、『漢書』の「漢が興り、秦の称号に因り、帝母を皇太后と称し、祖母を太皇太后と称し、妻を皇后と称し、妾は皆夫人と称す」という記述のみである<sup>4</sup>。

秦に皇后がいたかどうかはともかく、秦の制度にならったという漢の皇后についても、やはり『史記』には記述が少ない。また高祖皇后呂氏を「帝后」「正后」と表記しており、皇后という言葉は恵帝皇后張氏から使用されている。このようにあいまいな点もあるが、少なくとも漢代から皇后が存在したことは、間違いないと言えよう。

漢代の皇后についての研究は、谷口やすよ氏や渡辺義浩氏のものがある。それによると漢代の皇后は皇帝とともに宗廟を奉じ、天下の母として君臨する存在とされる。「天子と后は、日と月、陰と陽のように」皇后は皇帝の嫡妻であることにより、皇帝と一体とみなされた。岡安勇氏はこの点について、実母に限らず皇太后は皇帝の母として権威をもったとしている<sup>5</sup>。いずれにせよ、皇后が皇帝とともに宗廟を奉ずることで権威をもったとすることは共通している。こうした思想は前漢初期に成立していたが<sup>6</sup>、そのころはまだ立后に関する儀礼なども整備されておらず、皇后の権威が明確に認識されるのは、後宮が本格的に組織される武帝時代後半とされる<sup>7</sup>。

そして皇后の権威は、前漢末には「皇后の尊は天子にひとしい」とされ、皇后の尊厳が皇帝と同等となる<sup>8</sup>。後漢でもそれは続き「皇后の尊は朕と同体、宗廟を承け、天下に母たり」とあるように、皇帝と皇后は同尊であり同体であった<sup>9</sup>。

こうしたなかでしばしば問題となったのは、皇后と皇帝生母が異なった場合の后者への尊号である。「母は子を

以て尊し」は、皇后の優越を妾が破るものであり、皇帝と一体と見なされる皇后とは対立する存在となるものであった。

前漢では皇后の権威が増していく過程から、宣帝以降は皇太后を先帝皇后が称することが慣例となった。後漢でもすべての皇太后は先帝皇后であり、嫡母の権威が確立したと言えるが<sup>10</sup>、その一方で和帝が亡くなった生母へ皇后追贈を行っており、さらに桓帝になると、生母の生前に皇后号が贈られる動きも見られた。皇后号の乱発は皇后の権威の相対的低下であり、子の皇帝の権威に屈した形とも言える<sup>11</sup>。

生母を重んじようとする皇帝の行動は、祖廟である太廟の祭祀にも現れてくる。本来であれば一帝一后が原則であり、生前皇后であった者(嫡妻)が祀られ、生母は別に廟が立てられるのが通常であった。しかし、これも唐の玄宗が生母を太廟に配した例を受け、北宋では皇后と生母の双方を太廟に祀るようになってゆくのである<sup>12</sup>。皇后・皇太后号や太廟について、はなはだ簡単ながら流れをまとめたが、少なくとも漢代から皇后は存在し皇帝の妻、つまり嫡妻であることによって尊ばれていた。しかし次第に皇帝と血縁的関係のある生母が、皇帝によって皇后と同様の待遇を与えられてゆく。これが漢から唐、そして宋にかけての動きと言えよう。

## 第二節 明代の皇后・皇太后の分類

では前節の漢から宋代まで流れを、明代の皇后・皇太后はどのように受けたのか。

中国歴代王朝は規模の大小はあるが、後宮に皇后を筆頭とした多くの妃嬪を置いている。結果として多くの子女を持ち、そこから後継者となる皇太子が選ばれ、皇帝となるわけだが、明代ではこの皇位継承について規定がある。洪武帝が制定した明皇室の家訓である『皇明祖訓』では「嫡母所生の者を立てるべきで、庶母所生の者は年長であっても立ってはならない」としている<sup>13</sup>。長幼に関わりなく皇后所生、つまり嫡子が皇帝となると定められたものであり、嫡子優先主義という言い方ができよう。



しかし嫡子が皇太子、ひいては皇帝になるのは、むしろ当然である。それでも洪武帝があえて嫡子優先を明言したのは、皇位継承問題が王朝を弱める原因となってきた点に鑑みてのことだろう。一方で嫡子のみでの王朝存続が難しいことも、また自明である。そのため『皇明祖訓』も、嫡子の優先をうたっているが、嫡子がいなければ庶子が後継者となることを積極的に否定するものはない。そして明代も、他の王朝と同じく嫡子のみの継承とはいかず、むしろ庶子が皇帝になるほうが多かった。つまり明代の皇后にも皇太子を生んだ者と、生まなかった者がおり、特に後者は皇帝生母が他にいるため、皇太后という地位に変化をもたらすことになる。

そこで、明代の皇后・皇太后について嫡母・生母という点で整理してみたい。なお血縁関係及び皇后・皇太后の在位期間については、後添の家系図と、明代皇后・皇太后表を参照されたい。

#### ①「嫡聖母」

明代は洪武帝が定めた嫡子優先を一代通じて継承しており、もっとも好ましい状態は皇后が皇太子(次の皇帝)の生母という場合である。明代で皇后は、新皇帝の生母であつてもなくても、聖母という称号を贈られている。ここでは区別するために、皇后が皇太子生母である者を「嫡聖母」と表記する。

明代で「嫡聖母」の例は、洪武帝皇后(永楽帝生母)馬氏、永楽帝皇后(洪熙帝生母)徐氏、洪熙帝皇后(宣徳帝生母)張氏、宣徳帝皇后(英宗生母)孫氏、そして弘治帝皇后(正徳帝生母)張氏の五名が挙げられる。しかしこのなかで皇太子妃から皇后となり、生んだ皇子が皇帝になるという、スタンダードな段階を経た「嫡聖母」は非常に少ない。

まず、洪武帝皇后馬氏は永楽帝生母ではない可能性が高いことが指摘されている。

永楽帝皇后徐氏と洪熙帝皇后張氏はもともと燕王妃と燕王世子妃、つまり皇太子妃から皇后になったわけではない。またそれれ子である洪熙帝・宣徳帝を生んだのも、皇后になる前であつた。

さらに宣徳帝皇后孫氏は、子の英宗を産んだ事で皇后になった人物ではあるが、『明史』では英宗生母ではないと明言している<sup>14</sup>。実は明代前半は嫡子優先という原則がありながら、皇位継承が不安定であった。そこで庶長子を嫡子化するべく、生母を皇后としたという事情から、ここでは「嫡聖母」に含めた。

以上のように厳密な意味で、明代の「嫡聖母」は弘治帝皇后張氏一人のみしか該当しない。また広義に解釈しても、明代十五人の皇帝のなかで五例のみ、それも明代前半に集中しており、後期には一切登場しない。つまり、嫡子優先を原則としながらも明代の皇帝は、特に後半になると、すべて庶子からの即位である。

## ② 「嫡母」「生母」

明代後期以降、皇后所出の皇帝は存在しない。つまり皇帝の多くは庶長子であり、即位した時に生みの母である先帝庶妃のほかに、先帝皇后が尊属として存在する、つまり二人の母を持つことになる。ここでは先帝皇后を「嫡母」、先帝庶妃を「生母」と表記する。

「嫡母」「生母」の両者はともに新皇帝即位後に皇太后として尊ばれるが、明代でこのように二人の皇太后を初めて並立したのは景泰帝の時である。

景泰帝は異母兄の英宗が親征の途上、土木の変でオイラトに捕らえられたため、緊急避難的に即位した。そのため英宗の「嫡聖母」ですでに皇太后になっていた孫氏に尊号を贈って上聖皇太后とし、宣徳帝賢妃の「生母」呉氏を皇太后とした<sup>15</sup>。

ただ、景泰帝は奪門の変で復辟した英宗によって、王に戻されて逝去した。それに合わせ、「生母」呉氏も皇太后から宣徳帝賢妃に戻されているため、呉氏は「生母」としては例外的な存在と言える。しかしその後の皇帝は皇太后が常に二人存在する、つまり「生母」がいることが常態化する点を考えると、その先駆的な存在とも言えよう。

このような例は他に、成化帝期の「嫡母」（英宗皇后）錢氏と「生母」（英宗貴妃）周氏、万曆帝期の「嫡母」（隆慶帝皇后）陳氏と「生母」（隆慶帝貴妃）李氏である。「嫡母」はともかく「生母」は子の即位前に死去している場合が多く、「嫡母」「生母」が並び立つ例はこの二例のみである。

### ③ 太皇太后

明代においては皇帝がしばしば早くに崩御し、皇太后の上に太皇太后、つまり皇帝の祖母がいることもあった。太皇太后となった人物は「嫡聖母」の洪熙帝皇后張氏、「生母」の英宗皇貴妃周氏、「嫡母」の成化帝皇后王氏の三名が挙げられる。このように「嫡聖母」「嫡母」「生母」、いずれの太皇太后であっても、新皇帝の祖母として尊ばれた様子が見て取れる。

また明代で初めて太皇太后となった洪熙帝皇后張氏は、幼かった英宗の即位に尽力するなど、「嫡聖母」の孫氏がいたにもかかわらず、優越する形で行動している<sup>16</sup>。

### ④ その他

「嫡聖母」は当然のことながら、「嫡母」「生母」もまた、皇太后・太皇太后となっている。これは両者が広義に、皇太后は皇帝の母、太皇太后は皇帝の祖母である点に求められるであろう。しかし後継者となる皇子がおらず、傍系からの皇帝を迎えるとなった場合、誰を母や祖母とするかは、やはり問題となるものである。

明代でそうした例に当たるのが嘉靖帝である。彼は即位後まもなく大礼の議を引き起こしたが、嘉靖帝が亡父を皇帝として扱うよう求めたことがその発端となり、こうした要望は生母にも向けられた。嘉靖帝の即位当時、生母蔣氏と祖母（成化帝貴妃）邵氏が存命であったが、大礼の議のなかでまず祖母を皇太后、後に生母を聖母、つまり正式に皇帝の「嫡聖母」としたのである。

これは嘉靖帝が自らの皇位継承の正当化の目的がある一方で、次第に皇帝として力をつけ、当初の目的を達成していく皇帝権力強化の過程を表すものでもあった<sup>17</sup>。

#### ⑤ 死後追贈

これまで生前に皇后・皇太后になった人物を取り上げたが、生母であるが子の即位以前に逝去し、死後に号を贈られる例も存在する。

初めて死後追贈が行われたのは、弘治帝生母紀氏である。亡くなった当時は成化帝淑妃であったが、弘治帝即位により皇后を贈られている<sup>18</sup>。一方で、同じく隆慶帝生母杜氏も嘉靖帝康妃であったが、こちらは皇后ではなく皇太后が追贈された<sup>19</sup>。どちらも皇帝生母であり、死後に号を追贈されている点が共通しているが、前者は皇后で後者が皇太后と異なっている。

実は皇太后を初めて追贈された例は、嘉靖帝の祖母である成化帝貴妃の邵氏である。彼女は孫の即位で皇太后となったため「生母」に分類できるが、皇帝の祖母である以上、本来であれば太皇太后が贈られるはずである。それが皇太后となったのは、当時傍系から即位した嘉靖帝は、弘治帝皇后張氏を聖母として尊ばざるを得ず、皇太后である張氏を上回る事になる太皇太后の地位に、祖母をつける事ができなかったためと考えられる。しかしこれを画期として、その後「生母」は死後追贈も含めて、すべて皇太后号を与えられている。

他に廃后となった人物にも、死後追贈されている例がある。宣徳帝皇后の胡氏がそれであるが、廃された理由は跡継ぎとなる皇子がなかったためであり、そのためこの廃后は後年批判を受けている。こうした背景から、次の英宗によって改めて皇后号が贈られている<sup>20</sup>。

### 第三節 「嫡聖母」「嫡母」「生母」の差異

前節で分類したものをまとめると、明代で皇太后は宣徳年間に、太皇太后は次の正統年間に始めて登場し、更に続く景泰年間には「嫡聖母」と「生母」の二人の皇太后が初めて並立するようになる。それ以降の皇帝には、太皇太后を含む二人以上の皇太后がいることが多い。

成化・万暦年間には「嫡母」と「生母」、弘治年間には「生母」太皇太后と「嫡母」、正徳年間には「嫡母」太皇太后と「嫡聖母」といったように、「嫡聖母」「嫡母」「生母」の組み合わせは一様ではない。だが、いずれであっても皇太后、ひいては太皇太后になり得たと言える。

漢の皇太后には「嫡聖母」「嫡母」のいずれにせよ、皇位継承にも大きな発言権をもった。時代は下って明代では、皇位継承には皇太后が決定を下しているものの、こうした問題に関わった皇太后はすべて「嫡聖母」であり、比較するのは難しい。だが「嫡聖母」「嫡母」「生母」のいずれであっても等しく皇帝の母として皇太后となる様子は、生母の地位の向上であり、生母を皇后として扱おうとするそれまでの流れをくむものと言える。

しかしここで疑問が生じる。「嫡聖母」「嫡母」は皇后経験者であるため、皇太后になるのは当然としても、「生母」はもともと妃嬪の一人である。妃嬪と皇后との間には歴然たる差があり、同様の扱いなどされるはずがない。それが生んだ子が即位すると、一足飛びに皇后であった「嫡母」と同格の扱いをされるものだろうか。まずそもそも、皇后と妃嬪にどのような違いがあったのか。

『明史』輿服志を見ると皇后とその他の妃では、身分を誰の目にも明らかにするものとして、乗り物<sup>21</sup>・衣服<sup>22</sup>に明確な差が設けられている。特徴的なものを挙げると冊封の際に授けられる冊は、皇后が金冊であるのに対し妃は鍍金銀冊である。また同時に与えられる印も皇后は「皇后之宝」であるのに対し、妃には「皇妃の印」となっている<sup>23</sup>。ただ宣徳年間より後は、貴妃には宝が与えられることになるが、これは宣徳帝が「嫡聖母」張氏に願ひ出て、特に作らせたものである<sup>24</sup>。後に踏襲されるとはいえ、当時としては非常な特例であり、皇后と妃が同列の扱いというのはいえぬことであった。

このように、皇后と妃嬪には大きな隔たりがある。しかし不思議なことに皇太后・太皇太后については「皇后と同じ」とするのみに留まっている<sup>25</sup>。少なくとも規定の上では、「嫡母」はともかく、「生母」も皇后と同じ待遇となり、妃であった「生母」は皇后であった「嫡母」と同格となってしまうのである。

しかし、本当に皇后と全くすべてが同じであったのだろうか。

まず明代で初めての皇太后、洪熙帝皇后で宣徳帝の「嫡聖母」張氏の例から見てみたい。

張氏の皇太后冊封の際、礼部が出した儀注は「上尊皇太后及冊立皇后・皇妃儀注」とある<sup>26</sup>。目を引くのは皇后と他の妃に対しては、冊立という文言が使用されているにも関わらず、皇太后には使用されていない事である。実は規定についても皇后冊封はあるが、皇太后のものは見当たらない<sup>27</sup>。まるで皇太后が冊封されていないかのようにであるが、内容を見ると「冊宝を奉り、母后張氏を尊んで皇太后とする」とされている<sup>28</sup>。通常、冊封儀礼は冊と印章(宝)が与えられるものである点から、冊封はなされていると見るべきであろう。張氏は孫の英宗即位とともに太皇太后となるが、そのときも同様である<sup>29</sup>。

皇后や妃には使われる冊封という言葉が、皇太后・太皇太后には使われていない理由としては、皇太后に「冊宝を上奉」するという姿勢に求められる。人の誰も取って代われない至高の存在の皇帝が、宣徳帝の場合「嫡聖母」張氏を「尊んで皇太后」にしている。そのため儀礼の中で、皇帝は「北に向かって立つ」、のである。本来皇帝は南面、下座である南を向いているはずが、皇太后に尊号を奉る際は北面、下座に立つのである<sup>30</sup>。皇后や妃に対して行なわれた冊封は、広義では君臣の間柄と規定できる。しかし皇太后に対して皇帝が「上尊」「北面」するのは、母である皇太后に対して君臣関係から離れ、母子関係という立場を取っている証明であろう。皇太后(母)が皇后(妻)よりも優先・優越する理由もここにあると言える。

さて、明代初の皇太后張氏は「嫡聖母」であるが、皇后であった「嫡母」と妃嬪であった「生母」はどうなるのだろうか。

初めて「生母」を皇太后とした景泰帝の例を見てみると、「謹んで皇母皇太后を尊んで上聖皇太后とし、生母を皇太后とする」としている<sup>31</sup>。ここでいう皇母皇太后とは宣徳帝皇后で英宗生母の孫氏、「嫡聖母」である。先述の通り、当時英宗は土木の変でオイラトに捕らわれており、即位した景泰帝は孫氏に尊号を贈り尊重しつつも、宣徳帝賢妃であった母呉氏を皇太后、つまり後付けながらも宣徳帝皇后とすることで自らを嫡子化し、皇位継承の正当化を図ったと考えられる。そこまでしなければならぬほど、景泰帝の即位はイレギュラーなものであり、後に帝位を追われている。そのため、正式に「嫡母」「生母」の二人が並び立ったと言えるのは成化帝の時である。

成化帝は即位に際し、二人の皇太后を「母后皇后を尊んで慈懿皇太后、母妃皇貴妃を皇太后とする」としている<sup>32</sup>。ここでいう母后皇后とは「嫡母」の英宗皇后錢氏、母妃が「生母」英宗皇貴妃周氏である。このように「嫡母」「生母」を分け、景泰帝の時と同様に「嫡母」には尊号を奉り、「生母」を尊号のない単なる皇太后としている。

この形式は受け継がれ、続く弘治帝の時には「尊んで顯号をたてまつり、皇祖母を聖慈仁寿太皇太后といい、母后を皇太后という」としている<sup>33</sup>。ここでいう皇祖母は先述の「生母」成化帝生母周氏、母后は「嫡母」成化帝皇后王氏である<sup>34</sup>。「生母」周氏に皇太后時代には与えられなかった尊号が、太皇太后になって贈られている点は注目される。

同様に太皇太后がいた次の正徳帝の時は「謹んで冊宝を奉り、聖祖母の尊号を太皇太后といい、聖母の尊号を皇太后という」としている<sup>35</sup>。この文中にある聖祖母とは「嫡母」成化帝皇后王氏、そして皇太后は弘治帝皇后の「嫡聖母」張氏である。ここでは太皇太后に徽号が見られないが正徳五年（一五一〇）に贈られている<sup>36</sup>。

まとめると成化帝は「嫡母」と「生母」、弘治帝には「生母」太皇太后と「嫡母」皇太后、正徳帝には「嫡母」太皇太后と「嫡聖母」皇太后がいた。そのなかで皇太后では「嫡母」に尊号が贈られているのは、もともと皇后

であった「嫡母」が「生母」よりも尊ばれ、上位にあったためと考えられる。それは生母が皇太后になる際に母妃などと表記され、皇后と区別をつけている点からも窺えよう。それが太皇太后になると、「嫡母」「生母」にかかわらず徽号が贈られているが、これはより上位にある人に贈るという、皇太后と同じ理屈が使われたのではないだろうか。

しかし「嫡聖母」「嫡母」「生母」のいずれにも皇太后が贈られ、皇帝の母として等しく尊ばれている点は、「生母」の地位向上と考えられる。そして万暦年間になると「聖母皇后尊号を仁聖皇太后、聖母皇貴妃尊号を慈聖皇太后という」となる<sup>37</sup>。皇太后二人ともに聖母と冠されているが、実際は前者が「嫡母」隆慶帝皇后陳氏、後者が「生母」隆慶帝皇貴妃の李氏である。これは「嫡母」と「生母」の区別をなくすものであり、実際万暦帝は二人の皇太后を分け隔てする事はなかったという<sup>38</sup>。ただ万暦帝の後、明代には太皇太后・皇太后が存在しないため、この措置は例外的と言うこともできる。しかし基本的に「嫡母」の上位が動かないものとしても、そのときの事情や皇帝によって、皇太后や太皇太后の扱いは変化しうるものであったと考えられる。

### 小結

皇后の権威は当初、皇帝の妻という点にあった。しかし皇帝が次第に生母を重んじるようになり、生母の地位を上昇させていき、相対的に皇后の権威は低下することになった。本章ではその流れが明代にどのような影響を及ぼしたのか、検討を加えた。

明代は嫡子優先主義ともいえるべき皇位継承の原則に従い、当初は皇后が次の皇帝の生母でもある「嫡聖母」であった。しかし明代後半は皇后所生の皇帝はおらず、多くが先帝皇后の「嫡母」と産みの母である「生母」の二人の母を持つことになった。

漢から宋に至る流れは明代にもあり、「生母」は「嫡母」とともに皇太后となり、ほぼ同様の扱いを受けるまで



になる。これは、皇帝の嫡妻として權威を持っていた漢代とは異なり、「嫡母」「生母」ともに皇帝の母・祖母として区別をなくし、結果として生母の待遇を良くしていると言える。つまりは生母を先帝皇后と同列とする行為とも言えるが、その根拠は皇帝の妻から、皇帝の母に変化しているのである。またこのような「生母」の地位の上昇は、時代とともに皇帝の權威がそれを行えるだけ強化されていったという証拠であろう。

#### 注

- 1 谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八十七—十一、一九七八年。  
渡辺義浩『後漢国家の支配と儒教』雄山閣出版、一九九六年。
- 岡安勇「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三十五、一九八三年。
- 2 保科季子「天子の好逮——漢代の儒教的皇后論」『東洋史研究』六十一—二、二〇〇二年。
- 3 新城理恵「唐末期の皇后・皇太后——太廟制度と皇后——」『中華世界の歴史的展開』汲古書院、二〇〇二年。
- 4 『漢書』卷九十七上、外戚伝上。
- 5 漢興、因秦之称号、帝母称皇太后、祖母称太皇太后、適称皇后、妾皆称夫人。  
『礼記』昏義。「天子之與后、日之與月、陰之與陽、相須而後成者也。」
- 6 谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八十七—十一、一九七八年。
- 岡安勇「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三十五、一九八三年。
- 7 注2に同じ。
- 8 『漢書』卷九十九上、王莽伝。「皇后之尊、侔於天子。」
- 9 『後漢書』卷十上、皇后紀。「皇后之尊、与朕同体、承宗廟、母天下。」
- 10 平松明日香「後漢時代の太后臨朝とその側近勢力」『東洋史研究』七十二—二、二〇一三年。

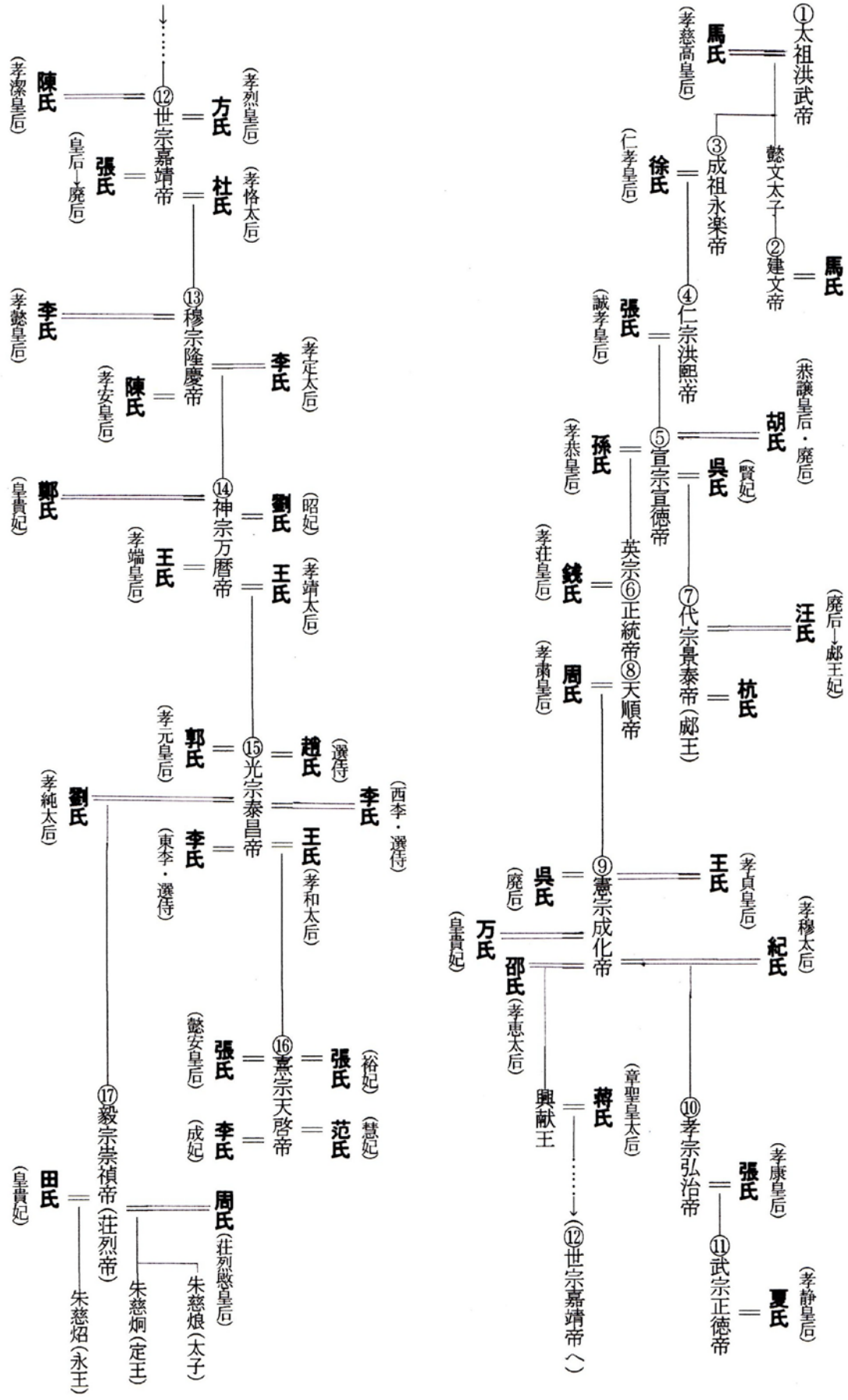
- 11 注2に同じ。
- 12 注3に同じ。
- 13 『皇明祖訓』法律。
- 凡朝廷無皇子、必兄終弟及。須立嫡母所生者、庶母所生雖長不得立。若姦臣棄嫡立庶、庶者必当分守勿動。遣信報嫡之当立者、務以嫡臨君位朝廷、即斬姦臣。
- 14 『明史』卷百十三、后妃伝一、孝恭皇后。「妃亦無子、陰取宮人子為己子、即英宗也。」
- 15 『皇明詔令』卷十二、景皇帝、正統十四年十二月十日。
- 同様の内容として『明英宗実録』卷百八十六、正統十四年十二月丙辰。
- 16 拙稿「明朝の皇位継承問題と皇太后―誠孝皇后張氏を例に―」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第九号、二〇一〇年。一部改訂の上、本論第二章第一章に収録。
- 17 拙稿「大礼の議における慈寿皇太后の懿旨の意味」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第十号、二〇一一年。一部改訂の上、本論第二章第三章に収録。
- 18 『明史』卷百十三、后妃一、孝穆紀太后。
- 19 『明史』卷百十四、后妃二、孝恪杜太后。
- 20 『明史』卷百十三、后妃一、恭讓皇后。
- 21 『明史』卷六十五、輿服一。
- 22 『明史』卷六十六、輿服二。
- 23 『明史』卷六十八、輿服四。
- 24 注23に同じ。
- 25 『明史』卷六十四、儀衛。「皇后儀仗、洪武元年定……太皇太后・皇太后儀仗與皇后同。」

『明史』卷六十五、輿服一、后妃車輿。「太皇太后・皇太后輅及安車・行障・座障、制與皇后同。」  
皇太后の冠服についての規定は見つからないものの、皇太后も皇后と同じく儀礼に参加していたため、やはり  
皇后と同じであったものと考えられる。

- 26 『明宣宗実録』卷二、洪熙元年六月丙寅。  
27 『明史』卷五十四、礼八。『明集礼』嘉礼三、冊皇后。  
28 『明宣宗実録』卷三、洪熙元年七月乙亥。「上奉冊宝、尊母后張氏為皇太后。」  
29 『明英宗実録』卷二、宣德十年二月戊申。  
30 上奉冊宝尊聖祖母皇太后為太皇太后。冊文曰……謹上冊宝、尊聖祖母皇太后為太皇太后、聖母皇后為皇太后。  
『明史』卷五十三、礼七、上尊号徽号儀。  
31 『皇明詔令』卷十二、景皇帝、正統十四年十二月十日。  
奉天承運皇帝詔曰、……謹上尊皇太后曰上聖皇太后、生母曰皇太后。  
同様の内容として、『明英宗実録』卷百八十六、正統十四年十二月丙辰。  
32 『明憲宗実録』卷三、天順八年三月甲寅。「尊母后皇后為慈懿皇太后、母妃皇貴妃為皇太后。」  
33 『皇明詔令』卷十七、上両宮尊号及立中宮詔、成化二十三年十月十日。  
34 奉天承運皇帝詔曰、……尊上顯号、皇祖母曰聖慈仁寿太皇太后、母后曰皇太后。  
弘治帝生母紀氏は、すでに薨去。『明史』卷百十三、后妃二、孝穆紀太后。  
35 『明武宗実録』卷四、弘治十八年八月丙辰。  
36 以上両宮尊号礼成、……謹奉冊宝、恭上聖祖母尊号曰太皇太后、聖母尊号曰皇太后。  
『明武宗実録』卷七十、正徳五年十二月甲午。  
37 『明神宗実録』卷三、隆慶六年七月己丑。

38 勅諭礼部、……恭上聖母皇后尊号曰仁聖皇太后、聖母皇貴妃尊号曰慈聖皇太后。  
『明史』卷百十四、后妃二、孝安皇后。

●家系図(『明史』后妃伝より)



明代皇后・皇太后表 皇后 \_\_\_\_\_ 聖母 \_\_\_\_\_ 嫡母 \_\_\_\_\_ 生母 \_\_\_\_\_ 太皇太后 \_\_\_\_\_

	洪武	永樂	洪熙	宣德	正統	景泰	天順	成化	弘治	正德	嘉靖	隆慶	万曆	泰昌	天啓	崇禎	
洪武	1-15 馬氏																
永樂		35-5 徐氏															
洪熙			22 張氏		7												
宣德				1-3(廢) 胡氏 3 孫氏			6										
						14-8(宣宗賢妃) 吳氏											
正統					7 錢氏		4 8 周氏		#								
景泰						14-3(廢) 汪氏 3-7 杭氏											
天順																	
成化							8-8(廢) 吳氏 8 王氏		#								
										16-1 邵氏							
弘治								28 張氏			20						
正德									1 夏氏		14						
嘉靖										1-7 陳氏 7-13(廢) 張氏 13-26 方氏							
隆慶												1 陳氏	24 6-42 李氏				
万曆													6-48 王氏				
泰昌																	
天啓															1 張氏	17	
崇禎																7 周氏	17

※数字は、皇后・皇太后となった年から廃位・没年までのもの。それぞれの年号で記載している。

## 第二部 明代の皇后・皇太后の政治的影響

### 第一章 明代の皇位継承問題と皇太后―洪熙帝皇后張氏

#### 前言

第一部で明らかにしたように、明代では初代洪武帝が建国当初から、后妃の権力保持を警戒し宮中からの外出はおろか、手紙のやり取りですら禁止するなどの措置を取っている<sup>1)</sup>。こうした姿勢は垂簾聴政や外戚の政治介入といった、中国歴代王朝によく見られた弊害を防ぐためでもあり、洪武帝が後宮に対して統制的な制度を早い段階で作り上げ、それを遵守させていったところに、その厳格さが表れていると言えよう。結果から言えば、こうした洪武帝の意図は功を奏し、明一代を通じて后妃たちが政治の表舞台に立つことはなかった。

しかし明代には后妃が権力を握る機会がなかったのかと言えば、決してそうではない。明代の後妃たちは、たとえ廷臣に垂簾聴政を望まれても拒み、さらに自らの親族に権力を持たせるところか遠ざける態度まで取っている<sup>2)</sup>。つまり明代では積極的に権力を握ろうとした后妃は、皆無と言ってよいのである。

では明代の後妃たちは、権力や政治的影響力をまったく持っていなかったのだろうか。

明代の後妃を通観すると、皇帝急逝や幼帝即位など皇位継承に生じた諸問題の解決に、重要な役割を果たすのは皇太后である。その際皇太后は廷臣たちに命令を下すこともあったし、また廷臣たちも皇太后の意見を尊重して動いているため、皇太后が後宮の外に大きな影響力を及ぼしていたのは間違いない。しかし不思議なことに、皇太后は一度新皇帝が即位すると、それ以降はまったく政治に干渉しなくなってしまうのである。

明代で皇太后が初めて登場するのは宣徳年間、宣徳帝生母で洪熙帝皇后、第一部第二章で分類したところの「嫡聖母」張氏である。彼女は次の正統年間には太皇太后にもなっている。これも明代で初めてであり、さらにこれ

また明代初の幼帝である正統帝の即位に、深く関与することになるのである。

このように、張氏は洪熙・宣徳・正統の三代にわたって後宮の頂点にいた人物であるが、それは皇帝の崩御とそれにとまなう皇帝不在期間と皇位継承問題に何度か直面したことを意味する。明代初の皇太后である張氏の言動は、その後の明代の後妃たちの前例となったとも考えられる。

明代の皇后・皇太后については、後宮の歴史の変遷をたどるなかで、制度面や儀礼面から論じられることはあっても<sup>3</sup>、分析の対象として個別に取り上げた研究は数少ない。まして皇后・皇太后の政治的役割や権威の問題に関しては、漢代の皇后権を分析した谷口やすよ氏の先駆的な研究や<sup>4</sup>、筆者の研究を除けば、ほとんど手つかずの状況にある<sup>5</sup>。そこで本章ではこの張氏を例に、明代の後妃の影響力について考察したい。

### 第一節 洪熙帝の崩御と皇太后の動向

張氏は洪熙帝の皇后、そして宣徳帝の生母である。

洪武二十八年(一三九五)に燕王(後の永楽帝)の嫡長子で、世子の朱高熾(後の洪熙帝)の妃となった。明代の後妃はごく初期に、洪武帝が建国の功臣たちと子女たちとの婚姻をすすめていたものを除くと、民間から選ばれているが張氏もその例に漏れない。父親の張麒は娘が燕王世子妃になったことから兵馬副指揮の地位を授けられているが、それ以前の地位は伝わっていない<sup>6</sup>。また張氏自身の名前が伝わっていない点も、地位も何もない家から選ばれたことを端的に示していると言えよう。

建文元年(一三九九)には長男朱瞻基(後の宣徳帝)を産み、その直後に起こった靖難の変を経て永楽帝が即位すると、永楽二年(一四〇四)に朱高熾が皇太子になると同時に、張氏も皇太子妃となった<sup>7</sup>。しかしその皇太子妃という地位は、決して安定したものではなかった。皇太子の二弟、漢王・趙王がその地位を狙って動いており、永楽帝もまた皇太子に不満を持つなど廃太子の危機にさらされていたためである。そんななかで張氏は、永楽帝と皇



后徐氏によくつかえて気に入られ、そのために洪熙帝は廢太子を免れるなど内助の功を發揮している<sup>8</sup>。

永樂帝が崩御し洪熙帝が即位すると、永樂二十二年（一四二四）十月に張氏は皇后になった<sup>9</sup>。「皇后になってからも、中外の政事で周知しない事はなかった（及立為后、中外政事莫不周知）」<sup>10</sup>とあるなど、洪熙帝をよく支えた姿が特筆されているが、皇后の地位にあった期間は非常に短いものであった。

洪熙帝は即位から一年にも満たない洪熙元年（一四二五）五月に急逝<sup>11</sup>、それを受けて皇太子が即位して宣徳帝となり、張氏は皇太后となった<sup>12</sup>。さらに宣徳十年（一四三五）正月には宣徳帝が崩御し<sup>13</sup>、孫の正統帝が即位したことで太皇太后となり<sup>14</sup>、正統七年（一四四二）十月に崩御した<sup>15</sup>。

張氏は「中外の政事で周知しない事はなかった」とある他、『彤史拾遺記』卷二には、

およそ軍・国の大事について、すべて皇太后（張氏）にはかって決めた。皇太后もまた毎事相談にのるもの、あえて聴政して、外廷をほしいままにすることはなかった<sup>16</sup>。

とあり、張氏が宣徳帝の相談相手として軍事・国事を知る立場にあったが、それによって権力を振りかざすことはなかった様子がわかる。張氏は後宮の外の事情、政治について情報を得られる立場にあったと言えるのである。

このような女性が、洪熙・宣徳・正統にわたって、皇后・皇太后・太皇太后として後宮内の最高位にいたわけだが、これは張氏が永樂帝・洪熙帝・宣徳帝三人の皇帝の崩御、つまりは三度の皇帝不在期間を経験したことを意味している。皇帝権力が極端に高まった明代で皇帝不在とは、国家の意思決定者がいないという非常に不安定な状態である。しかしだからこそ、その期間を短縮、もしくははないものとするためにいるのが皇太子である。実際永樂帝はモンゴル遠征からの帰途、つまり北京から離れた地で崩御したが、政治についても実績を積んでいた皇太子が間を置かずに即位し、洪熙帝となったため、皇位継承問題は生じなかった。つまり皇位継承問題とは、皇帝側より皇太子側に問題がある場合に生じるものと言える。では、宣徳帝即位にはどのような問題があったのだろうか。

洪熙帝は永樂帝崩御にともない、永樂二十二年（一四二五）八月に即位したが、そのわずか十ヶ月の洪熙元年（一四二五）五月辛巳（十二日）に突然崩御した<sup>17</sup>。皇帝の急逝という事情もさることながら、当時皇太子であった宣徳帝は四月から南京に赴いており、すぐに即位できる状態になかったため、北京に皇帝も皇位継承者もないという非常事態が生じたのである<sup>18</sup>。

洪熙帝が倒れた五月庚辰（十一日）の時点で、病状は重篤であったらしく、尚書の蹇義と大学士楊士奇・黄淮・楊榮が呼ばれ、さらに宦官が南京の皇太子に向けて遣わされている<sup>19</sup>。そして翌日、洪熙帝は崩御<sup>20</sup>。しかし喪は皇太子の北京帰還を待つて発せられ、その後皇太子が即位して宣徳帝となったのである<sup>21</sup>。

この洪熙帝崩御から宣徳帝が京師に帰還する六月辛丑（三日）までの二十一日間は国家の最終意思決定者も、本来ならば代行をすべき皇太子もないという、国家の重大事を抱えた不安定な期間であった。この状況で皇帝・皇太子に代わって事に当たる人物といえ、やはり先帝の遺志を継ぐ者として皇后か皇太后しかいなかった。こうして張氏は皇后の立場から臨時とはいえ、様々な問題に直面せざるを得なくなってしまったと考えられる。

こうした状態のなかで張氏がまず行ったのは、遺詔の作成である。洪熙帝の遺詔が発せられたのは、崩御当日の洪熙元年五月辛巳（十一日）であるが<sup>22</sup>、その前日に廷臣たちが呼び寄せられたほか、皇太子に使いを送るなどの措置が取られている以上、遺詔が洪熙帝の手で作られたとは考えにくく、廷臣もしくは張氏が作成したと考えるのが妥当だろう。張氏がどこまで作成に関与したのかは不明であるものの、当時北京にいた朝鮮の使節が「遺詔は皇后（張氏）の為す所」としているように、張氏が遺詔の作成に積極的にかかわりを持ったことは当時の人々、それも外国人の目にも明らかであったと言えよう<sup>23</sup>。

しかし作成された遺詔の内容は、皇太子の即位や葬儀や陵墓の簡素化などであり、「皇后」など張氏を示す文言が出てくることはなく、張氏に利するものなど一切書かれていないように見える<sup>24</sup>。たしかに当時張氏は、遺詔作成の一方で洪熙帝の喪を發さず、洪熙帝の第二子鄭王と第五子襄王に<sup>25</sup>、北京の守りを固めさせ、皇太子の帰

還を待ち続けている。遺詔にはまっさきに皇太子の即位が書かれている点から考えても、張氏の目的の第一義は皇太子の即位であるのは間違いない。

しかしここで疑問になってくるのは、皇太子はすぐに皇位に即けないだけで年少というわけでもなく、皇位継承に何ら問題はなかったにもかかわらず、張氏は洪熙帝の遺詔の作成にかかわり、皇太子の北京帰還を急がせている点である。

ここでポイントになるのは張氏が皇太子の帰還を待っている間、洪熙帝の喪を発しなかったことであろう。皇帝の喪とはこの場合皇帝位の空席であり、当時は同時に後継者の北京不在情報であった。つまり張氏がしたこと、こうした情報の封鎖行為と言えるが、これは外部に皇太子の即位を危うくする存在がいたからこそその措置ではないだろうか。こうした存在として、まっさきに挙げられるのは、永楽帝の次男の漢王である。

漢王朱高煦は、母が永楽帝皇后徐氏、つまり洪熙帝の同母弟である。靖難の変の際には、永楽帝と共に従軍し武勲があつたことから、永楽帝に愛され、当時皇太子であつた洪熙帝の地位を狙う動きを見せていた人物である。後に漢王は宣徳帝が即位すると、永楽帝のやりかたにならつて、君側の奸を除くと称して反乱を起こしている。しかしその反乱は、宣徳帝自身が大軍を率いて鎮圧し、漢王は捕らえられた上に、庶人に落とされている<sup>26</sup>。張氏が取つた行動は、取り越し苦労とは言えなかつたのである。

また漢王は永楽帝存命中、初めは雲南に封ぜられたが不満で就藩せず、改めて山東青州府に封ぜられた。つまり洪熙帝崩御当時、漢王は南京にいる皇太子よりも北京に近い位置にあり、しかも山東は皇太子が北京に帰還する際の通過地点にも当たっており、漢王にとって好条件がそろいすぎていた。廷臣たちも心配していた通り<sup>27</sup>、漢王は皇太子の北京帰還を阻もうとしていたが、それは失敗に終わっている<sup>28</sup>。張氏が諸王に皇太子が到着するまで北京に居らせて守りを固めているのは、こうした背景があるものと考えられる<sup>29</sup>。また張氏は北京を守る一方で、永楽帝以来の廷臣である夏原吉に、軍事・国事を委任している<sup>30</sup>。これも、皇太子即位の後の政治をスム

ーズに運ぶための配慮であろう。

このように張氏の一連の行動は皇太子の即位、大きく言えば皇統の安定、このたった一つの目的のために相互に関連しあう事項と言える。張氏は皇統の安定のためにのみ尽力するという、明代皇后・皇太后の皇位継承問題解決における基本方針と、その前例を作ったと言えよう。

また元来明代の皇位継承の原則は、嫡子が優先して相続するというものであった<sup>31</sup>。しかし靖難の変で叔父の永楽帝が甥の建文帝を倒して即位したことで、洪武帝が立てた皇位継承の理念は早くも覆されてしまっていた。漢王が宣徳帝即位後に起こした反乱は、安定しきっていない明代の皇位継承制度を反映するものと言える。張氏は一貫して皇太子の安定した即位のために行動したが、永楽帝嫡子の洪熙帝から、洪熙帝嫡子の宣徳帝への皇位継承は、図らずも洪武帝が打ち立てつつも一度崩れてしまった大原則を建て直し、定着させる点で非常に大きな意味を持っていたのである。

## 第二節 遺詔と皇太后の権威

張氏は平時においては、後宮外の事情についても精通し、皇帝に助言することで影響を及ぼし、皇帝崩御の非常事態が生じた時は、廷臣たちにも命令しえるような権力を持っていたのである。ではそれが次の皇位継承問題、宣徳帝の崩御と正統帝即位の際にはどのように作用したのだろうか。

宣徳帝即位ののち、張氏は皇太后となった<sup>32</sup>。彼女が皇后であった期間は一年にも満たないが、皇太后であった期間もそう長いものではなく、宣徳十年（一四三五）正月、宣徳帝が崩御した<sup>33</sup>。即位して約十年の早すぎる崩御は、また皇位継承問題を生じさせた。当時皇太子（後の正統帝）が、まだ十歳にも満たない子どもだったためである<sup>34</sup>。

それまでの明代でもっとも若くして即位した建文帝でも二十歳を超えており<sup>35</sup>、若いどころか幼い皇帝を戴く

ことに朝廷内外が動揺するのは目に見えていた。そのため宣徳帝の遺詔には皇太子の即位と文武官にその補佐を命じる文言とともに、「国家の重大事は皇太后・皇后を通した後、施行せよ」と、特筆されたのである<sup>36</sup>。

この遺詔の文言は非常に重い意味を持つていたと言わざるを得ない。張氏が洪熙帝の遺詔にかかわり、情報封鎖などの措置を取ることができた点から、皇后・皇太后が一定の権力を持つていたことは間違いないが、それでも洪熙帝の遺詔には、后妃の権力を認める言葉は一切登場しなかった。むしろ、張氏自身が洪熙帝の遺詔に關与していた点から考えるに、記載させなかつた文言と言えよう。しかし宣徳帝の遺詔では国家の重大事について、幼い皇帝に代わつて皇太后・皇后の決定を仰ぐことを明文化している。宣徳帝の遺詔にある皇太后は張氏を、皇后は宣徳帝皇后で皇太子生母の孫氏をそれぞれ指しているが、皇太后が序列では上位を占める以上、この遺詔の文言は張氏にあてられたものと解釈してよからう。つまり、皇太后の政治的影響力が公的に認められたと言えるのである。

こうしたなか正統帝の即位までの経過を見ると、やはり幼い皇太子ではなく別の人間を即位させようとする動きが廷臣たちのなかにあつたようである。それだけ幼帝即位は廷臣たちに不安と抵抗があつたためであろうが、これに対し張氏は自ら皇太子を推す立場を表明して混乱を静め、正統帝を即位させている<sup>37</sup>。皇太后の決定が、廷臣たちに多大な影響を与えている様子が窺えるが、興味深いことに張氏は正統帝が即位すると、その後は垂簾聴政を廷臣たちに求められても拒絶し、あくまで廷臣たちに政治を委ねている<sup>38</sup>。これは張氏が政治に直接関与しないことを明らかにしたと同時に、皇后・皇太后が発揮する権力や直接的な影響力は、皇位継承問題が解決するまでの限定的なものとする自ら示す行為でもあつたと言えよう。

ここで一つの疑問が生じる。廷臣たちは張氏に垂簾聴政を要請したが、これは宣徳帝の遺詔に続いて、皇太后の政治的権力保持を容認するものである。何より垂簾聴政は、后妃とそれを取りまく外戚・宦官の政治介入を招き、中国歴代王朝を通じて亡国の原因を作ってきたことを、廷臣たちも宣徳帝も知らないはずがない。それでも

敢えて皇太后に政治権力を持たせるような行動に出たのは、いかなる意図があったのだろうか。

まずは正統帝の即位前後の事情を整理したい。

張氏は宣徳帝の遺詔によつて、より強い政治的影響力を持つに至った。彼女は洪熙帝が崩御した際には国事・軍事は廷臣に任せていたが、先述のように宣徳帝崩御当時皇太子であった正統帝は幼かったため、他の候補者を推す動きが出ていたが、それを治めたのが張氏であった。その様子を『国権』では、

宣宗が崩御し、皇太子はまだ九歳だった。……襄王を立てるといふ話があり、皇太后はこれを聞くと、たちどころに乾清宮に向かい、皇太子を抱えて閣臣を呼び出し泣いて言った、「これが新天子である」と。閣臣は伏して万歳を唱え、群臣もこれに従い、噂はおさまった<sup>39</sup>。

としており、『明史』后妃伝にも同様の記述が見られる<sup>40</sup>。幼い皇帝の即位を張氏が支持し、廷臣たちもそれに従ったわけであるが、その前段階として張氏は幼い皇太子の即位について迷っていた様子を伝えるものもある。たとえば『菽園雜記』では、

宣徳帝が崩御した時、老娘娘は国に長君あるは社稷の福として、襄王を立てようとし、宮中に入れたが、後に三楊（楊士奇・楊榮・楊溥）が話しあつた上で反対したので、やめた。……老娘娘は、張太后である<sup>41</sup>。とあり、張氏が皇太子ではなく襄王を立てようとしたが、廷臣たちの反対にあつて断念したとしている。こうした内容は『名山藏』<sup>42</sup> 『罪惟録』<sup>43</sup> 『彤史拾遺記』<sup>44</sup> にもあり、すべて「太后（張氏）が長君は国福として、襄王を立てようとしたが、果たせなかつた（太后謂国福長君、欲召立襄王、不果）」としている。

襄王とは洪熙帝の第五子、母は張氏自身であり彼女所生としては第三子である<sup>45</sup>。彼は洪熙帝崩御の時や<sup>46</sup>、漢王の反乱に際して監国として北京の守りを命じられている<sup>47</sup>。有能かつ人望の厚い人物として知られており、後に土木の変で皇帝不在になつた際にも再び皇位継承候補者として取りざたされている<sup>48</sup>。こうした息子は張氏も頼りとする存在であつたのは想像に難くない。最終的に彼女は孫の皇太子を即位させたが、そこに至るまでの彼

女の迷いが朝廷にうわさや混乱を引き起こした一因とも考えられる。皇太后の意向が、朝廷でも重く受け止められていたことをよく表していると言える。

ここで重要になるのは、皇太子以外の候補者として襄王が推されたこと、皇太后が襄王を立てようとしたが廷臣たちの反対で断念したことの二点である。

まずなぜ皇太子以外の候補者として、襄王が挙げられたか。張氏は彼を推す理由を「国有長君」としているが、先述のように襄王は張氏所生とはいえ洪熙帝の第五子であり、また宣徳帝崩御当時は洪熙帝第二子の鄭王が健在であり長君には当たらない。また張氏所生に限ったとしても洪熙帝第三子の越王がおり、やはり長君とは言えない。しかしそれでも幼い皇太子に代わる人材として、数いる王たちのなかから襄王が推されたのは、彼が張氏の子(嫡子)だったことに加え、有能で人望に厚かった点が大きいと考えられる<sup>49</sup>。これは皇太后の影響力の大きさを示すと同時に、少なくとも皇太子以外の皇位継承候補者として嫡子を選ぶべき動きも見逃せない。洪熙帝から宣徳帝へ嫡子相続されたことで、『皇明祖訓』の理念がやっと定着してきたことの表れであろう。

しかし結果として襄王の即位は実現しなかった。国家の重要事を預かる皇太后の子であり、その推薦を受けていたにもかかわらず、廷臣たちの反対によって阻まれたのである。しかしこれは見方を変えると、張氏が廷臣たちの意見を受け入れたためとも言える。彼女は独断専行せず廷臣たちの意見を優先した、つまり皇太后を掣肘しえるのは廷臣自身であったと言える。張氏は最終的に皇太子の即位を決断し、あくまで皇位継承問題の解決にのみ尽力し、洪熙帝崩御の時と同様に皇統の安定にのみ力を振るった。彼女は宣徳帝の遺詔によって、政治的に強い影響力を持ったが廷臣たちの意見を受け入れることで、保持する権力を制限し、皇位継承問題に際しての皇后・皇太后の権限を限定的にする前例をも作ったと言えよう。

### 第三節 皇太后の役割と後宮教育

皇位継承問題は解決し、正統帝が即位した。しかし張氏は先述のように垂簾聴政を拒み<sup>50</sup>、さらに外戚である自らの一族が政治的な権力を持つことを厳禁している<sup>51</sup>。一度は振るつた権力を簡単に手放してしまっているわけだが、彼女のこうした姿勢はどこから来るものなのか。そして、その態度は幼い正統帝と朝廷にどのような影響を及ぼしたのか。正統帝即位から張氏の崩御までの七年間の動きを通じて、皇帝即位後の皇太后の動きについて、本来の皇太后の仕事である後宮管理、外戚・宦官対策について見ていきたい。

正統帝が即位すると、張氏は太皇太后となった<sup>52</sup>。正統帝即位当時の後宮内で最上位は太皇太后である張氏、次席は宣徳帝皇后であり正統帝生母の孫氏であった。孫氏は宣徳帝の貴妃であったが、正統帝を産んだことで皇后になった人物であり、それまで皇后であった胡氏は廃后となった。胡氏の廃后は明代で初めての事例であったが、宣徳年間初めての皇太后の誕生や廃后など、明代後宮にとって一つの画期点となる事件が起こった時期と言える。

まず胡氏が廃后となる経緯は、『明宣宗実録』によると宣徳三年（一四二八）三月、胡氏が突然退位の辞を表したことに端を発した<sup>53</sup>。詳しく見ていくと『明宣宗実録』によると胡氏は自ら辞を表したとしているが、後の正統帝朱祁鎮が宣徳二年（一四二七）十一月に誕生し、そのまま立太子されていることや、『明史』后妃伝に「宣徳帝が胡氏に辞位を表させた（帝令后上表辞位）」としていることから<sup>54</sup>、胡氏は廃后を強制された可能性が非常に高い。廃后は強制されたものとしている『彤史拾遺記』には、宣徳帝が孫氏を皇后の座につけようと廷臣と議論を重ねていた様子が書かれている。

そのなかで張氏は、敢えて口を出すことはせず「廷臣たちと議論せよ（与卿等議）」との旨を出している<sup>55</sup>。張氏は廃后を許さなかったが<sup>56</sup>、結局廃后が決定すると胡氏を憐れんで、常に内廷での宴では孫氏よりも胡氏を上座においたという<sup>57</sup>。



以上から考えて、皇帝・廷臣は後宮の事情について、皇太后の意見をきいていたとわかる。しかしそれについて張氏は直接的な指示はせず、また皇帝や廷臣たちの決定を最終的には尊重する立場を取っている。後宮のこととはいえ最終決定権は皇帝にあり皇太后といえども覆せなかった点は、皇帝権力が極端に大きくなった明代の特徴であろう。

このように張氏が皇太后として、後宮の管理に徹し政治に関与しないという姿勢は、太皇太后となっても変わらず、幼い正統帝の教育を見守り、すべては廷臣たちに一切を任せる旨を明言している<sup>58</sup>。その他にも、

太皇太后張氏はかつて便殿に来て、英国公張輔・大学士楊士奇・楊榮・楊溥・尚書胡濙は旨を受けて入朝し

た。上（正統帝）は東に立ち、太皇太后が上に言ったことには、「この五人は先朝より仕えているので、皇帝は何か行いう計画があつても、五人が賛成しなければ、行つてはいけません。」と。上はその命を受けた<sup>59</sup>。

とあるように、ここでは張氏は正統帝に五人の廷臣たちの意見をきくよう言い聞かせているが、これは張氏が廷臣たちに一切を委ねているだけではなく、彼らの意見の後ろに自分がいることを示し、廷臣たちにより強い権威をもたせる役割を果たしているとも言える。張氏のこうした姿勢は幼い皇帝の補佐のためのものであり、朝廷の安定という意味でも非常に大きな意味を持っており、それは張氏が廷臣にとって都合なもの、たとえば中国歴代王朝によく見られる皇太后を侍んでのさばる外戚たちや、皇帝の意見を左右しうる宦官などに対し厳しい態度を取っていることにもよく表れている。

まず宦官については、当時権力を持ち始めていた太監王振への対応が挙げられる。そもそも宦官は明代において当然のことながら政治関与を禁じられていたが、永樂年間以降その禁令は破られるようになっていった。そして宣徳年間に入ると、本来無学であるはずの宦官を教育するための内書堂が作られるに至る<sup>60</sup>。王振はまさにその内書堂で学んだ宦官であった<sup>61</sup>。明代の宦官は宣徳年間に政治に関与できる素地が作られ、正統年間は高度な

教育を受けた宦官が活躍を始める時期に当たり、まさに「宦官の専政はこれより始まる（宦官専政自此始）」時期に入っていたのである<sup>62</sup>。

王振は正統帝の教育係であり、正統帝は彼を先生と呼んで非常に信頼していた。王振は正統帝が幼少であること、そしてその幼い皇帝の全面的な信頼のもと横柄な態度に出ることもあった。しかしある日張氏は皇帝と廷臣たちの前で、皇帝の起居について王振を咎め死罪を賜ろうとしたのを、皇帝と廷臣が止めに入りその場を収めるといふ事件が起こった<sup>63</sup>。この事件は皇太后が宦官の害悪を抑える役割を果たしたことをよく表しており、王振も張氏が崩御するまでは政治に干渉できなかったほどである<sup>64</sup>。またそれは皇太后の存在や一言が宦官のみならず、皇帝・廷臣たちにも絶大な力を及ぼしていたことを示している。

張氏は宦官を牽制していたが、后妃に必ず付随する外戚はどうだったのだろうか。外戚は中国歴代王朝、特に古代においては皇帝権力をしのぐ勢いを持つこともめずらしくない上、王朝の滅亡原因として少なからず絡む存在である。

張氏の一族は彼女が燕王世子妃になったことから、地位を得たのは間違いない。張氏の父張麒は兵馬副指揮、さらに娘が皇太子妃になると京衛指揮使を授けられ、その後まもなく死亡しているが、張氏が皇后になるに及んで彭城伯に追封されている<sup>65</sup>。また張麒には一人の息子がおり<sup>66</sup>、ともに靖難の変の際に軍功があった。張麒に追封された彭城伯は長男が受け継ぎ、子孫に世襲も認められている<sup>67</sup>。このように張氏の一族は実際に功績をもつて朝廷から地位を得ている面もあり、決して外戚としての地位に甘んじていただけではないのだが、張氏は自分の兄弟に対し政治関与を許さなかった<sup>68</sup>。

実は張氏以前の明代の皇后も、自らの実家を優遇する態度を取っているとは言いがたい。まず洪武帝皇后馬氏は「爵禄を外戚にかたよらせるのは、非法である（爵禄私外家、非法）」として親族へ官位の授与を断っている<sup>69</sup>。さらに永楽帝皇后徐氏は建国の功臣徐達の娘であるためか、靖難の変のち実家に官位を与えることを強く断り、

それを振り切って永楽帝が下した処遇について謝辞を言わなかったとされる<sup>70</sup>。このような皇后の姿勢は伝統となったようで、その後の皇后たちも皇帝から地位の提案をされても拒否しているほどである<sup>71</sup>。

このことから張氏の態度は、明代の皇后・皇太后としての対応としては、伝統を踏まえた当然の行為のように思われる。しかし彼女の態度は、廷臣たちの目にも厳しく見えたようで、「取り越し苦労である（不用過慮）」とされるほどであったが、彼女の態度が変わることはなかった<sup>72</sup>。張氏は徹底して表舞台に立つことはなく、自らの影響力を廷臣たちの後ろ盾となる一方で、何かと差しさわりのある宦官・外戚に対して厳しい姿勢で臨んでいる。后妃としてこれ以上の対応はないであろう。明代では宦官の弊害は結局歴史上に類を見ないほど大きなものになってしまいが、外戚や后妃による害悪はまったくなかつたと言つてよいのは、こうした張氏の行動に見られるような后妃の賢明なあり方が大きいと言えよう。

しかし張氏をはじめ、明代の皇后たちがこぞつて外戚を遠ざけ、また権力を持つ機会がありながら、政治介入しようとしなのはなぜだろう。

先述のように明代の後妃たちは、初期を除いて基本的に民間から選ばれているが、これは皇族との婚姻以前から権力を持っている家の娘を、敢えて選ばないためのものである<sup>73</sup>。洪武帝はこうした方針を打ち出す一方で、後宮に対し「昔の女禍に鑑みて、綱紀を作り、まず内教を厳しくした」<sup>74</sup>とあるように、厳しい規則ばかりでなく、教育までも用意していたのである。そのことは、洪武元年（一三六八）に儒臣に命じて『女誠』を作らせた点からもわかる<sup>75</sup>。

後宮教育に熱心だったのは皇帝だけではない。女性、それも后妃が自らの手で女訓書を作成していた点も見逃せない。皇后が作成した女訓書で現存しているものは、永楽帝皇后徐氏の『内訓』、嘉靖帝生母蒋氏の『女訓』の二つであるが、その他にも洪武帝皇后馬氏の『内訓』、万曆帝生母李氏の『女鑑』があったとされている。

この四つの女訓書のなかで嘉靖帝生母蒋氏の『女訓』は、蒋氏がまだ安陸の王府にあつたときに作られている

ので、実際に後宮内で作られたものは三つ、現存するものとしては徐氏の『内訓』のみといえるので、ここでは永楽帝皇后徐氏の『内訓』について見ていくこととする。

『内訓』の序において徐氏は、「洪武帝皇后馬氏の教えを、後宮の女性たちに教えるために作った（用述高皇后之教、以広之為内訓二十篇、以教官壺）」としており、後宮女性に向けて作られた事が推察できる。しかし実際は徐氏が崩御の後、永楽五年（一四〇七）十一月に群臣に与えられ、公刊されて広く知られる書物となっている<sup>76</sup>。

この『内訓』が、実際にどのような後宮内で読まれ、教育に使用されたのか、また公刊されて、どれほど読まれたものなのかは、わからない。ただ、嘉靖帝生母蒋氏の『女訓』では、著者の蒋氏（章聖皇太后）から嘉靖帝皇后に『女訓』を授ける儀式が行われたが、そのなかで『内訓』は『女訓』とともに女官に記誦することや、毎月決められた日には、皇太后の前で聴講することなどが定められている<sup>77</sup>。この儀式は、嘉靖十年（一五三二）に『女訓』が『内訓』とともに公刊されることに合わせたものである。『女訓』は、すでに公刊されている『内訓』とともに出され、また後宮内での儀式や聴講においても、『女訓』は『内訓』と、並べて読むことになっていたのである。

このことから『内訓』は嘉靖年間には、すでに広く読まれていた書物であり、評価も高かったのではないだろうか。『女訓』の公刊はその『内訓』とともに出すことで、『女訓』の権威を高めようとする、嘉靖帝の狙いがはたらいたものと言える<sup>78</sup>。同様に、後宮内で『内訓』『女訓』の聴講が行われた事は、それ以前から后妃の教育に『内訓』が読まれており、后妃たちの思想に大きく反映したと考えられるのである。

『内訓』二十章のなかには、外戚への対し方について述べた章「待外戚」が設けられている。そのなかでは、外戚の過ちは后妃の徳の賢否にかかっていると、過去の例を引いた上で、

外戚一族を保とうとするならば、后妃は師傅を選んで一族を教育し、皇帝が優遇しようとも、法を乱させる事はしないものである。禄を賜ろうと、政治を預からせる事はしないものである。<sup>79</sup>

とあり、后妃は自らの一族に対して皇帝の恩寵によって、のさばらせるのではなく、むしろ厳しい態度で監督することこそが、一族を保つ一番の方法としていのである。この文言は、まさしく明代の后妃の姿勢を表しているものである。

また、君主への仕え方を記した章「事君」では、

外の事には干渉せず、内外のけじめをつけ、命令を外に出さず、邪まな心や僻みを遠ざけ、威儀を正す事に  
つとめ、寵愛を独占して恩をたのんではならない。政治に口出しして法をまげてはならない。<sup>80</sup>  
とあり、政治干渉を厳しく禁じている。

張氏をはじめとする明朝の后妃たちの対応は、『内訓』に見られるものであり、外戚や廷臣たちへの配慮、政治に口出ししない態度は、後宮での教育が非常に大きな影響を与えていたと考えられるのである。

洪武帝は後宮内に、厳しい規則を設けるとともに、教育に力を入れたことで、やがて后妃たち自身が著した女訓書が生まれた。これは厳格な規定とともに、后妃たちへの絶大なる抑止力となるに至ったと言えよう。

### 小結

本章では、明代で初めての皇太后・太皇太后となった張氏を通じて、后妃が政治に与えた影響について検討を加えた。

張氏は洪熙・宣徳・正統の三つの時代において、皇后・皇太后・太皇太后として後宮の頂点にあり、そして二度の皇位継承問題に向き合った。皇帝崩御に際し、皇太子が不在であったり幼かったりして皇帝不在期間が生じたとき、皇后・皇太后は先代皇帝の代行者として問題を解決すべく動かなければならなかった。張氏は一貫して、皇統の安定した継承のために尽力しており、また廷臣たちも皇太后の意見を尊重した。しかし、それは張氏が独断専行できるものではなく、廷臣たちが反対を表明すれば、自らの方針を転換させている点から、張氏の行動原

則は皇統の安定とともに、朝廷の安定を保つことであつたと言えよう。

このように皇位継承問題と皇帝不在が、皇太后が動かざるを得ない状態に立たせたと言えるわけだが、一度皇帝が即位してしまうと、張氏は政治に一切口出しすることはなかった。しかしそれは明代の後妃に政治的影響力がなかったと、即言えるものではない。張氏は皇后の時代から、後宮外の事情を詳しく承知しており、それは皇太后になっても変わらなかつたと考えられる。

宣徳年間に起こつた廢后という事件についても、張氏は反対の意を間接的に伝えつつも、最終的には皇帝の決定に従っている。後宮内の事柄であつても、皇太后は直接的に皇帝に意見せず、また皇帝の最終決定を覆すことはなかつた。

そして宣徳帝が崩御すると、その遺詔を受け張氏は太皇太后として、幼い皇帝に代わり国家の重大事について決定を下す立場となる。宣徳帝の遺詔は皇太后の権力を皇帝が保障するものであり、それまでも張氏が政治について指示や相談を皇帝から受け、直接的ではないものの后妃が皇帝に影響を与えていたことを、公的に認めるものであつた。しかし、張氏は廷臣たちにすべてを任せ、自らは決して積極的に介入しようとはしなかつた。太皇太后になつてからの張氏は皇帝の養育の監督とともに、権力を持ち始めていた宦官王振を牽制し、外戚に政治関与を厳しく禁じた。張氏は廷臣たちの後ろ盾として、朝廷の安定につとめた。張氏の行動規範は終始一貫して、明朝内外廷の安定、この一点に尽きると言えよう。

このような模範的な后妃のあり方は、明代の後妃に対する教育、それも后妃自身が女訓書を編纂するほど熱心なものが根底にある。このなかで皇后は後宮の頂点、天下母儀の模範ならなければならなかつた。張氏はそれを強く意識していたと思われる。

それを示すように張氏は、正統六年（一四四一）正月、正統帝の後妃選びのため、礼部に勅諭して北京・直隸・南京・鳳陽・淮安・徐州・河南・山東・山西・陝西に立て札を立てさせ、十三から十五歳の女子で、容貌が美し

く礼節がしっかりしている者を、父母に北京に送らせた上で、自らが未来の皇后を審査するという命令を発している<sup>81</sup>。

この后妃選びによって選ばれた錢氏と正統帝の婚儀は、翌年五月に執り行われ<sup>82</sup>、やるべきことは終わったと言うように、その三カ月後に張氏は崩御する。崩御に際し張氏は、宮中のことを皇太后(孫氏)に委ねながらも、后妃の国政関与を改めて厳禁している<sup>83</sup>。これは張氏自身が政治に介入しないように、注意深く振舞っていたことを示すものであり、また当時の皇太后孫氏をはじめ、後の后妃たちに向けた、自らと同様の立場に立たされたときのための警告であろう。結局、明代の后妃は実際に垂簾聴政を行った人物は現れなかったが、いつそうなってもおかしくない危うさをはらんでいることを、当事者であった張氏自身が一番感じていたのである。

## 注

1 『典故紀聞』卷二。

太祖以元末之君不能嚴宮闈之政、至宮嬪女謁私通外臣、而納其賄賂、或施金帛於僧道、或番僧入宮中撰持受戒、而大臣命婦、亦往来禁掖、淫澆邪乱、礼法蕩然、以至於亡。遂深戒前代之失、著為令典、俾世守之。皇后之尊、止得治宮中嬪婦之事、即宮門之外、毫髮事不預焉。自后妃以下至嬪侍女使、大小衣食之費、金銀錢帛器用百物之供、皆自尚宮奏之、而後發内使監官覆奏、方得赴所部関領。若尚宮不及奏、而朦朧發内官監、監官不覆奏而輒擅領之部者、皆論以死、或以私書出外者、罪亦如之。

2 『明史』卷百十三、后妃伝一、誠孝皇后。「太后遇外家嚴、弟昇至淳謹、然不許預議国事。」

3 邱仲麟「明代遴選后妃及其規制」『明代研究』第十一期、二〇〇八年。

朱子彦『帝国九重天——中国後宮制度変遷』中国人民大学出版社、二〇〇六年。

4 谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八十七—十一、一九七八年。

5 拙稿「大札の議における慈寿皇太后の懿旨の意味」『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』第十号、二〇一一年。一部改訂の上、本報告第二部第三章に収録。

拙稿「「嫡母」と「生母」——明代の皇后・皇太后の待遇と歴史的位置」『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』第十二号、二〇一三年。一部改訂の上、本報告第一部第二章に収録。

6 『明史』卷三百、外戚伝。

張麒、永城人。洪武二十年以女為燕世子妃、授兵馬副指揮。世子為太子、進京衛指揮使、尋卒。仁宗即位、追封彭城伯、諡恭靖、後進侯。

7 『明太宗実録』卷三十、永樂二年四月甲戌。

冊立世子為皇太子、封第二子高煦為漢王、第三子高燧為趙王。諸王子未受封爵者、嫡長子封為世子、衆子為郡王。冊長子妃張氏為皇太子妃、第二子妃韋氏為漢王妃、第三子妃徐氏為趙王妃。

8 『明史』卷百十三、后妃伝一、誠孝皇后。

后始為太子妃、操婦道至謹、雅得成祖及仁孝皇后歡。太子數為漢・趙二王所間、體肥碩不能騎射。成祖恚、至減太子宮膳、瀕易者屢矣、卒以后故得不廢。

『明史紀事本末』卷二十七、高煦之叛。

上及后御便殿、東宮妃張氏親執庖爨上御膳。恭謹上大喜曰、斯婦賢、他日吾家事多賴也。自此無易儲意。『彤史拾遺記』卷二、仁宗皇后張氏。

后内寬仁宗而外事成祖及仁孝皇后甚謹、重得仁孝心、仁孝每言于成祖、成祖亦意解。嘗曲宴内苑、仁宗侍、成祖見仁宗色變、唾而詈移時指后曰、此佳婦、他日当承我家、脱微此、廢爾久矣。后起頓首謝。頃之忽失后所在、上怪使覓后。則后方親入宮庖、手湯餅出薦。上且喜且感、顧仁孝、仁孝為慰勞泣下、乃呼仁宗及后前劇飲、尽懼乃罷。由是太子得不易。

9 『明仁宗実録』卷三上、永樂二十二年十月己酉。



遣太師英國公張輔·太子大傅安遠侯柳升·少傅兼吏部尚書蹇義、持節及金冊·金宝、冊妃張氏為皇后。

10 『明史』卷百十三、后妃一、誠孝皇后。

11 『明仁宗實錄』卷十、洪熙元年五月辛巳。

上疾、大漸。遣詔天下、伝位皇太子。詔曰、朕以菲德嗣承祖宗洪業、君臨天下、甫及逾年。上惟皇考太宗皇帝山陵永遠、迫功哀誠、下惟海內黔黎彫瘵未復、憂勞夙夜。時用遘疾、奄至大漸。夫死生者晝夜常理、往聖同轍、奚足悲念。惟宗社生民、必有君主。長子皇太子、天稟仁厚、孝友英明、先帝夙期其大器、臣民咸哉其令望、宜即皇帝位、以奉神靈之統、撫億兆之衆。朕既臨御日淺、恩沢未浹於民、不忍復有重勞。山陵制度務從儉約。喪制、用日易月、中外皆以二十七日祔服、無禁嫁娶音樂。在外親王藩屏為重、不可輒離本國。各處總兵·鎮守備禦重臣、及文武大小官員、亦毋擅離職守。聞哀之日、止於本處朝夕哭臨三日、悉免赴闕行礼。皇考太宗皇帝服制、仍遵去年八月之令。嗚呼南北供億之勞、軍民俱困、四方嚮仰、咸屬南京、斯亦吾之素心。君國子民、宜從衆志。凡中外文武郡臣、咸盡忠秉節、佐輔嗣君、永寧我國生民、朕無憾矣。詔告中外咸使聞知。是日上崩于欽安殿、宮中以皇太子未至未發喪。

12 『明宣宗實錄』卷三、洪熙元年七月乙亥。

遣太師英國公張輔、告昊天上帝厚土皇帝祇。太保寧陽侯陳懋、告五廟。太皇太后上親告太宗皇帝几筵·仁宗皇帝几筵。上奉冊宝、尊母后張氏為皇太后。

13 『明宣宗實錄』卷百十五、宣德十年正月乙亥。

上崩。遣詔天下、詔曰、朕以菲薄獲嗣祖宗大位、兢兢夕惕懼弗克負荷、蓋今十有一年矣、而德沢未洽於天下、心恒愧之。比者遘疾、日臻彌留。夫死生常理、修短定數、惟不能光承列聖之洪業、終奉聖母皇太后之養、中心念之、雖歿弗寧。長子皇太子祁鎮、天性純厚、仁明剛正、其嗣皇帝位。在廷文武之臣、協心輔佐、務以安養軍民為本、毋作聰明以亂旧章。凡國家重務、皆上白皇太后·皇后、然後施行。中外大小臣僚、各敬乃職、

效忠嗣君、母忝朝命。喪制悉遵皇考洪熙元年五月遺詔、母改山陵、務儉約。宗室親王、藩屏任重、謹守封國。各處總兵及鎮守官、及衛所府州縣、悉心尽力安撫軍民、勿擅離職。赴闕進香者、令佐式幕職、或遣官代行、兩廣・四川・雲南・貴州七品以下衙門、並免進香。故茲詔諭、咸使聞知。

15 14 『明英宗實錄』卷二、宣德十年二月辛亥。「謹上冊宝、尊聖祖母皇太后為太皇太后、聖母皇后為皇太后。」  
『明英宗實錄』卷九十七、正統七年十月乙巳。

太皇太后崩。遺誥内外文武群臣曰、吾自洪武中配仁宗皇帝三十余年、為未亡人十有八年。今命止此、得全歸以從先帝於地下足矣。允惟國家重事、存沒在念。皇帝聰明孝敬、仁厚剛果。爾内外文武群臣、宜盡誠輔導。夫天下者、祖宗之天下、軍民者、祖宗之軍民。惟愛人為保國之本、惟施仁為愛人之道。爾群臣咸佐皇帝、惇行仁政、各秉廉公忠誠勤慎不懈、庶幾克濟。宮中庶務、悉取皇太后處分。諸后妃家、並須遵奉皇祖訓戒、不許干預國政。吾素無德及下、身沒之後、喪服悉遵仁宗皇帝遺詔、以日易月、二十七日而除、哭臨三日即止。君臣皆同、不得故違。皇帝宜念万機之重、群臣當共慰勉、毋得過哀。成服三日後、即聽政。天地・宗廟・社稷之祭、不可以畢廢尊、及百神之祀、皆循常勿停。宗室・諸王・藩屏為重母輒離本國、但遣人進香、不必送葬。諸子先有君命召者、君命為重、仍聽赴京。在外大小文武衙門、並免進香、中外臣民之家、並勿禁音樂嫁娶。悉遵行之、勿違。

17 16 『彤史拾遺記』卷二。「凡軍國大事、悉上皇太后參決、皇太后亦每事諮詢、不敢以聽政、自居擅外廷議。」  
注 11 に同じ。

18 19 この間の経緯については、新宮学『北京遷都の研究』汲古書院、二〇〇四年を参照。  
『明仁宗實錄』卷十、洪熙元年五月庚辰。

20 召尚書蹇義・大学士楊士奇・黄淮・楊榮至思善門。命士奇勅遣中官海寿、馳召皇太子。  
注 11 に同じ。

- 21 『明仁宗実録』卷十。洪熙元年六月辛丑。
- 22 注11に同じ。
- 23 『世宗莊憲大王実録』卷一。乙巳七年、閏七月癸卯。
- 24 聖節使通事趙忠佐等、……忠佐啓曰、節日使未及到北京、聞大行皇帝崩逝、即服喪服哭臨三日。至帝都、進表於礼部。礼部聞奏、以表及方物獻於大行皇帝殯前。問崩逝之故於華人、或云天震之、或云病而崩、諱之也。其遺詔、皇后所為也。
- 25 注11に同じ。
- 26 洪熙帝には、十人の皇子と七人の公主があつたが、鄭王の母は李賢妃、襄王の母は張氏である。
- 27 『明史』卷百十八、諸王三。
- 28 『忠靖集』附録遺事、夏忠靖公遺事。
- 29 仁宗賓天公受顧命、宣宗為皇太子、監国南京。中外汹汹、有漢庶人之憂。
- 30 『明史』卷百十八、諸王三。「未幾、仁宗崩、宣宗自南京奔喪。高煦謀伏兵邀於路、倉卒不果。」
- 31 『明史』卷百十九、諸王伝四。
- 32 鄭靖王瞻埈、仁宗第二子。永樂二十二年十月封。仁宗崩、皇后命与襄王監国、以待宣宗。
- 33 『忠靖集』附録遺事、夏忠靖公遺事。「太后以公東宮旧輔、凡軍国事悉命公裁处。」
- 34 『皇明祖訓』法律。
- 35 凡朝廷無皇子、必兄終弟及。須立嫡母所生者、庶母所生雖長不得立。若姦臣棄嫡立庶、庶者必当分守勿動。遣信報嫡之当立者、務以嫡臨君位朝廷、即斬姦臣。
- 36 注12に同じ。
- 37 注13に同じ。
- 38 『明史』卷百十三、后妃伝一、誠孝皇后。

宣宗崩、英宗方年九歳、宮中訛言將召立襄王矣。太后趣召諸大臣至乾清宮、指太子泣曰、此新天子也。群臣呼万歳、浮言乃息。

35 建文帝は、洪武十年(一三七七)十一月に誕生、洪武三十一年(二三九八)に即位している。

36 注13に同じ。

37 注34に同じ。

38 『明史』卷百十三、后妃伝一、誠孝皇后。

大臣請太后垂簾聽政、太后曰、毋壞祖宗法。第悉罷一切不急務、時時勸帝向学、委任股肱。

39 『国権』卷二十三、宣德十年正月乙亥。

宣宗賓天。皇太子年九歳、……或謂立襄王。太后聞之、立至乾清宮、携太子召閣臣泣曰、此新天子也。閣臣

伏謁呼万歳、群臣随之、浮議乃息。

40 注34に同じ。

41 『菽園雜記』卷八。

云是宣廟賓天時、老娘娘以為国有長君、社稷之福、嘗欲召襄王、因取入。後以三楊學士議不諧而止。……老娘娘、張太后也。

42 『名山藏』卷三十、坤則記、張皇后。

43 『罪惟録』列伝卷二。

44 『彤史拾遺記』卷二、仁宗皇后張氏。

45 張氏所生の男子は、宣德帝(第一子)・越王(第三子)・襄王(第五子)である。

46 注29に同じ。

47 『明宣宗実録』卷二十、宣德元年八月己巳。「命鄭王瞻埈・襄王瞻墜居守。」

48 『明史』卷百十九、諸王伝四。

襄憲王瞻墇、仁宗第五子。……英宗北狩、諸王中、瞻墇最長且賢、衆望頗屬。太后命取襄國金符入宮、不果召。

49 荷見守義「景泰政權成立と孫皇太后」『東洋學報』八十二—一、二〇〇〇年。

50 注38に同じ。

51 注2に同じ。

52 注14に同じ。

53 『明宣宗実録』卷三十九、宣德三年三月癸未。

命駙馬都尉西寧侯宋瑛・太子少傅工部尚書兼謹身殿大學士楊榮為正副使持節、冊貴妃孫氏為皇后。初皇后胡氏為皇太子妃、上即位、立為后。踰年嬰疾久弗瘳、請於上曰、中宮之位以上承至尊奉宗廟之祀、致聖母之養、而下理宮闈之政、所係甚重。妾久病、致宗廟之祀、聖母之養、皆皇上独任其勞、中壺之事、又無所統。妾夙夜心不自安、自忖薄福、不可以忝斯位、惟大恩賜之間居、別選賢德以位中宮、妾余生庶延永久。上驚愕曰、皇后何為出此言、人病有愈時、豈當妄思及、此其勿言。數日後復申前請、上慰諭再三曰、皇后安意養疾。近聞医者言、疾漸向安、勿妄思也。一日皇太后視后疾、后請辭位就間如請於上者。皇太后曰、媳婦何至此言、慎勿妄思。他日又請於上及皇太后如前語、且曰皇上春秋三十、未有子嗣、是妾所累也。今既有疾、不忖分引退、宗廟神靈豈祐之。遂上表請。不聽。自是屢請、會貴妃生子、后喜請於上立為皇太子。文武群臣亦三上表請冊立后、力贊上早定國本。貴妃固辭曰、皇后病癒當有子。上以白皇太后、皇太后曰、其順輿情既立為皇太子、后遂請立貴妃為皇后、外庭寢聞后遜位意、文武群臣亦上表請立貴妃為皇后、貴妃固辭、辭言、皇后在余敢干大分乎。群臣復上表請、上手詔答曰、夫婦人倫之本、恩義兼厚、方惻辭遜之誠、遽聞建立之請、豈朕心所安哉。不允。外廷皆聞貴妃固辭、公侯文武群臣命婦合詞啓貴妃謂、聖子之生、是天命有在、天命不可違、

皇太后之命不可違、皇上之命不可違、宜抑私己之謙、早正中宮之位、此國家大事也。貴妃又懇辭曰、吾荷國恩寵榮過矣、非所願也。上以衆人之請聞於皇太后、皇太后謂上曰、既有子為儲、其從衆請。上遂勅禮部曰、比皇后胡氏自惟多疾、不能躬承祭養、重以無子、固懷謙退。上表請聞、朕念夫婦之義、拒之不從、而陳辭再三、益加惓切、已從所志、就間別宮、其称号服食侍從悉如旧。貴妃孫氏、昔皇祖太宗文皇帝選嬪于朕十有餘年、德義之茂冠於後宮、實生長子、已立為皇太子、群臣咸謂、春秋之義、母以子貴、宜正位中宮。屢陳表奏、聖母垂訓命從衆請、今冊貴妃孫氏為皇后、爾禮部具儀擇日以聞。至是以金冊・金宝立貴妃為皇后。

54

『明史』卷百十三、后妃伝一、恭讓皇后。  
宣宗恭讓皇后胡氏、名善祥、濟寧人。……三年春、帝令后上表辭位、乃退居長安宮、賜号靜慈仙師、而冊貴妃為后。

55

『彤史拾遺記』卷二、恭讓胡皇后。  
士奇曰、皇太后神聖、豈無旨者。上曰、与卿等議、即太后旨也。是日議未決。

56

『彤史拾遺記』卷二、恭讓胡皇后。「中宮果辭讓、雖太后不許、貴妃亦不受。」

57

『明史』卷百十三、后妃伝一、誠孝皇后。「張太后憫后賢、常召居清寧宮。内廷朝宴、命居孫后上。」

58

注<sup>38</sup>に同じ。

『明史紀事本末』卷二十九、王振用事。

太皇太后張氏嘗御便殿、英国公張輔・大学士楊士奇・楊榮・楊溥・尚書胡濙被旨入朝、上東立、太皇太后顧

上曰、此五人先朝所簡賚、皇帝者有行与之計、非五人贊成、不可行也。上受命。

60

『明史』卷三百四、宦官伝。

初、太祖制、内臣不許讀書識字。後宣宗設内書堂、選小内侍、令大学士陳山教習之、遂為定制。  
『酌中志』卷十六、内府衙門職掌、内書堂讀書。

自宣德年間創建、始命大學士陳山教授之、後以詞臣任之。凡奉旨收入官人、選年十歲上下者二三百人、撥內書堂讀書。

さらに『菽園雜記』卷四には、「洪武中、内官僅能識字、不知義理。永樂中、始令吏部聽選教官入内教書。」とあるように、永樂年間から宦官を教育する場があった可能性がある。

61 『明史』卷三百四、宦官伝一。「王振、蔚州人。少選入内書堂。」

62 『明史紀事本末』卷二十九、王振用事。

63 『明史紀事本末』卷二十九、王振用事。

有頃、宣太監王振。振至俯伏、太皇太后顔色頓異曰、汝侍皇帝起居多不律、今当賜汝死。女官遂加刃振頸。英宗跪為之請、諸大臣皆跪。太皇太后曰、皇帝年少、豈知此輩禍人家国、我聽皇帝暨諸大臣貸振、此後不可令干国事也。

64 『明史』卷百十三、后妃伝一、誠孝皇后。「以故王振雖寵於帝、終太后世不敢專大政。」

『明史』卷三百四、宦官伝一。

65 然是時、太皇太后賢、方委政内閣。閣臣楊士奇・楊榮・楊溥、皆累朝元老、振心憚之未敢逞。注6に同じ。

66 『明史』卷三百、外戚伝。「二子咏・昇、並昭皇后兄也。」

67 『明英宗実録』卷四十三、正統三年六月乙卯。

彭城伯張咏卒。咏、河南永城人、太皇太后之兄也。太宗起兵靖難、咏随軍征進克大寧等处、擢義勇中衛指揮同知、尋陞指揮使。永樂初、調金吾右衛、又調管錦衣旗手及府軍右衛事。仁宗登極、陞中軍左都督、尋封彭城伯。給誥券、子孫世襲、至是卒。賜賻祭、命有司營葬、孫瑾嗣爵。

68 『明史』卷三百、外戚伝。「英宗嗣位、年幼、太皇太后召咏兄弟誠諭之、凡朝政弗令預。」

『明史』卷百十三、后妃伝一、孝慈高皇后。「帝欲訪后族人官之、后謝曰、爵祿私外家、非法。力辞而止。」

『明史』卷三百、外戚伝。

而高・文二后賢明、抑遠外氏。太祖訪得高后親族、將授以官。后謝曰、國家爵祿宜与賢士大夫共之、不当私妾家。且援前世外戚驕佚致禍為辭。帝善后言、賜金帛而已。

70 『明史』卷百十三、后妃伝一、仁孝皇后。

初、后弟增寿常以国情輸之燕、為惠帝所誅、至是欲贈爵、后力言不可。帝不聽、竟封定国公、命其子景昌襲、乃以告后。后曰、非妾志也。終弗謝。

71 『明史』卷百十三、后妃伝一、孝莊皇后。

英宗孝莊皇后錢氏、海州人。正統七年立為后。帝憫后族卑微、欲侯之、后輒遜謝。

72 『明英宗實錄』卷七十五、正統六年正月壬子。

惠安伯張昇卒。昇、河南永城縣人、太皇太后弟也。……宣德十年、太皇太后詔、不許昇預議國事。大學士楊士奇等言、請昇議事誠出公論、不用過慮。卒不允。

73 拙稿「明代後宮と后妃・女官制度」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第八号、二〇〇九年。  
一部改訂の上、本報告第一部第一章に収録。

74 『明史』卷百十三、后妃伝一。「明太祖鑑前代女禍、立綱陳紀、首嚴內教。」

75 『明史』卷百十三、后妃伝一。「洪武元年命儒臣修女誡。」

76 『明太宗實錄』卷七十三、永樂五年十一月乙丑。「以仁孝皇后內訓賜群臣、俾教于家。」  
77 『明世宗實錄』卷百十八、嘉靖九年十月己未。

礼部奏宮中扈行事、宜并授女訓儀注。一聖諭欲令翰林院撮諸書閨女教者、撰為詩言、進呈以備宮中誦咏、合行翰林院作速撰造、仍令明白易曉。一仁孝文皇后內訓・聖母章聖慈仁皇太后女訓、合行翰林院講誦官、每月撰成直解各三章、仍引經伝及高皇后伝。內事實引証、每章不得過百余字、以便女官記誦。初六日、皇后率妃



夫人、詣聖母前聽講。十六日・二十六日、皇后率妃夫人、于坤寧宮令女官進講。仍起立拱聽、講畢、女官仍歌翰林院新撰詩一章。

78 中山八郎「明朝内廷の女訓書について」『中山八郎明清史論集』汲古書院、一九九五年。

『内訓』待外戚。

夫欲保全之者、扱師傅以教之、隆之以恩、而不使撓法。優之以祿、而不使預政。

80 『内訓』事君。

外事不涉、謹弁内外、教令不出、遠離邪僻、威儀是力、毋擅寵而怙恩。毋干政而撓法。

81 『皇明詔令』卷十一、英宗睿皇帝下。

皇帝婚期在邇、皇后之位必在得賢。蓋以上配宸嚴、祇奉宗廟、表正六宮、母儀天下、而隆國家万世之本也。

爾礼部其榜諭、北京・直隸・南京・鳳陽・淮安・徐州・河南・山東・山西・陝西、於大小官員民庶有德之家、用誠簡求、扱其父母克修仁義、家法齊肅女子、年十三至十五、容貌端潔、性資純美、言動恭和、咸中礼度者、有司以礼令其父母親送赴京、吾將親閱焉。

同樣の内容として、『明英宗実録』卷七十五、正統六年正月乙卯の条がある。

82 『明英宗実録』卷九十二、正統七年五月庚辰。

注15に同じ。同樣の内容として、『皇明詔令』卷十一、英宗睿皇帝下、太后遺詔。

## 第二章 土木の変前後にみる皇太后の影響力——宣徳帝皇后孫氏

### 前言

明代では皇位の継承について、初代皇帝洪武帝の遺訓である『皇明祖訓』において、嫡子優先が規定された<sup>1)</sup>。しかし実際には皇帝、あるいはその前段階の皇太子に嫡子は非常に少なく、大半は庶長子であった。皇位継承前の皇太子に庶長子が立てられた例は、早くも洪武帝の曾孫にあたる宣徳帝の時代に現れた。宣徳帝の長子、後の英宗の生母孫氏は貴妃であったが、宣徳帝は長子誕生の翌年、皇后胡氏を廃し孫氏を立后したのである。

孫氏はその後宣徳帝皇后から皇太后、そして太皇太后として後宮内で最高位を長く占めるが、その間には子の英宗が土木の変によってオイラトの捕虜となり、英宗の異母弟である景泰帝が即位している。彼は孫氏を皇太后として尊重する一方で、自分の生母を皇太后とした。血縁的つながりのない皇帝の下、孫氏は皇太后としての権威を脅かされる形となった。しかし奪門の変で、英宗が復位すると彼女の権威も回復するといったように、中国史上でも類を見ない事態に直面するのである。

孫氏は前章で取り上げた張氏と同様に、不慮の皇帝不在と、皇帝交代劇を目の当たりにしてきた人物と言える。このように皇太后が新皇帝の即位について影響力を持つのは、次期皇帝の母であることに加え、多くの場合崩御した皇帝の遺詔、つまり皇帝権力による権威付けがなされているためである。しかし孫氏の場合、土木の変の際には英宗が全権をもったまま捕虜となるという、イレギュラーな状況にあった。こうしたなかで、孫氏の言動が当時の政局にどのように影響したのか。

孫氏については、荷見守義氏が土木の変直後の彼女を取り巻く皇族・外戚・宦官・廷臣について検討されているが、あくまで景泰帝とその政権の性格分析が中心的主題であり、皇后・皇太后そのものを考察しているわけではない<sup>2)</sup>。そこで本章では孫氏に着目し、土木の変前後に発揮された彼女の権威や政治的影響力の分析を通して、

明代の皇后・皇太后の政治的ありようを考えてみたい。

### 第一節 廃后にみる明代の皇后の立場

第一部でも触れたように、明代における後宮女性性は広く民間より集められた上、選抜されて入宮することになっており、皇后もそのなかから選ばれた。皇帝の妃嬪だけでなく皇后ですら、有力者からではなく民間から選ぶ方法がとられた上、厳格な制度が敷かれたのは、歴代王朝を悩ませた外戚の弊害を防ぐ意図があったのはもちろんだが、一方で外戚の権威や力を皇帝が必要としなくなったことの表れでもある。皇帝権力が強化された明代だからこそその措置とも言えよう。つまり明代では外戚は、権威や権力を最初から持つておらず、仮に娘が皇后となったとしても持ち得るものではなかった。それは、明代に大きな外戚の弊害が見えないことから窺える。では、それまで外戚が権力を掌握する原因となってきた皇后は、明代ではどのような存在であったと言えるのだろうか。実は明代では、廃后とそれに伴う皇后の交代が四度あり、またその初めての例は宣徳年間と早く、宣徳帝皇后胡氏を廃して貴妃孫氏を皇后としたものである<sup>3</sup>。まずこの明代最初の廃後の経緯を通して、明代の皇后について見ていきたい。

廃後の発端は宣徳三年（一四二八）三月、皇后胡氏が位を辞すると上表したことによる。『明宣宗実録』では、辞意は胡氏の自発的意思によるものであり、宣徳帝は彼女に辞意の撤回を促すなど、廃后に反対であったとされている<sup>4</sup>。しかしその一方『明史』では「宣徳帝が胡氏に辞位を上表させた」<sup>5</sup>、またそれについて大臣たちが「争うことができなかった」<sup>6</sup>とあり、廃后は胡氏の意味ではなく強制されたものとしている。おそらく『明史』の通りであろうが、この場合宣徳帝の狙いはどこにあったのだろうか。

実は廃后には前段階として、宣徳二年（一四二七）十一月、貴妃孫氏が宣徳帝の長子（後の英宗）を産み、そしてその長子が翌年二月に立太子された事実がある。ただ英宗の出生には疑念が持たれており、彼は孫氏の所生では

なく、他の後宮女性が産んだ子だとする説もある<sup>7</sup>。孫氏は貴妃冊封の際、本来皇后にのみ授けられる印章(宝)を与えられるなど、宣徳帝の寵愛が厚かった様子が窺える人物であるが<sup>8</sup>、他人の子を我が子として子のない皇后胡氏を一気に出し抜いたとされているのである。事の真偽はともかく、宣徳帝がそれまで皇子に恵まれていなかったのは事実である。誕生した長子を早々に立太子したのは、それだけ皇位継承に対する危惧が深かったことを示しているよう。

しかしそれだけでは、子のない皇后を廃する理由にはならない。それは後に胡氏に対する憐憫の声が上がリ、宣徳帝が弁明している点からも窺える<sup>9</sup>。それだけこの廃后は人々が納得できる根拠をもたず、強引に行われたものとも言えるが、宣徳帝はなぜそこまでして廃后を迫ったのだろうか。そこには明代の皇位継承に関する原則が、深くかかわっているものと考えられる。

明代の皇位継承は洪武帝の遺訓である『皇明祖訓』に、

凡そ朝廷に皇子無ければ、必ず兄終われば弟に及ぶ。嫡母の生んだ者を立てなければならず、庶母の生んだ者は年長であつても即位してはならない。もし奸臣が嫡子ではなく庶子を立てようとしても、庶子は必ず分を守つて動いてはならない。報告して嫡子を立て、務めて嫡子を即位させ、朝廷は奸臣を斬るべし<sup>10</sup>。

とあり、出生順に関わりなく庶子よりも嫡子が優先するとされている。しかしこれは嫡子がいる場合であり、英宗以降の皇帝(皇太子)のほとんどが庶長子であることから、庶子の皇位継承権を喪失させるものではなかったと考えられる。

つまり皇位継承の原則は、嫡子及び長子である者が相続するといふものであつたと言える。そして幸いにも洪武帝から宣徳帝までは、嫡出子による継承が続いていた<sup>11</sup>。まさしく『皇明祖訓』にのつとつた理想的な形で継承されてきたように見えるが、その内実を見ると永楽帝は靖難の変を経ての篡奪による即位である。次の洪熙帝は弟の漢王の篡奪を警戒しなければならず、宣徳帝は即位後まもなくその漢王の反乱にあつている。

このように明代初期は洪武帝が作った原則を遵守してはいるが、皇位継承が安定しているとは言えない状況にあった。嫡長子であり、皇位継承に何ら問題のない宣徳帝であってもこのようであれば、生まれた皇子を立太子したとはいえ庶出という事実は極めて危ういものと認識されても無理はない。廃後の背景には、皇位継承の安定のために皇太子を嫡子化しなければならぬ、つまり正統な皇位継承者として衆目に認めさせるためには、生母を皇后とする、つまり「嫡聖母」とする必要性があったと考えられるのである。

結果として廃后は行われ、孫氏は皇后となった。廃された胡氏は後宮の一殿に退き<sup>12</sup>、正統七年（一四四二）に死去したが、先述のように世間からは彼女を憐れむ声が上がった。そして孫氏の死後、英宗が皇后錢氏の進言により胡氏を皇后に復位するに至っている<sup>13</sup>。こうした経緯からも、皇位継承にからんだ宣徳帝の意思と必要性によって行われた廃后は、強引さが目立つものであったと言わざるを得ない。

そうまでして進められた廃后は、明代初の出来事である点を抜きにしても政治問題となってもおかしくなかったはずである。たしかに宣徳帝と廷臣たちとの話し合いは持たれているが、結局皇帝の意思を覆すまでには至らず、また廃后に伴って大きな混乱が生じた様子もない。また当時宣徳帝の「嫡聖母」張氏が明代初の皇太后として、後宮内の最上位を占めていたが、廃后について「廷臣たちと議論せよ」と旨を出している。これにより、その日の議では決着を見なかったが<sup>14</sup>、これは皇帝と廷臣が皇太后の言葉を見無視できなかったことを窺わせる。また同時にこの旨が張氏による間接的な廃后反対の表明であったことは、彼女が廃后された胡氏を憐れみ、常に内廷での宴では孫氏よりも上座においたという点からもわかる<sup>15</sup>。しかしそれでも皇太后は、皇帝の意向や決定を覆すような行動はしていないのである<sup>16</sup>。この事実からは皇帝の要望に対して廷臣たちも、そして後宮の頂点にある皇太后も逆らえなかつたことが窺える。しかしこれは一方で、廃后や皇后交代は、政治を揺るがすような大きな問題ではないことをも示している。

宣徳帝は皇太子生母の孫氏を皇后として冊立したが、これはとりもなおさず皇太子の嫡子化である。これもま

た見方を変えると孫氏を皇后たらしめたものは皇子、それも皇太子となる長子の母という、この一点のみであったと言えるのである。

以上から、明代において皇后は誰がなるかは問題ではなく、朝廷を左右するものでもなかったことがわかる。これは皇后はそれ単体で権力を持つものではなく、むしろ皇帝の意思によって簡単に替えられてしまうような脆弱なものであることを示している。また皇后の地位は皇太子の母であること、つまり次代の皇帝との血縁的つながりが根拠であり、そのみはその地位を保証するものであったと言える。

しかしこうした弱い立場の皇后は皇帝の死、そしてそれに伴う子である皇太子の即位によって、皇后から皇太后に変化するものもある。皇后が子である皇帝との血縁的つながりでもって皇太后となるとき、その地位や権威にどのような変化が起こるのだろうか。

## 第二節 土木の変と皇太后孫氏の政治的影響

明代の皇后・皇太后は垂簾聽政などを行うことはなく、それどころか政治方面で積極的に動いた例は非常に少ない、中国史上でも稀有な時代である。しかしだからと言って、明代の皇后・皇太后がまったく何もしなかったわけでは、もちろんない。その存在がクローズアップされ、重要な役割を果たすのは皇位継承時、特に新皇帝即位に何らかの問題が生じた場合であり、明代でその初めての例となるのが、第二部第一章でも述べた洪熙帝崩御の時である。

洪熙帝は父である永楽帝の崩御にともない、永楽二十二年（一四二四）八月に即位した。しかしそのわずか十ヶ月後の洪熙元年（一四二五）五月、突然崩御。ここで問題となったのは、洪熙帝が即位後一年足らずで急逝したという事情もさることながら、皇太子（後の宣徳帝）が当時南京にいて、即時即位が不可能であった点である。北京に皇帝も皇位継承者もいないという非常事態に、洪熙帝皇后で宣徳帝生母（「嫡聖母」）の張氏は皇太子の安

定した皇位継承のために策動し、皇太子は無事に即位したのである<sup>17</sup>。

こうして即位した宣徳帝も、宣徳十年（一四三五）正月に崩御。宣徳帝の長子である皇太子が英宗として新たに即位したが、彼は当時十歳に満たない明代初の幼帝であったため廷臣たちに動揺があった。それを収め英宗即位とその後の体制作りに貢献したのは、またもや当時太皇太后となっていた張氏であった<sup>18</sup>。

このころ後宮には皇太后（英宗生母）の孫氏もいたが、後宮での序列は宣徳帝生母で太皇太后の張氏が優先したようで、孫氏が英宗即位時にどのような行動をしたのか窺い知ることができない。そしてその後も張氏が英宗の皇后選びを行うなど<sup>19</sup>、太皇太后が後宮のことを全面的に取り仕切っている様子がわかる。張氏は正統七年（一四四二）十月に崩御するが、その際宮中のことは英宗皇后の錢氏ではなく皇太后の孫氏に委ねている<sup>20</sup>。このことから後宮内の序列、ひいては皇位継承への発言権は、皇后よりも太皇太后・皇太后が優先されていることがわかる。これは皇帝の妻よりも皇帝の祖母・母が優越する形、皇帝との血縁的なつながりの強さが重視される構図と言うことができよう。

皇帝権力が強化された明代において、皇后（皇帝の妻）は皇帝の完全な支配下にあり、替えがきく存在であった。しかし皇后から皇太后（皇帝の母）になると、血縁的なつながりから見れば母という尊属、つまり皇帝の上位に立つ存在となり一定の発言力を持つようになる。皇帝との血縁的なつながりが皇后と皇太后の決定的な違いであり、それこそが皇太后の行動や発言が重んじられる背景になっていると考えられるのである。

ところで、ここまで登場した太皇太后・皇太后の張氏・孫氏は二人とも「嫡聖母」、先帝皇后であると同時に皇帝生母である。しかし先述したように明代は次第に庶長子による皇位継承、つまり皇后所生ではない皇帝が増えてくる。こうした皇帝たちは母として二人の皇太后、「嫡母」（先帝皇后）と「生母」（皇帝生母）の二者を持つことになる<sup>21</sup>。このように二人の皇太后が並び立つ状況が明代で初めて登場するのは、英宗が土木の変で捕虜となり代わって即位した景泰帝の時である。そして英宗から景泰帝への皇位継承に対処し、その過程で生母ではない皇

太后の立場に初めてなることになったのは、孫氏であった。

本来皇太后が動く事態は皇位継承時、それも新皇帝の即位に問題が生じた場合である。しかし孫氏が直面したのは、皇帝が存命であるにもかかわらず皇帝の交代を迫られるという特異な局面であった。

事の発端は正統十四年（一四四九）八月、オイラトのエセン討伐のため親征した英宗が、土木堡においてオイラトの捕虜となった、いわゆる土木の変である<sup>22</sup>。英宗は親征に先立ち、異母弟の郕王を留守に、駙馬都尉の焦敬をその補佐に任命し、北京を守る体制を整えていた。こうした措置は京師に皇帝が不在となることに対応してのものであるが、この留守とは緊急重大事が起れば遠征中の英宗に使者を遣わして裁断を仰ぎ、その他の事項は英宗の帰京を待って裁可を受けるものとされた<sup>23</sup>。実際英宗は多くの廷臣たちを引き連れて親征しており、留守とはまさしく留守居役であり、あくまですべての権限は英宗にあった。

皇帝の権力が強化された明代において、皇帝に代わる人物は存在しない。しかし土木の変では多くの廷臣が殺された上、英宗もすべての決定権を持ったまま捕虜となった。朝廷が混乱するのも当然であったが、皇帝が不在とはいえ何も決められない状態を続けることもまた不可能であった。

こうしたなかで土木の変から三日後、留守であった郕王は庶務を命じられ、廷臣にも郕王の命を聴くようにという、皇太后の勅が出された<sup>24</sup>。さらにその二日後には、英宗の庶長子見深（後の成化帝）を立太子するという皇太后の聖旨があり<sup>25</sup>、その上で皇太子を郕王が補佐する体制が皇太后の詔で布告された<sup>26</sup>。これらの決定はすべて「皇太后勅」「皇太后聖旨」「皇太后詔」、つまり皇太后孫氏の命令であり、郕王も廷臣たちもそれに従っている。これは皇帝不在のなか、皇太后がそれを代行できると、人々に認識されているようにも見える。実際に皇帝の職務を臣下が代行することはできない。そこで宙に浮いた形の皇帝の権力を、一時的にでも預かれる存在としては、皇帝の母という血縁的に尊属の皇太后しかいなかったと考えられる<sup>27</sup>。では皇太后は一体いつの時点から、このような皇帝不在を預かる存在になるのだろうか。



前章で取り上げた張氏を例に見ると、彼女は洪熙帝崩御の際、皇太子（宣徳帝）に皇位を継承させるにあたり、洪熙帝の遺詔によって皇帝の代行者として認められて行動している<sup>28</sup>。その過程で、張氏自身が遺詔の作成にかかわった形跡があるが<sup>29</sup>、これは皇帝崩御によって皇太后が自動的に権威をもつのではなく、遺詔つまり先帝の意志こそが、皇太后の権威のもととなっていたことの証明であろう。皇太后の決定が重んじられるのは、皇帝の意志、ひいては皇帝権力あつてのものなのである。

また一方で、遺詔で認められた皇太后の権威は、先帝崩御から新皇帝即位までと限定されており、決して永続的なものではない。皇太后の命令が権威をもって扱われる理由は遺詔にあるが、同時に皇太后の権威を制限するのもまた、遺詔であつたと言えよう。

しかし孫氏の場合、皇帝である英宗は不在であつても崩御したわけではないが、皇帝として命令できる状況にもなかつた。そのため、本来ならば遺詔などによって受けられるはずの、皇帝権力による裏打ちのないなかで、孫氏は当時二歳に満たなかつた英宗の庶長子を皇太子にし<sup>30</sup>、郕王に補佐させるといふ体制を作り上げた。これは英宗の生存と帰還、仮にそれがならずとも英宗の子が後継することを前提としたものである。

孫氏からすれば、自らの皇太后という地位の正統性の根拠は英宗であり、英宗とその子孫による皇位継承こそが望むところであつた。またこうした問題もさることながら、本来ならば皇太后が命令を下す際にあるはずの、皇帝権力による裏打ちがない状態で、これ以上の命令は下しえなかつたと考えられる。

しかし当時は英宗が捕らわれ、政治的にも軍事的にも非常事態であつた。そんな混乱状況のなかで、幼い皇太子を補佐する体制、つまり皇帝不在状態が長期間あつてよいはずがなかつた。土木の変後の非常事態のなか、新皇帝を即位させようとする動きは、廷臣たちから起きた。孫氏が皇太子を補佐する体制を作つたその七日後、郕王即位の請願が孫氏に上奏されたのである<sup>31</sup>。これに対し孫氏はすぐに郕王に即位を命じるのであるが、一方で『明史』には宣徳帝の同母弟、洪熙帝の第五子で洪熙帝皇后張氏の子である襄王を呼び寄せようとした様子が描

かれている<sup>32</sup>。

これについて川越泰博氏は、孫氏が新皇帝擁立の条件として、年齢が高く幼い皇太子へのシヨートリリーフが果たせること、そして新たな皇太后となる生母がいない、という二点を満たしている襄王を担ごうと考えていたとしている<sup>33</sup>。その点で郟王は、英宗よりも一歳年下と若い上、生母も存命であり、孫氏の考える候補者の条件とは合致しなかった。また郟王の生母の存在は、後に皇太后が二人出現する原因ともなるが、それは後述する。

ともかく、孫氏は廷臣たちに押し切られる形で新皇帝の即位を決定し、郟王は即位して景泰帝となり、英宗は太上皇帝となった<sup>34</sup>。この流れのなかで、廷臣たちが新皇帝即位を皇太后孫氏に請願している点は注目される。これは皇太后の命令が、皇帝即位に不可欠と認識されていたことの証明とも言えるが、先述のように本来皇太后の権威は、皇帝権力による裏打ちが必要である。だが、皇帝である英宗にはそれが不可能であった。こうした状況のなか、当時の政界のどのような理解のもとに、皇太后の命令は扱われたのだろうか。

たしかに、景泰帝は孫氏の命令で即位した。そしてこの知らせが、北京に不在とはいえれっきとした皇帝である英宗に伝えられたのは、景泰帝即位から十日後のことであった。知らせに接した英宗は、郟王に位を譲る内容の書を書かせている<sup>35</sup>。つまり景泰帝即位はまず皇太后の命令によつて決定し、その後英宗に退位及び新皇帝即位の承認を得る形で行われたのである。

しかし皇太后の権威のみで皇帝交代が可能であれば、英宗が位を譲ると書く必要はない。これは、皇位継承には皇太后の命令のみならず、皇帝の命令がやはり必要であることを示している。むしろ皇太后の決定には、張氏が洪熙帝の遺詔作成にかかわったように、後付けであっても皇帝の承認を得ることが、絶対不可欠であったと見るべきである。景泰帝の即位は英宗が生存しているという事情から、皇太后の命令を皇帝が追認する形で権威付けるといふ、特異な形式になったと考えられる。

本来皇位継承とは皇帝の崩御によるものであり、その際に発せられる遺詔の実行者として、皇太后は新皇帝が

決定するまでの、ごく短期間のみ保障された権威を持っているに過ぎない。新皇帝即位に皇太后の命令が不可欠なのは、皇帝の意志の代行者としての命令だからであり、むしろ本当に必要なのは、皇帝の命令そのものであった。

イレギュラーな形になったが、ともかく英宗は退位し、景泰帝が新皇帝として即位した。繰り返しになるが、皇太后の権威は新皇帝が即位するまでのものであり、しかも景泰帝は孫氏にとっては血縁的なつながりが一切ない皇帝であった。孫氏は皇帝の母という、皇太后としての正統性の根拠を失ったと言ってもよかった。その状況下で、景泰帝は彼女を皇太后として尊重しているが、一方で自分の生母をも皇太后とするのであるが、これにはいかなる意味があったのだろうか。

### 第三節 景泰帝と二人の皇太后

土木の変を経て、郕王が即位して景泰帝となり、それに伴い英宗は退位する形で太上皇帝となった。景泰帝は即位に際し、オイラトから帰還した者から口上で伝えられた英宗の命令で、登極するとしている<sup>36</sup>。しかし先述のように、英宗に報告が届いたのは彼が即位してから十日後のことである。景泰帝が即位する時に英宗の命令を受けられるはずがなく、即位の詔は捏造されている部分があると言わざるを得ない。つまり景泰帝の即位は英宗から認められる前に、いわば皇帝権力の後ろ盾のないまま、皇太后の命令を先行させる形が取られたのである。景泰帝は即位のために、皇太后の命令を利用してると言えるが、こうした皇太后の命令が最優先で実行されるのは、新皇帝が決定するまでのことである以上、景泰帝が即位した瞬間、孫氏は発言力を失ってしまったと言ってもよかった。

景泰帝は立太子された英宗の長子を、引き続き皇太子としており、孫氏が作った英宗帰還、仮にそれがならずとも英宗の子孫が即位することを前提とする体制は、継続される形となっていた。孫氏が子の英宗、及び孫の皇

太子にこだわった理由は、血縁的つながりのある子や孫が皇帝であることが、孫氏の皇太后としての正統性の根拠になっているからに他ならない。これは逆に言えば、血縁的つながりのない景泰帝の即位は、その根拠を奪うものである。子である英宗は遠くオイラトに捕らわれ、また新皇帝即位に臨んで退位してしまった以上、もはや孫氏の皇太后としての正統性の根拠は孫の皇太子のみとなっていた。血縁的つながりのない景泰帝の即位は、孫氏の権威をどうしても低下させずにはいられなかったのである。

こうしたなか景泰帝は、孫氏を上聖皇太后とし、英宗の妃で皇太子生母の周氏を貴妃とした。さらに景泰帝は生母呉氏を皇太后、郕王妃汪氏を皇后とし、それまで皇后であった英宗皇后錢氏を皇后の住まいである坤寧宮から仁寿宮に移し、英宗が帰還すれば元に戻すとした<sup>37</sup>。

景泰帝のこの措置を詳しく見ていくと、まず孫氏に上聖皇太后という尊号をつけることでその地位を保証している。そして周氏を貴妃に格上げすることは、彼女を皇太子の母として尊重するものであり、孫氏が作った英宗及びその子孫による皇位継承を前提とする体制を、維持する姿勢を示したものと言える。しかし同時に、景泰帝は自分の生母を皇太后とし、皇太后が二人同時に存在する状態を作っている点にも注意せねばならない。すでに孫氏を上聖皇太后としているにもかかわらず、生母を皇太后にした理由はもはや明らかであろう。

景泰帝の生母呉氏とは、宣徳帝賢妃である。英宗は孫氏が皇后になったことで嫡子となっているため、異母弟の景泰帝は宣徳帝の庶子であり、やはりこの出自が問題になると考えられる。

先述のように明代は英宗まで、まがりなりにも嫡子による皇位継承が続いていた。その状況で皇太后とは、先帝皇后である「嫡母」と皇帝生母の「生母」の二つの意味を持つていた。この点に鑑みるに「生母」を皇太后とする行為は、「生母」呉氏を宣徳帝の皇后とすることであり、庶子という景泰帝の出自を修正し嫡子化する行為でもある。これは非常事態に際して皇帝権力による裏打ちのない状況下で、皇太后の命令によって即位した景泰帝にとり、即位の正当性を示すための必要不可欠な行為であったと考えられる。

しかし景泰帝が「生母」を皇太后に、つまり宣徳帝の皇后とすることは、それはまさしく宣徳帝皇后である孫氏の、皇太后としての基盤をさらに喪失させるものであった。また皇太后が二人いるという状態は、それまで一つしかなかった皇太后の地位の量産でもあり、皇太后の権威の分散または相対化にも繋がりがねないものであった。川越泰博氏が指摘されるように、「生母」が存命しているか否かは、皇太后としての立場を考えると非常に重要なものであると言える<sup>38</sup>。

一方、景泰帝が「生母」を皇太后としたのは、皇位継承の正当化のためであることは言うまでもない。正当化とは、つまるところ帝位を守る行為であり、また自分の子孫にそれを伝えるためのものである。つまり、景泰帝が英宗帰還を前提に一時的に帝位につくというのであれば、正当化はまったくもってする必要がないものであった。だが、彼があえてそれを行ったのにはもちろん理由がある。

たしかに即位当時、景泰帝は英宗の庶長子を引き続き皇太子とし、孫氏が作った英宗帰還、もしくは英宗の子への皇位継承を前提とした体制を維持していた。しかし実際は英宗帰還後も、彼は帝位にあり続けた。景泰帝がいつから皇位に執着し出したのかは、わからない。しかし土木の変によって、本来手に入るはずのなかった帝位について以上、手放したくなるのが人情である。そしてまた、その帝位を自分の子孫に継承させたいと考えるのもまた、自然な流れであろう。

景泰帝がどの時点から皇帝在位の継続、そして自分の皇統による皇位継承を意識し始めたかは不明である。しかし明確な意思を持って行動を起こしたのは、景泰三年（一四五二）五月、英宗の庶長子である皇太子を廃し、自らの子見済を皇太子としたこと、いわゆる易儲においてである。ただ、この易儲は皇太子の交代のみにとどまらず、景泰帝皇后汪氏の廃后、代わって皇太子生母杭氏の立后が同時に行われた点が特徴的である<sup>39</sup>。

先述の宣徳帝皇后胡氏の例から見ても、皇后の地位は非常に脆弱であり、廃后と皇后交代は皇帝の命令一つで簡単にできてしまうが、世間からの批判は免れなかった。それでも宣徳帝が廃后を敢行したのは、ひとえに皇太

子(後の英宗)を嫡子とし、皇位継承の不安を軽減するためであった。では、景泰帝の場合はどうだろうか。

『明史』によると、皇后汪氏の廃後の理由は英宗の庶長子の廃太子に反対したため、つまり易儲に対する景泰帝への異議申し立てにあるとされている<sup>40</sup>。しかしこれだけが廃後の原因ではありえず、また宣徳帝皇后胡氏の例と同様に、世間の理解が得られるとは到底思えない。むしろ宣徳帝の時と同じく、重要なのは皇后の事情ではなく、新しく皇太子となった見済が皇后所生ではない、つまり庶子であるという点ではないだろうか。実際汪氏に代わって皇后となったのは、皇太子の母である杭氏であることから、景泰帝は自らを正当化したのと同様に、子を嫡子とすることにこだわったと考えられるのである。

このような景泰帝の意図があるなかで、注目したいのは易儲が「聖母上聖皇太后の懿旨を蒙りて」行われた点である<sup>41</sup>。孫氏としては、子の英宗が退位し南宮に幽閉されている状態下にあつて、皇太后としての正統性の唯一の根拠は孫の皇太子である。それを廃することを承知したくはなかったはずである。しかし、彼女がそれについて抗議・拒否した形跡は『明英宗実録』からは見受けられない。これは宣徳帝が胡氏を廃后した時のように、皇太后は最終的には皇帝の命令には逆らうことはできなかつたからだと考えられる。皇太后が皇帝の意思に逆らうことはできないにもかかわらず、景泰帝は皇太子の廃立に皇太后の命令を受ける形を取つたのは、やはり皇位継承にかかわる問題に皇太后が不可欠であるという認識があつた証左であろう。

しかしここで重要になるのは、当時は孫氏と呉氏の二人が皇太后として存在している点である。そのなかで易儲が、景泰帝及び新皇太子と血縁的なつながりのある「生母」呉氏ではなく、前皇帝の母である「嫡母」孫氏の命令で行われたのは、なぜなのか。

景泰帝は皇太子廃立の命令のなかで、孫氏を「聖母上聖皇太后」として扱っている。聖母とは、皇帝生母を表す言葉である。孫氏と景泰帝には血縁的なつながりはないため、これは景泰帝生母ではなく、南宮に幽閉されている英宗生母の意味であろうが、孫氏が同じ皇太后でも、後宮において最上位を占めていたことを表すものであ

ろう。また皇帝となって数年しか経っておらず、その権力の基盤が十分に確立していない景泰帝としては、即位の根拠となった孫氏を、まだ尊重せざるをえなかったものと考えられる。

実は後のことであるが、景泰帝と似たような状況にあった皇帝がいる。傍系から即位した嘉靖帝は、弘治帝皇后張氏の命令をその即位の根拠とした。また、自らの生父母を皇帝・皇后として扱うように求めたことよって、大札の議を起こしているが、即位当初はやはり権力の基盤が弱かったため、張氏を聖母として尊重する姿勢を見せている。しかし、後年はその張氏を押しつけて、藩王妃であった生母蔣氏を皇太后、聖母として扱うことに成功しているのである<sup>42</sup>。

このように景泰帝が帝位にあり続けられれば、自分の皇統による皇位継承の一環として、「生母」呉氏の地位・権威ともに孫氏を上回るものにした可能性は非常に高い。しかし廃后にした汪氏に代わり皇太子生母杭氏を立后することで、名実ともに嫡子とした景泰帝の子見済は、早くも立太子の翌年の景泰四年（一四五三）十一月に薨去、皇太子の母で皇后の杭氏も景泰七年（一四五六）二月に崩御し、自らの皇統による皇位継承という景泰帝の目論見は早々に破綻してしまった。そして同年十二月には、景泰帝自身も不豫となった。

こうしたなかで起こった奪門の変により、英宗が復辟した。『明史』によると奪門の変に関わった廷臣たちは、英宗の復辟を事前に孫氏に報告し、彼女も許可を出している<sup>43</sup>。この廷臣たちの行動は、皇位にかかわる問題には、やはり皇太后の存在が欠かせないものと認識されていた証左であり、また廷臣たちの行動の正統性の根拠となったものと考えられる。

しかし奪門の変において孫氏が許可を出したとしても、それには景泰帝の即位時と同じく、本来必要な皇帝権力による権威の裏打ちはない。景泰帝は動けず、英宗は幽閉されて接触を持ってないという状況は、皇帝権力が宙に浮いていたということでもあった。まさしく土木の変の時と同様に、孫氏は皇帝権力による裏付けのないまま、皇太后として命令を下したのである。

景泰帝即位の際は英宗の追認が必要であったが、奪門の変では英宗が復辟したことにより、孫氏は皇太后としての正統性の根拠を再び取り戻した。そして景泰帝は廃されて、郕王に戻されるがそれは、孫氏の命令という形が取られている<sup>44</sup>。また、一度は廃された英宗の庶長子見深が再び立太子される時にも、孫氏の命令によって行われたのである<sup>45</sup>。

このように孫氏とその命令は、土木の変から始まる景泰年間とその後の天順年間に至るまで、皇位継承にかかわる問題には、必要不可欠なものとして遇され続けたのである。

### 小結

本章では宣徳帝皇后孫氏を通して、明代の皇后と皇太后の違い、そして皇位継承に絡む皇太后の動きと権威について検討を加えた。

まず皇后については、宣徳帝皇后胡氏の例のように、皇后は皇帝の命令一つで簡単に廃されてしまうほど、脆弱な存在である。宣徳帝は胡氏に代わり孫氏を立后したが、それは皇太子の嫡子化という目的のためであった。彼女を皇后たらしめたものは、皇太子の母、つまり次期皇帝との血縁的なつながりが根拠であり、それが脆弱な皇后の地位を保証するものであったと言える。

しかし皇后が皇帝の崩御によって皇太后となると、皇帝不在においては大きな権威を持ち、皇位継承に関わるすべての事柄に必要な人物として遇されることになる。こうした差異は、皇帝との血縁的なつながりによるものである。この世に並ぶ者なき皇帝にとって皇后(妻)は臣下と同列であっても、皇太后(母)は血縁的な側面から見ると、尊属という皇帝の上に立つ存在となることから、時によっては宙に浮いた皇帝位やその権力を一時的に預かりうる者となるのである。そのため皇太后は、皇帝崩御の際にはその命令は大きな権威をもって、扱われたのである。



ただ、皇太后の命令はそれ単体では権威をもつものではない。基本的には皇帝の遺詔を受け、その代行者として認められているからこそ、その命令は最優先事項として受け入れられているのである。皇太后の権威の源泉は皇帝権力であり、また皇帝に認められた皇太后の権威も永続的なものではなく、新皇帝即位までのごく短期間に限られていることもまた、注意したい点である。これは、皇太后の権威は皇帝権力によって期間を限定された形で存在する、つまり皇帝をこえるものではありえないことの証明であろう。

しかし土木の変では、孫氏の子の英宗は全権を握ったままオイラトの捕虜となり、皇帝不在ではあるものの生存しているという稀有な状況が生じた。孫氏は皇位継承の危機にあつて、本来ならば受けられるはずの皇帝権力による権威の裏打ちないまま、臨時の体制を作り上げた。その後まもなく、廷臣から監国として国政をみる立場にあつた郕王の即位が孫氏に上奏され、景泰帝が即位する。

新皇帝即位を廷臣たちが皇太后に要請しているのは、皇位継承に皇太后の命令が不可欠であるという認識に立っているものである。しかし、それは皇太后の命令一つで行えるものでは本来ない。後に景泰帝即位について英宗が追認していることから、皇位継承は皇帝の命令(遺詔)とその代行者である皇太后の命令がセットで必要であり、皇太后の命令単体で行えるものではない。特殊な状況下で本来の手順が踏めなかったこともあり、まず皇太后の命令ありきという状況が生まれたのである。これは、後に奪門の変においても利用される手法となった。

皇帝の尊属であるということ、皇帝よりも上位に立ちうる皇太后の命令は、時に皇帝の命令よりも先行することがある点は、非常に特徴的である。本来は皇帝権力の裏打ちなしに機能するものではないものを、緊急事態を乗り切るべく持ち出されたのである。だが、やはり後付けであつても皇帝の承認を必要としたことは、決して皇帝の権威を超えるものではないことを示している。これもまた、明代的な特徴と言うことができよう。<sup>46</sup>

## 注

### 1 『皇明祖訓』法律。

凡朝廷無皇子、必兄終弟及。須立嫡母所生者、庶母所生雖長不得立。若姦臣棄嫡立庶、庶者必當守分勿動。遣信報嫡之当立者、務以嫡臨君位、朝廷応即斬姦臣。

### 2 荷見守義「景泰政權成立と孫皇太后」『東洋学報』八十二—一、二〇〇〇年。

### 3 宣德帝皇后胡氏と後述の景泰帝皇后汪氏の他、成化帝皇后呉氏、嘉靖帝皇后張氏が廃された。

それぞれ孫氏、杭氏、王氏、方氏が代わって皇后となっている。

### 4 『明宣宗実録』卷三十九、宣德三年三月癸未。

命駙馬都尉西寧侯宋瑛・太子少傅工部尚書兼謹身殿大学士楊榮為正副使持節、冊貴妃孫氏為皇后。初皇后胡氏為皇太子妃、上即位立為后。踰年嬰疾、久弗瘳請於上曰、中宮之位、以上承至尊奉宗廟之祀、致聖母之養、而下理宮闈之政所係甚重。妾久病致宗廟之祀、聖母之養、皆皇上独任其勞、中壺之事、又無所統。妾夙夜心不自安自付薄福不可、以忝斯位、惟大恩賜之間居、別選賢德、以位中宮、妾余生庶延永久。上驚愕曰、皇后何為出此言、人病有愈時、豈当妄思及此其勿言。数日后復申前請、上慰諭再三曰、皇后安意養疾、近聞医者言疾漸向安、勿妄思也。一日皇太后視后疾、后請辞位、就間如請於上者。皇太后曰、媳婦何至出此言慎、勿妄思。他日又請於上及皇太后如前語、且曰、皇上春秋三十、未有子嗣、是妾所累也。今既有疾、不付分引退宗廟神靈、豈祐之、遂上表請。不聽。自是屢請会貴妃生子、后喜請於上立為皇太子。文武群臣、亦三上表請冊立后、力贊上早定国本。貴妃固辞曰、皇后病癒当有。上以白皇太后。皇太后曰、其順輿情、既立為皇太子、后遂請立貴妃為皇后。外庭寢聞后遜位意、文武群臣亦上表、請立貴妃為皇后。貴妃固辞言、皇后在余敢干大分乎。群臣復上表請、上手詔答曰、夫婦人倫之本、恩義兼厚方惻辞遜之誠、遽聞建立之請、豈朕心所安哉、不允。外廷皆聞貴妃固辞、公侯文武群臣命婦、合詞啓貴妃、謂聖子之生、是矢命有在天命不可違、皇太后之命不可違、皇上之命不可違、宜抑私己之謙早正中宮之位、此国家大事也。貴妃又懇辞曰、吾荷国恩寵榮過矣、非所願也。上以衆人之請、聞於皇太后。皇太后謂上曰、既有子為儲、其從衆請。上遂勅礼部曰、比皇后胡氏自惟多疾、不能躬承祭養重以無子、固懷謙退上表請問、朕念夫婦之義、拒之不從、而陳辞再三、益加倦切已

從所志、就間別宮、其称号服食侍從、悉如旧。貴妃孫氏、昔皇祖太宗文皇帝選嬪、于朕十有余年、德義之茂冠於後宮、實生長子、已立為皇太子、群臣咸謂、春秋之義母以子貴、宜正位中宮。屢陳表奏、聖母垂訓、命從衆請、今冊貴妃孫氏為皇后。爾禮部具儀、擇日、以聞。至是、以金冊・金宝、立貴妃為皇后。

5 『明史』卷百十三、后妃伝一、恭讓皇后。

三年春、帝令后上表辞位、乃退居長安宮、賜号静慈仙師、而冊貴妃為后。

6 『明史』卷百十三、后妃伝一、恭讓皇后。「諸大臣張輔・蹇義・夏原吉・楊士奇・楊榮等不能爭。」

7 『明史』卷百十三、后妃伝一、孝恭皇后。「妃亦無子、陰取宮人子為己子、即英宗也。」

8 『明史』卷百十三、后妃伝一、孝恭皇后。

故事、皇后金冊金宝、貴妃以下、有冊無宝。妃有寵、宣德元年五月、帝請於太后、製金宝賜焉。貴妃有宝自此始。

9 『明史』卷百十三、后妃伝一、宣宗恭讓皇后胡氏。

后無過被廢、天下聞而憐之。宣宗後亦悔。嘗自解曰、此朕少年事。

10 注1に同じ。

11 永樂帝、洪熙帝、宣德帝は皇后の所生である。ただし、永樂帝については洪武帝皇后馬氏の子ではないとされている。

12 注5に同じ。

13 『明史』卷百十三、后妃伝一、恭讓皇后。

天順六年、孫太后崩、錢皇后為英宗言、后賢而無罪、廢為仙師。其没也、人畏太后、殮葬皆不如礼。因勤復其位号。

14 『彤史拾遺記』卷二、恭讓胡皇后。

(楊) 士奇曰、皇太后神聖、豈無旨者。上曰、与卿等議、即太后旨也。是日議未決。

15 『明史』卷百十三、后妃伝一、恭讓皇后。「張太后憫后賢、常召居清寧宮。内廷朝宴、命居孫后上。」

16 拙稿「明朝の皇位継承問題と皇太后―誠孝皇后張氏を例に―」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学

編』第九号、二〇一〇年。一部改訂の上、本報告第二部第一章に収録。

17 注 16 に同じ。

18 注 16 に同じ。

19 『皇明詔令』卷十一、選中宮内諭。

皇帝婚期在邇、皇后之位必在得賢。蓋以上配宸殿、祇奉宗廟、表正六宮、母儀天下、而隆国家万世之本也。

爾礼部其榜諭、北京・直隸・南京・鳳陽・淮安・徐州・河南・山東・山西・陝西、於大小官員庶有德之家、

用誠簡求、挾其父母克修仁義、家法齊肅女子、年十三至十五、容貌端潔、性資純美、言動恭和、咸中礼度者、

有司以礼令其父母親送赴京、吾將親閱焉。欽哉、故諭。

同様の内容として、『明英宗実録』卷七十五、正統六年正月乙卯。

20 『皇明詔令』卷十一、太后遺詔。

太皇太后遺詔、内外文武群臣、吾自洪武中配仁宗皇帝三十余年、為注 16 に同じ。亡人十有八年。今命止此、

得全歸以從先帝於地下足矣。允惟国家重事、存没在念。皇帝聰明孝敬、仁厚剛果。爾内外文武群臣、宜尽誠

輔導。夫天下者、祖宗之天下、軍民者、祖宗之軍民。惟愛人為保国之本、惟施仁為愛人之道。爾群臣咸佐皇

帝、惇行仁政、各秉廉公忠誠、勤慎不懈、庶幾克濟。宮中庶務、悉取皇太后处分。諸后妃家、並須遵奉皇祖

訓戒、不許干預国政。吾素無德及下、身没之後、喪服悉遵仁宗皇帝遺詔、以日易月、二十七日而除、哭臨三

日即止。君臣皆同、不得故違。皇帝宜念万機之重、群臣当共慰勉、毋得過哀。成服三日後、即聽政。天地・

宗廟・社稷之祭、不可以畢廢尊、及百神之祀、皆循常勿停。宗室諸王藩屏為重、毋輒離本國、但遣人進香、

不必送葬。諸子先有君命召者、君命為重、仍聽赴京。在外大小文武衙門、並免進香、中外臣民之家、並勿禁

音樂嫁娶。悉遵行之、勿違。同様の内容として『明英宗実録』卷九十七、正統七年十月乙巳。

21 拙稿「嫡母」と「生母」―明代の皇后・皇太后の待遇と歴史的位置―『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第十二号、二〇一三年。一部改訂の上、本報告第一部第二章に収録。

22 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月壬戌。

23 『明英宗実録』卷百八十、正統十四年七月癸巳。

上命郕王祁鈺留守、駙馬都尉焦敬輔之。

礼部奏留守事、宜合如宣德五年欽定事例。一近差行人等官、齎詔往、各処開讀、還日合候、車駕回京、通行進繳。一在京在外、凡有緊関重事、人差人齎本赴行在奏請。其余常事奏本該科編収候、車駕回日通類奏請發落。

24 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月乙丑。

皇太后勅郕王祁鈺、邇者虜寇犯辺、皇帝率六軍親征、已嘗爾朝百官、今尚未班師国家庶務、不可久曠、特命爾暫総百官理其事、爾尚夙夜秣勤以率中外、毋怠其政、毋忽其衆欽哉。又勅文武群臣、凡合行大小事務、悉啓王聽令而行、毋致違怠。

同様の内容として『皇明詔令』卷十二、郕王監国内勅。

25 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月丁卯。

司礼監太監金英、伝奉皇太后聖旨、今立皇帝庶長子見深為皇太子、該衙門便整、理合行事、宜扨日具儀以聞。

26 『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月己巳。

皇太后詔曰、邇因虜寇犯辺、害毒生靈。皇帝恐禍連宗社、不得已躬率六師、徃正其罪、不意被留虜庭。尚念臣民不可無主。茲於皇庶子三人之中選其賢、而長者曰見深、正位東宮、仍命郕王為輔代総国政、撫安天下。嗚呼、国必有君而社稷之為、君必信儲、而臣民有所、仰布告天下、咸使聞知。

同様の内容として、『皇明詔令』卷十二、立皇太子内勅。

27 拙稿「大札の議における慈寿皇太后の懿旨の意味」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第十号、二〇一一年。一部改訂の上、本報告第二部第三章に収録。

注 16 に同じ。

29 『朝鮮世宗実録』卷一。乙巳七年、閏七月癸卯。

聖節使通事趙忠佐等、……忠佐啓曰、節日使未及到北京、聞大行皇帝崩逝、即服喪服哭臨三日。至帝都、進表於礼部。礼部聞奏、以表及方物獻於大行皇帝殯前。問崩逝之故於華人、或云天震之、或云病而崩、諱之也。其遺詔、皇后所為也。

31 30 皇太子見深、後の憲宗は正統十二年(一四四七)十二月生まれであり、当時満二歳に満たなかつた。  
『明英宗実録』卷百八十一、正統十四年八月丙子。

文武百官合辞請於皇太后曰、聖駕北狩、皇太子幼冲、国政危殆人心汹涌。古云国有長君社稷之福、請定大計以奠宗社、疏入皇太后批答云、卿等奏国家大計、合允所請、其命郕王即皇帝位、礼部具儀扞日以聞。群臣奉皇太后旨告郕王。

32 『明史』卷百十九、諸王四。

襄憲王瞻墿、仁宗第五子。永樂二十二年封。莊敬有令譽。宣德四年就藩長沙。正統元年徙襄陽。英宗北狩、諸王中、瞻墿最長且賢、衆望頗属。太后命取襄国金符入宮、不果召。瞻墿上書、請立皇長子、令郕王監国、募勇智士迎車駕。書至、景帝立数日矣。

34 33 川越泰博『モンゴルに拉致された中国皇帝―明英宗の数奇なる運命―』研文出版、二〇〇三年。  
『皇明詔令』卷十二、即位詔。

奉天承運皇帝詔曰、朕以皇考宣宗章皇帝仲子、奉藩京師。比因虜寇犯辺。大兄皇帝恐禍連宗社、不得已親征勦、勅眇躬率百官居守、不幸車駕誤陷虜庭。我聖母皇太后務慰臣民之望、已立皇庶長子見深為皇太子、命眇躬輔代総国政。皇親公侯伯、暨在庭文武群臣、軍民・耆老・四夷朝使、復以天位久虚、神器無主、人心遑遑、莫之底定、合辞上請早定大計。皇太后以太子幼冲、未遽能理万機、移命眇躬、君臨天下。会有使自虜中還者、口宣大兄皇帝詔旨、宗廟之礼、不可久曠、朕弟郕王、年長且賢、其令継統以奉祭祀。顧痛恨之方殷、豈遵承

之遽忍、惟避讓再三、兪允莫獲。仰惟付託之至重、敢以涼薄而固辭。已於九月初六日、祇告天地宗廟社稷、即皇帝位。遣使詣虜問安、上大兄皇帝尊号太上皇帝、徐叵迎復。為政之道、必先正始、其以明年為景泰元年、大赦天下、咸與維新。

同樣の内容として『明英宗実録』卷百八十三、正統十四年九月癸未。

35 『北征事蹟』

九月十六日、季鐸齎賞、并聖母皇太后寄來、貂裘胡帽衣服等物、到營見上說初六日郕王已即皇帝位、又說文武百官奉皇子三人中年長者一人為東宮。皇上令臣寫書三封、一禪位於郕王、一問安於太后、一致意於百官、絕也先關地之心動、景皇天倫之念。上看之甚喜。

注<sup>34</sup>に同じ。

37 36 『皇明詔令』卷十二、尊立后妃詔。

奉天承運皇帝詔曰、朕以眇躬、託於億兆臣民之上、罔攸致理、夙夜靡寧。顧惟德禮理有未敦、庸將無以教家國天下、盖德必先于隆孝、而礼惟重乎正名。帝王所同、彝倫斯在。况恩施于己者有莫大、宜尊歸於親者無以加。義所当然、事豈為過。謹上尊聖母皇太后曰上聖皇太后、生母曰皇太后。勉遵辭讓之旨、遷皇后居仁壽宮、以俟大兄變輿之復。進皇太子母周氏為貴妃、示重天下之本。冊朕妃汪氏為皇后、以重大倫之原。

同樣の内容として『明英宗実録』卷百八十六、正統十四年十二月丙辰。

注<sup>33</sup>に同じ。

40 39 38 『明英宗実録』卷二百十六、景泰三年五月甲午。「冊立皇妃杭氏為皇后、長子見濟為皇太子。」

『明史』卷百十三、后妃一。景帝廢后。

景泰三年、妃杭氏生子見濟、景帝欲立為太子、而廢憲宗、后執不可。以是忤帝意、遂廢后、立杭氏為皇后。

41 『明英宗実録』卷二百十五、景泰三年四月乙酉。

議易皇太子。……詔曰、卿等所言三代聖王大道理、近日耆旧内、内臣亦俱來勸遵、与卿等所言、皆朕不敢自專、上請于聖母上聖皇太后蒙懿旨、宣諭只要宗社安天下太平、今心既如此、当順人心行朕以此不敢固違、礼

部可具議、扱日以聞。

42 注 27 に同じ。

43 『明史』卷百十三、后妃一、孝恭皇后。「石亨等謀奪門、先白太后。許之。」

44 『皇明詔令』卷十三、廢立內諭。

皇太后勅諭……承伝至我宣宗章皇帝、克寬克仁、万邦允懷、不幸早棄臣民、遺命於吾、立嫡長子祁鎮為皇帝、已立十有五年、敬天勤民、毋怠毋荒。比因虜寇犯辺、生民荼毒、為恐禍延宗社、不得已親率六師以御之、此実安天下之大計也。不意兵將失律、乘輿被遮。時爾文武群臣、以社稷為重、恪遵宣宗章皇帝遺詔、表請於吾、立皇帝長子見深為皇太子。因其幼冲、吾仍令庶次子郟王祁鈺輔之。……奉帝回京、而祁鈺既貪天位、會無復辟之心、乃用邪謀、反為幽閉之計。廢出皇儲、私立己子……乃命皇帝祁鎮復正大位、以慰群情、以安宗社。……其廢景泰、僭祁鈺仍為郟王、如漢昌邑王故事、已令群臣送歸西内、俾子安養。於戲、天下乃祖宗之所開創、天位乃列聖之所相伝、人心之安。布告天下、咸使聞知。

同様の内容として『明英宗実録』卷二百七十五、天順元年二月乙未。

45 『皇明詔令』卷十三、復立皇太子并封皇子詔。

詔天下曰、朕惟帝王之伝序、乃国家之大経。建元良、所以尊宗廟而重社稷、封群胤、所以壯藩屏而降本支。今古攸同、典章斯具載。茲朕躬膺天命之申、復登大宝之位、顧惟不腆、事有未遑。而公侯駙馬伯及文武群臣、僉謂朕之元子当復正於東宮、其次諸子宜悉封於藩国。朕以請之聖母皇太后允従、衆議、举行盛礼、乃於天順元年三月初六日、冊立元子見深為皇太子、及封第二子見潯為德王、第三子見澍為秀王、第四子見澤為崇王、第五子見浚為吉王。於戲、承祧主器得其人、則国本正而万国以服、胙土封守其世、則藩輔完而大統以定。天下之心、斯有所繫、宗廟之計、永底于安。故茲詔示、咸使聞知。

同様の内容として『明英宗実録』卷二百七十六、天順元年三月己巳。

46 明代の皇后・皇太后の歴史的位置づけについては、前掲注 21 の拙稿「嫡母」と「生母」——明代の皇后・皇太后の歴史的位置——『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第十二号、二〇一三年。一部改訂の上、本報



告第一部第二章に収録したものを参照されたい。

### 第三章 大礼の議における慈寿皇太后の懿旨の意味―弘治帝皇后張氏

#### 前言

これまでで述べてきたように、皇帝や皇位継承者の不在はそれだけで問題であり、ましてや皇帝権力が非常に強化された明代においては、即政治的空白を意味し、より深刻なものになったと言える。

繰り返しになるが明代では皇位継承について、『皇明祖訓』で嫡子優先が謳われている<sup>1</sup>。実際には嫡子相続の例は非常に少なく、長子相続が多かったが、この規定があるからといって皇位継承問題が生じなかったわけではない。なかでも嘉靖帝の即位は、前段階として先代の正徳帝に嫡子どころか子がいなかったため、傍流から迎えられるのが即位であった。そのため、嘉靖帝には皇位継承の正当性について問題があったことに加え、即位直後から廷臣たちとの対立が政治問題化した大礼の議も起こるといふ事態に発展したのである。

これらの問題に深く関わってくるのが、正徳帝生母の張氏である。そもそも皇位継承問題が生じた時、その対処に皇太后や皇后が当たることは、それまでの中国王朝でも珍しくない。また明代でも初の幼帝である正統帝即位の際、正統帝が当時皇太子であったにもかかわらず、その幼さゆえに別の人間を立てようとする動きが見られたものを、太皇太后がそれを收拾した例はその典型であろう<sup>2</sup>。このように明代でも皇位継承問題の最終決定は皇太后及び太皇太后の命令、つまり懿旨によってなされた。皇帝や皇位継承者が不在もしくは不明の場合、皇太后は皇帝に代わる者として、その命令である懿旨が権威をもって扱われたことは、皇太后が下した指示に対し、廷臣たちもそれを尊重する姿勢を取っている点からも窺えよう。

では皇帝権力が極端に強まった明代において、皇帝権力は皇太后という存在にどのような作用したのだろうか。張氏は皇帝・皇位継承者の両者が不在という皇位継承問題と、それに付随する政治的空白期間、そしてその後発生した大礼の議に関わり、そのなかで懿旨を発してきた。本章では張氏を通して、明代の皇太后の権威について

て考えてみたい。

なお、ここでは第二部第一章で取り上げた洪熙帝皇后張氏との重複をさけるため、尊号である慈寿皇太后と呼称する。

### 第一節 皇帝不在期間における皇太后の存在

慈寿皇太后は弘治帝皇后であり、その次に即位した正徳帝の生母である。子の正徳帝即位とともに皇太后となり、さらに正徳五年（一五一〇）に尊号を加えられて、慈寿皇太后と呼ばれるようになった<sup>3</sup>。

第一部第二章でふれたように、明代の皇太后には大きく三つのタイプ、「嫡聖母」（先帝皇后であり、新皇帝生母）、「嫡母」（先帝の皇后）、「生母」（新皇帝の生母）が存在する。

皇后が必ず皇子を産んだわけではないため、「嫡母」と「生母」が出てくることになるが、前者はともかく、後者はもともと先帝の妃であり、その子（庶子）が即位して初めて皇太后として尊ばれる。こうした称号の問題は、嘉靖帝即位後に採めることになるが、それは後述する。

明代の皇位継承の基本が嫡子優先である以上、もっとも望ましい形は「嫡聖母」であり、実は慈寿皇太后はまさにこの例に当たる。正徳帝は皇后の子、嫡子でそれも長子であり、まさしく明代の皇位継承の条件を備えて即位した皇帝であった<sup>4</sup>。嫡子優先であるならば、こうなるのは当然と思われるが、趙翼が指摘しているようにこうした例は非常に少なく、厳密な意味では正徳帝のみである<sup>5</sup>。しかし皮肉なことにその正徳帝が嫡子どころか、後継者を一人も残さずに正徳十六年（一五二二）三月丙寅に崩御してしまう<sup>6</sup>。

更に正徳帝には兄弟もいなかった<sup>7</sup>。皇帝も皇位継承者もないという事態に、慈寿皇太后はいくつかの懿旨を発し、それは廷臣たちも従うところとなっている。つまり皇帝不在期間において慈寿皇太后は皇帝の母として、皇帝代理の機能を果たしていたと言えるよう。

では皇帝及び皇位継承者不在期間において、具体的に慈寿皇太后の懿旨はどのような影響力を持ったのだろうか。明代では皇帝権力が強化され、后妃は権力保持を防ぐ一環として民間から選ばれており、外戚に権力を求めることなど不可能であった。そんな明代の皇太后が影響力を持つとするならば、それはどこから来るものなのか。

まず慈寿皇太后が直面した、正徳帝崩御に伴う皇位継承問題における彼女の動きを追っていきたい。

先述のように正徳帝は、正徳十六年（一五二二）三月丙寅に崩御した。その前日に正徳帝は大漸し、皇太后に内閣とともに天下の重大事を審議して決めるよう、伝えている。慈寿皇太后は正徳帝の遺詔を受けた、つまり皇帝の命令で遺詔の実行者として初めて発言権を認められたと考えられる。しかしこれは逆に言うならば、皇帝や皇位継承者になんらかの問題がある時にのみ、皇太后とその命令である懿旨は遺詔によって権威を持ったと言えるよう。

では、慈寿皇太后が内閣とともに審議する天下の重大事とはなにか。まず着手されたのは、正徳帝の後継者の決定である。

正徳帝崩御の前日の時点で、実は後継者は指名されていなかった。しかし発せられた遺詔では、新たに後継者に興王を指名することが加わったのである<sup>10</sup>。遺詔では興王指名の理由として、先述の『皇明祖訓』の「必ず兄終われば弟に及ぶ（必兄終弟及）」が挙げられている<sup>11</sup>。正徳帝に子も兄弟もない以上、先代弘治帝の兄弟、つまり成化帝の子世代にお鉢が回ることになる。成化帝第三子の弘治帝の次は、異母弟で成化帝第四子の朱祐枏（興献王）であるが、すでに正徳十四年（一五一九）に逝去していたため、その子の興王が指名されたと考えられる。

ただ遺詔では『皇明祖訓』のもう一つの規定である嫡子優先については、言及されていない。これは興王の父朱祐枏が成化帝貴妃の子、つまり嫡子ではない点に起因すると思われる。この点は興王が即位後に父の嫡子化に努めていることから明白なのだが、それについては後述する。

ところで正徳帝の遺詔では、わざわざ『皇明祖訓』を持ち出して後継者を指名しているが、これは即位の正当性を根拠付けるための行為と言うこともできる。正徳帝は崩御前日まで後継者を指名していなかったし、正徳帝が遺詔を自ら起草したとは考えにくい。つまり、遺詔を起草し正当化を行った人物が存在するのであるが、『明史』は当時の内閣の首班であった楊廷和によるものであることを窺わせている<sup>12</sup>。そして内閣とともに重大事を決定する立場にあった慈寿皇太后は、起草された正徳帝の遺詔とともに、自らの命令である懿旨を内閣に発し、その実行を促しているのである。

一見すると皇太后と内閣が遺詔にあるように、両者がともに重大事を決しているように見えるが、一方で国家の重大事に加われないことを吏部尚書王瓊が嘆いている様子から、この決定は楊廷和とその周辺の一部の人間のみによって行われたことが知られよう<sup>13</sup>。このように内閣、特に楊廷和が全てを決定していたようだが、遺詔で内閣とともに重大事を任された慈寿皇太后はどうだったのか。

まず基本的な規定として皇太后、つまり后妃は『皇明祖訓』において国政を預かることも、大臣たちとの接見も許されないとされている<sup>14</sup>。しかしこれはあくまで規定であり、破る人間が出てきてもおかしくないのだが、慈寿皇太后が後宮から外に出て指示を行ったといったような記述も見当たらない点から、原則を遵守していたと思われる。そうすると慈寿皇太后が内閣とともに審議すると言っても、実際は内閣、楊廷和の意見を慈寿皇太后が追認する形式であったと考えられる。

これでは楊廷和が独断専行できたようにも見えるかもしれないが、実はそうではない。吏部尚書王瓊が嘆いたように、楊廷和のやり方には廷臣たちの反発があったことが窺える。しかし楊廷和が起草した遺詔について、廷臣たちが異議申し立てをしたり、反対姿勢をとった様子は見られない。それには遺詔に、わざわざ皇太后の命令である懿旨が付随した点がポイントになるのではないだろうか。

本来ならば皇帝権力が強い明代の皇帝の遺詔に、政治への介入を厳しく禁じられている皇太后の懿旨が付随す

るのは、不自然としか言いようがない。しかし正徳帝の遺詔によって慈寿皇太后は遺詔の代行者として機能することになったと考えると、先帝の遺詔の実行には代行者の命令が不可欠であり、遺詔と懿旨は表裏一体の関係であると言える。つまり楊廷和の意見を追認する慈寿皇太后の懿旨は、楊廷和の言動を權威付けするものとして機能したと言えよう。裏を返すと、楊廷和は慈寿皇太后の懿旨を受けてこそ正当性が得られるわけであり、懿旨抜きに勝手をできるものではなかったことを意味していよう。

このように遺詔にあるように、皇太后と内閣の合議の上で、とはいかないものの、内閣の意見に權威という裏打ちを与える立場で慈寿皇太后は内閣と結びつき、後継者も決定し朝廷は安定に向かうように見えた。

ただ当時、興王が安陸(今の湖北省)の王府におり、即時の即位が不可能であった。そこで遺詔と懿旨を持った使者が早々に京師を發つたが、正徳帝崩御(正徳十六年三月丙寅)から興王即位(正徳十六年四月癸卯)までの皇帝不在期間は約四十日間と長期間に及んだのである。その間、慈寿皇太后も廷臣たちも何もしていなかったわけではない。正徳帝崩御から四日後には正徳帝時代の奸臣たちが獄に下されるが、それは内閣ではなく慈寿皇太后の懿旨によるものであった<sup>15</sup>。正徳時代の旧弊を払う命令が慈寿皇太后によって出されたのであり、新皇帝の到着までに慈寿皇太后が新しい体制の作り直しに努めていた一環と言えよう。

こうして皇太后も廷臣たちも新皇帝を迎える用意を万端整え、興王も安陸を出発し、四月に京城外に到着した。しかしここにきてまたも問題が生じる。それも興王と廷臣たちとの間においてであり、後の大礼の議に通じるものであった。

事の発端は、礼部が提示した即位の手順にある。それは皇太子即位の礼、つまり皇城の東にある東安門より入って文華殿に至り、翌日臣下から三回の勸進を受けるというものであった。『明史紀事本末』からは、そこにも楊廷和の意見が多分に反映されていることが窺い知れる<sup>16</sup>。こうした即位の手順は、京師に向かっている道中の興王の元に届けられたが、興王はすでに自分は皇帝であるとして、それをねつけたのである<sup>17</sup>。この話は決着を

見ないまま、興王一行は京城外に達し、臨時の御座所である行殿に至ってしまふ。事ここに至って、楊廷和も説得に当たったものの興王が主張を曲げることはなかった<sup>18</sup>。この後興王は即位して嘉靖帝となっても、自分の生父母の扱いをめぐって廷臣たちと争うが、その前段階から自身への正統な皇帝としての扱いを廷臣たちに求めていたことがわかる。

この双方が主張を曲げない状況を打開すべく、動いたのは慈寿皇太后であつた。彼女は懿旨を発し皇帝位が長く空位であることを憂い、後継者が到着したのだから速やかに即位させるよう促がした。この仲裁により、興王は即位し嘉靖帝となつたのである<sup>19</sup>。慈寿皇太后の懿旨は、それまで楊廷和の意見によつて発せられた点から考えると、この仲裁も要請があつたのだらう。しかし内容は興王の意見を尊重するものとなつており、正徳帝崩御直後は楊廷和の意見を追認する形式を取つていたことを考えると、様相が異なつてきているように見える。こうした変化、つまり彼女の意図は何だらうか。

先述したように、慈寿皇太后には積極的に政治に介入しようとした形跡は見当たらない。これは第二部第一章でふれた、明代で初めて皇位継承問題に直面した洪熙帝皇后張氏も同じであり、一貫して朝廷や皇統の安定にのみ力を尽くしているのが特徴である<sup>20</sup>。こうした先例とともに考えるに、慈寿皇太后は正徳帝崩御前後には廷臣の意見、興王即位前には興王の意見を採用し、一貫性がないように見えるが、少なくとも朝廷の安定という至上命題は果たしたと言えるのではないだらうか。

ともあれ、慈寿皇太后の仲裁によつて新皇帝嘉靖帝は即位した。しかし即位手順で揉めたように、嘉靖帝は自分自身と父母の扱いについて強いこだわりを見せている。皇帝のこうした意思がすんなりと通らなかつたのは、嘉靖帝の傍系からの即位という立場や正当性の弱さが背景にある。こうした状況で嘉靖帝は即位の正当性は、正徳帝の遺詔と慈寿皇太后の懿旨に依る事になり、慈寿皇太后の権威が重要な鍵を握つていたと言える。では嘉靖帝即位後、慈寿皇太后の懿旨はどのように扱われていくのだらうか。

## 第二節 大札の議と慈寿皇太后の懿旨

興王が即位し、嘉靖帝となった。先述のように、慈寿皇太后は正徳帝の遺詔で内閣とともに天下の重大事を任されたが、遺詔の実行者である以上、慈寿皇太后の権威は新皇帝即位までの期間限定のものと解釈できる。実質的には後継者決定から即位までは間が空いてしまったが、嘉靖帝が即位したからには慈寿皇太后とその懿旨が影響力を及ぼすこともなくなるはずである。しかし嘉靖帝は傍流からの即位であり、その即位の最大の根拠は正徳帝の遺詔と慈寿皇太后の懿旨にあることは、嘉靖帝自身が即位の際にそう明言している<sup>21</sup>。嘉靖帝の皇位継承の正統性は甚だ弱いと言わざるを得ず、逆に慈寿皇太后の懿旨は遺詔とともに即位の根拠となったことで、本来ならば新皇帝即位により、なくなるはずの慈寿皇太后の影響力は嘉靖年間に入っても残ったとしても不思議ではない。

こうしたなかで嘉靖帝は即位後五日にして、亡父興献王の封号を礼部に検討させる命令を下した<sup>22</sup>。これが端緒となった大札の議は、嘉靖帝が生父母を皇帝の親として扱うことを求めたもので、家族問題が政治問題化したものとも言える。嘉靖帝の血族で、嘉靖帝が即位した正徳十六年（一五二二）四月現在生存していたのは、生母で興献王妃の蒋氏と祖母で成化帝貴妃の邵氏のみ、つまり女性しかいなかった。これはいきおい後宮の問題となり、当時その頂点にあった慈寿皇太后の立場に直結するものであったと理解できよう。では大札の議を通して慈寿皇太后及びその懿旨の扱い、そして立場はどのように変化していったのだろうか。ここでは慈寿皇太后の動きとともに、後宮に関するものを取り上げて見ていきたい。

まず動きがあったのは、嘉靖帝生母の蒋氏である。彼女は安陸にいたが、嘉靖帝は即位して三日後、つまり大札の議が発生する直前に京師に呼び寄せる使者を發し、それを受けて十月に京師に到着した<sup>23</sup>。当時朝廷は嘉靖帝の亡父の封号をめぐる議論、大札の議のまっただなかにあった。礼部尚書毛澄たち、つまり楊廷和の意を受け



た廷臣たちは嘉靖帝に弘治帝を父、慈寿皇太后を母、生父母を皇叔父・皇叔母と扱うよう主張したが、嘉靖帝はそれに難色を示し、まったく結着を見ない状態にあった<sup>24</sup>。興献王の扱いで紛糾するなか、生母蔣氏の扱いも当然議論となったが<sup>25</sup>、こうした朝廷の動きは京師に向かっている蔣氏の耳にも届いた。蔣氏は我が子が他人の子とされる事に憤り入京を拒否し、嘉靖帝もそれを受けて皇帝位を退くと言い出すまでに至ってしまった<sup>26</sup>。

この状況において嘉靖帝と廷臣たちの仲裁に入ったのは、やはり慈寿皇太后であった。彼女が興献王を興献帝、蔣氏を興献后、更には嘉靖帝の祖母邵氏を皇太后とするよう懿旨を下し、これによって蔣氏も入京し、嘉靖帝の生母や祖母の扱いに一応の解決がついたのである<sup>27</sup>。この仲裁は、またしても廷臣たちの要請によるものであることが『明史』から窺える<sup>28</sup>。つまりは即位時と同じく廷臣たちは嘉靖帝の主張に抵抗しきれず、慈寿皇太后に仲裁を頼んだ形であるが、逆に考えれば慈寿皇太后の懿旨として出てきた提案に嘉靖帝が妥協したとも言える。嘉靖帝といえども慈寿皇太后の命令は尊重せざるを得ず、また廷臣たちもそれをわかった上で事の解決を図っているという構図が見て取れるのである。

嘉靖帝は即位直後の時点では、自らの主張を明確に表しつつ、廷臣たちの意見とある一定の妥協を図っていたか、もしくは凶らざるを得なかったかと考えられる。それが証拠に、嘉靖元年（一五二二）三月に嘉靖帝は尊号を贈り、慈寿皇太后を昭聖慈寿皇太后、正徳帝皇后夏氏を莊肅皇后とした。嘉靖元年段階で嘉靖帝は、廷臣たちが主張したように弘治帝を皇考、慈寿皇太后を聖母として扱っているのである<sup>29</sup>。その一方であれほどこだわった生父母の扱いは、本生父・本生母となった<sup>30</sup>。「皇」の字の使用が叶わなかったことから、嘉靖帝はかなりの譲歩を強いられたと見ていいだろう<sup>31</sup>。

これは一見すると嘉靖帝の一方的な敗北のようにも見えるが、そうではない。実は嘉靖帝は慈寿皇太后に尊号を贈る一方で、祖母の邵氏を寿安皇太后としているが、これが非常に大きな成果なのである<sup>32</sup>。先述のように嘉靖帝の祖母邵氏は成化帝貴妃、つまりその子である興献王は成化帝の庶子である。これは『皇明祖訓』の規定で

ある嫡子優先から考えると、嘉靖帝自身の即位の正当性に支障をきたしてしまうことになりかねない。つまり祖母を皇太后にすることは、取りも直さず嘉靖帝による父の嫡子化であり、自らの即位の正当性を高めるために、非常に重大な意味を持つものだったのである<sup>33</sup>。

そのなかで、祖母への対応はもちろん生父母への尊号についても、実は嘉靖帝の命令ではなく慈寿皇太后の懿旨によって行われていること、そして嘉靖帝がそれを理由に廷臣たちが出してくる反対意見を封じ込めていることとの二点は注目される<sup>34</sup>。嘉靖帝が自ら命令を下さなかつたのは、蔣氏入京の経緯から考えて、その延長線上にあるこの問題は、慈寿皇太后の懿旨を通じて行われるのが筋だったからかもしれない。嘉靖帝がどこまで意図したかは不明であるが、少なくとも後の経過を見る限り嘉靖帝にとって慈寿皇太后の懿旨は、廷臣たちを黙らせるカードであり、嘉靖帝が妥協した一定のラインを守るための防衛手段として利用している向きが強いように思われる。このように、慈寿皇太后の懿旨は嘉靖帝即位後も権威を持ち続けており、廷臣たちも嘉靖帝もそれを利用し、自己の主張を有利に運ぼうとしているのである。

では嘉靖帝と廷臣の間で、バランスを取ることができる存在である慈寿皇太后自身の意図はどうだったのか、それを明確に示すものはない。そのなかで慈寿皇太后が自主的に行ったと思われる行動として二つ、蔣氏を藩王妃として対応していたこと、嘉靖帝の皇后選定の懿旨を出していることが挙げられる。

まず慈寿皇太后の蔣氏への対応は、慈寿皇太后が蔣氏を皇帝の母として認めないという態度を露骨に表したものであり、これはまた慈寿皇太后を頂点とする後宮内の対応も同様であったと言えよう。嘉靖帝は非常に不愉快であったようである<sup>35</sup>。

実はこの皇帝の母という立場の問題の延長線上にあるのが、嘉靖帝の皇后選定であった。皇后選定は、明代初めでの皇太后であった洪熙帝皇后張氏より、皇太后や太皇太后が行う事が通例となったようである<sup>36</sup>。慈寿皇太后は嘉靖元年（一五二二）正月に皇后選定の命令を発している<sup>37</sup>。そして同年八月に皇后選定が行われることに

なったのだが、ここに来て嘉靖帝祖母の寿安皇太后の命令に従うように、という旨が内閣に伝えられた。これについて楊廷和は聖母、つまり慈寿皇太后の命令で行われることを理由に拒否している<sup>38</sup>。

一体いかなる経緯で、皇后選びの主導権が慈寿皇太后から寿安皇太后に移ることになったのかは不明である。しかし蔣氏の問題も含め、これらは名目上皇帝の聖母である慈寿皇太后と、血縁的に皇帝の祖母や母である皇太后との対立、ひいては後宮内での優位を争う構図と見て取ることができよう。つまり、大札の議は嘉靖帝が生父母を皇帝の親として扱うよう求めたことよって始まり、皇帝と廷臣たちの対立でもって語られるが、後宮内での権力争いという面もあったのである。

嘉靖元年（一五二二）の時点では、後宮内の対立では聖母とされた慈寿皇太后に軍配が上がった。そして朝廷でも廷臣たちが自分たちの意見の後ろ盾として、慈寿皇太后の懿旨を持ち出すように、嘉靖帝も自分の即位の正統性の裏付けや、生母や祖母の扱いの理由を慈寿皇太后の懿旨に求め、廷臣たちの反対を封じるという動きを見せている。両者は慈寿皇太后の懿旨を大きな権威を持つものとして扱っていることがわかる。しかし本来それは、嘉靖帝即位と同時に失われるはずのものであった。その権威が保持された大きな要因は、他ならぬ嘉靖帝自身であったと言えよう。

### 第三節 大札の議の決着

嘉靖元年（一五二二）の段階で嘉靖帝は弘治帝を皇考、慈寿皇太后を聖母、実の両親を本生父母、祖母を寿安皇太后とし、大札の議は一応の決着を見た。実の両親を皇帝の親として扱うことを一貫して要求していた嘉靖帝とするならば、これは妥協した形であった。

妥協しなければならなかった要因の一つとして、嘉靖帝の皇位継承への根拠の薄さがある。しかしすでに皇帝として即位した事実は嘉靖帝の強みであり、時間の経過にともない彼自身に権威がついてくるとともに、彼の意

見に賛同する廷臣たちが台頭してくるのも当然のことである。これがそれまで頼ってきた慈寿皇太后の権威からの脱却につながることは、たやすく予想される。

こうした動きが見えるのは嘉靖三年（一五二四）正月である。嘉靖帝の意見を支持する廷臣たちが、改めて嘉靖帝の生父母を皇考・聖母とするべきだと上奏した<sup>39</sup>。こうした廷臣たちは、即位直後からさかんに上疏を行っていたが、楊廷和に抑え込まれていた。しかしその楊廷和が、翌月に辞職したこともあって<sup>40</sup>、嘉靖帝及び廷臣たちを掣肘してきた人物がいなくなり、時勢は嘉靖帝に傾きつつあった。

まず同年三月に嘉靖帝は勅を下し、慈寿皇太后に尊号を加えている<sup>41</sup>。そして同日、亡父興献帝を本生皇考恭穆献皇帝、生母興献太后を本生聖母章聖皇太后とするに至るも、それはこれまで同様に慈寿皇太后の懿旨によって行われる形が取られており、また慈寿皇太后の聖母の扱いも続行されている<sup>42</sup>。つまりこの時点で、嘉靖帝の慈寿皇太后を尊重する姿勢に変化はなく、それまで同様に懿旨によって亡父に皇帝、生母に聖母及び皇太后の文言を使用することに成功し、段階的に自分の欲するところに着実に近づけている様子が窺える。

しかしこれが弾みになった嘉靖帝は、早くも同年七月には章聖皇太后の「本生」の字を削る命令、つまり本格的に生母蒋氏を聖母として正式に扱うという、当初から望みを実行に移したのである<sup>43</sup>。当然のことながら朝廷は紛糾し、嘉靖帝に反対する廷臣たちは左順門の前で哭し、反対を訴えた。これは成化帝時代の故事にのっとりたものであり、廷臣たちにしてみれば皇帝の意見を覆す最後の手段であったろう<sup>44</sup>。しかしこれは逆に嘉靖帝の怒りを買ひ、嘉靖帝は反対する廷臣たちを獄に下し、言わば肅清する形で決着をつけたのである<sup>45</sup>。反対勢力がいなくなった同年九月、慈寿皇太后は皇伯母、章聖皇太后は聖母となり、ここに嘉靖帝が望んだ形が完成した<sup>46</sup>。

嘉靖帝はそれまで、慈寿皇太后の懿旨がある事を理由に、廷臣たちの反論を封じ込めてきた経緯がある。しかし嘉靖三年九月の段階で反対派の廷臣たちは一掃されており、嘉靖帝が思うように動けるようになったことも大きいと考えられるが、それ以上に嘉靖三年（一五二四）九月の命令とそれまでのものとの決定的違いは、嘉靖帝自

らが命を下している点にある。嘉靖三年九月以前、つまり即位後から嘉靖三年三月までの間、生父母や祖母に関する命令は、先述のように全て慈寿皇太后の懿旨という形で出されてきた。つまり嘉靖帝自らが命令を下した嘉靖三年九月の変化は、嘉靖帝が慈寿皇太后の懿旨の権威を必要としなくなった、嘉靖帝自身の権威がそれだけ高まったことを意味しよう。

こうした一連の動きは慈寿皇太后の権威が下がると言うよりは、本来ならば即位と同時に嘉靖帝が持つはずだったものを取り戻した、と言う方が正しいのかもしれない。慈寿皇太后の懿旨が権威を持ったのは、正徳帝の遺詔によって遺詔の実行者として、新皇帝即位までの間を任されたからである。

そもそも、なぜ慈寿皇太后に任されたか。まず皇帝権力の強化によって明代において遺詔の代行者、即位の根拠になるほどの権威を持つ存在を臣下が務めることは不可能であった。皇帝と同等の存在などありえない。しかし見方を変えて、血縁的つながりから言えば、皇太后は皇帝の尊属、つまり皇帝の上位に立つ唯一の人物なのである。君臣関係しか存在しない朝廷に皇太后が影響するという構図は、君臣の秩序の上に家族のそれが優先される形と言える。異常事態であるが、これは新皇帝即位までの短期間とわかっているからこそ、行い得るものであったと思われる。

正徳帝の崩御後、遺詔によって慈寿皇太后は権威付けされた。これは君臣関係で成り立っている朝廷に皇太后を、皇帝との血縁的つながりという影響力をもつてくるという、緊急避難的措置を取った。廷臣たちはその非常手段ともいえる皇太后の権威を利用し、そして即位の根拠が薄い嘉靖帝もまた、本来自らの即位で失われるはずの慈寿皇太后の権威でもって、自らの後ろ盾や家族への尊号といったものを手に入れていった。皇帝と廷臣たち、ともに君臣関係と血縁的つながりの両方の理屈でもってバランスを図っている構図が浮かび上がってくるのである。慈寿皇太后の懿旨がある時は廷臣たちを動かす、ある時は嘉靖帝の即位の根拠になり、廷臣たちの反対意見を押しさえ込むことができたのは、嘉靖帝と廷臣たちが同じ論理を利用している証拠であろう。

大札の議は嘉靖帝の生父母や祖母の扱い、つまり嘉靖帝の家族の扱いをめぐる紛議であった。しかし一方でも一つの家族、慈寿皇太后の権威にからむ問題でもあった。大札の議は家族秩序で成り立つ慈寿皇太后の権威から脱却し、本来嘉靖帝が即位と同時に持つはずであった権威と君臣秩序を取り戻す、そういう過程でもあったと言えるのではないだろうか。

### 小結

本章では、明代の皇太后の権威と朝廷に与えた影響力を見るため、正徳帝崩御や大札の議といった大きな事件に関わった慈寿皇太后について検討を加えた。

慈寿皇太后は正徳帝崩御の際、内閣とともに天下の重大事を任された存在であった。彼女は遺詔の代行者として、皇帝も皇位継承者も不在であった約四十日という長期間、内閣の後ろ盾として大きな影響力を持った。こうした慈寿皇太后の権威の源泉は、子である正徳帝の遺詔であった。これは皇帝を頂点とする君臣関係にある朝廷に、遺詔の代行者や皇帝代理は存在し得ないため、皇帝の家族関係で尊属の皇太后を皇帝も廷臣たちも、皇帝崩御から新皇帝即位までの期間を乗り切るために持ち出したためであった。

慈寿皇太后は正徳帝崩御後、内閣、特に楊廷和とともに後継者を決定し、新皇帝即位までの道筋をつけている。慈寿皇太后は自ら朝廷の場に立つようなことはなかったが、嘉靖帝と廷臣たちの調停役になる等、明代の先達の皇太后たちと同様、皇統と朝廷の安定を保つという働きにつとめている。

こうして迎えられた嘉靖帝は即位後まもなく、生父母の扱いをめぐる大札の議を起こした。嘉靖帝の意向は廷臣たちの反対から、妥協せざるを得ない所が多分にありつつも、一定の成果を挙げており、特に祖母を皇太后にする事で亡父の嫡子化に成功したのは、明代の皇位継承の原則に照らしても重要かつ必要なことであり、とりもなおさず自らの即位と皇統の正当化に繋がるものであった。

ただしこれは嘉靖帝の命令ではなく慈寿皇太后の懿旨による、という形が取られた。嘉靖帝のこうした行動は、傍系からの即位という事実起因するものである。嘉靖帝は慈寿皇太后の権威に頼るところが多分にあり、本来であれば嘉靖帝が即位してなくなるはずの慈寿皇太后の権威は、保持され続けることになったのである。

しかしそれも時の経過とともに、嘉靖帝も自然に皇帝としての権威を身に付けていくようになり、嘉靖三年（一五二四）になると、それまで嘉靖帝を牽制してきた楊廷和が辞職し、嘉靖帝の意見に賛同する廷臣たちが台頭してきたことも手伝い、状況は変化した。結果、聖母としてきた慈寿皇太后を皇伯母、実母を聖母として扱うに至った。嘉靖三年の命令は、嘉靖帝自身が発している事が特徴的である。これは嘉靖帝が本来即位と同時に手にするはずであった権威をようやく取り戻し、慈寿皇太后の権威、つまり家族関係の権威から脱却したことを意味している。大礼の議は嘉靖帝の生父母の扱い、家族をめぐる紛議であったが、その終わりはもう一つの家族である慈寿皇太后の権威からの脱却という側面もあつたのである。

## 注

1 『皇明祖訓』法律。

凡朝廷無皇子、必兄終弟及。須立嫡母所生者、庶母所生雖長不得立。若姦臣棄嫡立庶、庶者必当守分勿動。遣信報嫡之当立者、務以嫡臨君位、朝廷応即斬姦臣。

2 『国権』卷二十三。

宣徳十年正月……乙亥、宣宗賓天。皇太子年九歳、皇太后取金符入内、或謂立襄王。太后聞之、立至乾清宮、携太子召閣臣泣曰、此新天子也。閣臣伏謁呼万歳、群臣随之、浮議乃息。

3 『明史』卷百十四、后妃二、孝康皇后。

成化二十三年選為太子妃。是年、孝宗即位、冊立為皇后。……武宗即位、尊為皇太后。五年十二月以眞鐸平、

上尊号曰慈寿皇太后。

4 『明史』卷十六、武宗。

武宗承天達道英肅睿哲昭德頤功弘文思孝毅皇帝、諱厚照、孝宗長子也。母孝康敬皇后。

5 『廿二史劄記』卷三十二、明正后所生太子。

6 『明武宗實錄』卷百九十七、正德十六年三月丙寅。

上崩于豹房。先一夕上大漸、惟太監陳敬・蘇進二人在左右、乃謂之曰、朕疾殆不可為矣。爾等与張銳可召司礼監官來、以朕意達皇太后、天下事重、其与内閣輔臣議處之。前此事皆由朕而悞、非汝衆人所能与也。俄而上崩。敬・進奔告慈寿皇太后、乃移殯于大内。是日伝遺旨、諭内外文武群臣曰、朕疾彌留、儲嗣未建、朕皇

考親弟興獻王長子厚熹、年已長成、賢明仁孝、倫序当立。已遵奉祖訓兄終弟及之文、告于宗廟、請于慈寿皇太后、即日遣官迎取來京、嗣皇帝位、奉祀宗廟、君臨天下。又伝慈寿皇太后懿旨、諭群臣曰、皇帝寢疾、彌留已迎取興獻王長子厚熹、來京嗣皇帝位。一応事務、俱待嗣君、至日処分。於是司礼等監太監谷大用・韋霏・

張錦・内閣大学士梁儲・定国公徐光祚・駙馬都尉崔元・礼部尚書毛澄奉金符、以行初司礼監官、以太后命至内閣与大学士楊廷和等議所、当立者既定、入白太后取旨、廷和等候於左順門。頃之吏部尚書王瓊、排掖門入厲声曰、此豈小事、而我九卿顧不預聞耶。衆不答、瓊意乃沮。

7 慈寿皇太后的子、つまり正徳帝の弟がいたが夭逝している。『明史』卷百十九、諸王四。

8 拙稿「明代後宮と后妃・女官制度」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要史学編』第八号、二〇〇九年。

一部改訂の上、本報告第一部第一章に収録。

9 注6に同じ。



10 『皇明詔令』卷十八。『明武宗實錄』卷百九十七、正德十六年三月戊辰に同じ。

詔曰、朕以菲薄、紹承祖宗丕業十有七年矣。凶治雖勤、化理未洽、深惟先帝付託。今忽遭疾彌留、殆弗能興。夫死生常理、古今人所不免、惟在繼統得人、宗社生民有賴、吾雖棄世亦復奚憾焉。皇考孝宗敬皇帝親弟興獻

王長子厚燠、聰明仁孝、德器夙成、倫序當立。已遵奉『祖訓』「兄終弟及」之文、告于宗廟、請于慈壽皇太后

与内外文武群臣、合謀同辭、即日遣官、迎取來京、嗣皇帝位。内外文武群臣、其協心輔理、凡一宧事務、率依祖宗旧制、用副予志。嗣君未到京之日、凡有重大緊急事情、該衙門具本、暫且奏知皇太后。

注1に同じ。

12 11

『明史』卷百九十、楊廷和。  
先是、武宗崩、廷和草遺詔。

三月十四日丙寅、谷大用・張永至閣、言帝崩於豹房、以皇太后命乃移殯大内、且議所當立。廷和奉『皇明祖訓』示之曰、兄終弟及、誰能澆焉。興獻王長子、憲宗之孫、孝宗之從子、大行皇帝之從弟、序當立。……乃令中官入啓皇太后、廷和等候左順門下。頃之、中官奉遺詔及太后懿旨、宣諭群臣、一如廷和請、事乃定。

注6に同じ。

14 13

『皇明祖訓』内令。

凡皇后止許内治宮中諸等婦女人、宮門外一宧事務毋得干預。

凡宮困當謹内外、后妃不許群臣謁見。

16 15

『明武宗實錄』卷百九十七、正德十六年三月庚午。「皇太后懿旨下、江彬・神周・李琮于獄。」

『明史紀事本末』卷五十、大禮議。

(正德十六年四月)丁卯、礼部員外郎楊応魁上礼儀狀。請由東安門入居文華殿、翌日百官三上箋勸進、俟令旨兪允、扞日即位。大学士楊廷和命儀部郎中余才所擬也。

17 『明世宗實錄』正德十六年四月癸卯。

至京城外、駐蹕行殿。初禮部具儀、請如皇太子即位禮。上覽之、謂長史袁宗臯曰、遺詔以吾嗣皇帝位、非皇子也。至是大學士楊廷和等請上、如禮部所具儀、由東安門入居文華殿、上箋勸進、扞日登極。上不允。會慈壽皇太后有旨曰、天位不可久虛、嗣君已至行殿。内外文武百官、可即日上箋勸進。於是上遂從行殿、受箋、文武百官軍民耆老人等、魏国公徐鵬舉等奉箋勸進。

18 注17に同じ。

19 注17に同じ。

20 注8に同じ。

21 『皇明詔令』卷十九。即位詔。

奉天承運皇帝詔曰、朕承皇天之眷命、賴列聖之洪休、奉慈壽皇太后之懿旨、皇兄大行皇帝之遺詔、屬以倫序、入奉宗祧。

22 『明世宗實錄』卷一、正德十六年四月戊申。「命禮部會官議興獻王主祀及封号以聞。」

23 『明世宗實錄』卷七、正德十六年十月壬午。「聖母至京、由大明中門入。上候迎午門、内入見奉先殿・奉慈殿。」

24 『明世宗實錄』卷二、正德十六年五月戊午。  
禮部尚書毛澄等會議興獻王主祀及称号、奏曰、考之漢成帝立定陶王為皇太子、立楚孝王孫景為定陶王、奉共王祀、共王皇太子本生父也。時大司空師丹以為恩義備至。今皇上入繼大統、宜如定陶王故事、以益王第二子崇仁王厚炫繼興獻王、後襲封興王主祀事。又考之宋濮安懿王之子入繼仁宗、後是為英宗。宰臣請下有司議礼、特知諫院司馬光謂濮王、宜尊以高官大爵称皇伯、而不名判。太常寺范鎮亦言、陛下既考仁宗、若復以濮王為考、於義未當、乃詔立濮王園廟、以宗樸為濮国公、奉濮王祀。程頤之言曰、為人後者謂所後為父母、而謂所生為伯叔父母、此生人之大倫也。然所生之義至尊至大、宜別立殊称曰皇伯叔父、某国大王則正統既明、而在

所生亦尊崇極矣。今興猷王於孝宗為弟於皇上為本生父、與濮安懿王事正相等、皇上宜稱孝宗為皇考、改稱興猷王為皇叔父興猷大王、興猷王妃為皇叔母興猷王妃、凡祭告興猷王妃。皇上俱自稱姪皇帝、則隆重正統與尊崇本生恩禮備至、可以為万世法。疏入上曰、藩府主祀及稱号事体重大、再會議以聞。

25 『明史』卷百十五、睿宗興猷皇帝。

合妃將至、礼臣上入宮儀、由崇文門入東安門、皇帝迎於東華門。不許。再議由正陽門入大明·承天·端門、從王門入宮。又不許。王門、諸王所出入門也。勅曰、聖母至、御太后車服、從御道入、朝太廟。故事、后妃無謁廟礼、礼臣難之。

26 『明史』卷百十五、睿宗興猷皇帝。

27 時妃至通州、聞考孝宗、恚曰、安得以吾子為他人子。留不進。帝涕泣願避位。

28 上曰、卿等累次會議正統之大義、本生之大倫、考摭精詳議擬允当朕已知之、欽奉慈壽皇太后之命、以朕既承大統、父興猷王宜稱興猷帝、母興猷后、憲廟貴妃邵氏為皇太后。朕辞之再三不容、遜避特諭、卿等知之。

29 『明史』卷百十五、睿宗興猷皇帝。「群臣以慈壽皇太后命、改稱興猷妃、乃入。」

30 『明世宗實錄』卷十二、嘉靖元年三月丁巳。以上昭聖慈壽皇太后·莊肅皇后尊号、遣定国公徐光祚·武定侯郭勛·惠安伯張偉祭告天地·宗廟·社稷。

31 『明史』卷百九十、楊廷和。上御奉天殿頒詔曰、……謹奉冊宝、上聖母尊号曰昭聖慈壽皇太后、皇嫂曰莊肅皇后。又奉聖母懿旨、上聖祖母尊号曰壽安皇太后、本生父母曰興猷帝·興國太后。

32 帝不得已、乃以嘉靖元年詔稱孝宗為皇考、慈壽皇太后為聖母、興猷帝·后為本生父母、不稱皇。注 30 に同じ。

33 中山八郎「明の嘉靖朝の大札問題の発端」、「再び「嘉靖朝の大札問題の発端」に就いて」

『中山八郎 明清論集』汲古書院、一九九五年。

34 『明世宗実録』卷九、正徳十六年十二月乙巳。

吏部等衙門尚書喬宇・孫交・鄭宗仁・毛澄・彭澤・俞琳、侍郎羅欽順・秦金・鄒文盛・賈詠・汪俊・李鉞・顏熙壽・臧鳳・童瑞・陳雍、都御史金猷民・劉玉通・政柴義・張瓚安・金參議・陳霑・陳卿・万鏜・周倫・張縉、寺丞張璿・劉源清連名具疏奏、興猷帝不宜称皇号。言正統大義、惟頼皇字以明、若加于本生之親、則与正統混而無別揆之、天理則不合、驗之人心、有未安非所以重宗廟正名分也。上曰、慈寿皇太后懿旨有諭、今皇帝婚礼已命行其興猷帝、宜加与皇号母興猷皇太后。朕不敢辞、爾群臣其承命。礼部尚書毛澄等復奏曰、皇上考孝廟・母慈寿、本生之親既尊為帝后、而又欲於帝后之上有加、則於正統之親無別恐不可以告郊廟、而布之天下也。内閣大臣尽忠竭誠、直言規諫、乞降俞。上曰、懿旨諭及不可違、宜承休命。

35 『明史』卷百十四、后妃二、孝康皇后。

初、興国太后以藩妃入、太后猶以故事遇之、帝頗不悅。

36 最初の例としては、正統帝の皇后選びを太皇太后が行ったもの。『明英宗実録』卷七十五、正統六年正月乙卯。

太皇太后勅諭行在礼部尚書胡濙等曰、皇帝婚期伊邇皇后之位必在得賢、蓋以上配宸嚴祇奉宗廟、表正六宮母儀天下、而隆国家万世之本也。爾礼部其榜諭北京・直隸・南京・鳳陽・淮安・徐州・河南・山東・山西・陝西於大小官員民庶有德之家、用誠簡求務摺、其父母克修仁義家法、齐肃女子年十三至十五、容貌端潔、性資純美、言動恭和、咸中礼度者、有司以礼、令其父母親送赴京、吾将親閱焉。

37 『明世宗実録』卷十、嘉靖元年正月癸亥。

38 禮部奏奉皇太后懿旨、選后請命司禮監揆公正、內臣分道選求、從之。

『明世宗實錄』卷十七、嘉靖元年八月丙子。

昭聖慈壽皇太后懿旨、大婚選到女子、宜進宮簡選。欽天監其挾日以聞。先是司禮監官佞諭內閣、以大婚禮取到女子赴宮簡選、欲從壽安皇太后佞旨。大學士楊廷和等再疏、言其不可云、去年宣諭禮部舉行、今春分遣司禮監官選取、皆由聖母昭聖慈壽皇太后誥諭、在廷之臣與天下之人皆知之。今日佞旨改從壽安事、不歸一禮、不由正何以昭示中外、乃佞奉昭聖懿旨行之。

39 『明世宗實錄』卷三十五、嘉靖三年正月丙戌。

南京刑部主事桂萼上正大禮疏、其略曰、臣聞古者帝王、事父孝故事天明、事母孝故事地察、未聞廢父子之倫、而能事天地主百神者也。今禮官以皇上與為人從而強附末世故事、滅武宗之統、奪興獻帝之宗、識者咸心知其非、而未聞有所規納者何也。蓋自張璠·霍韜上議論者、指為干進故達理者、不敢拋論其誤、遂因循至今日耳、然是失也。綱常所關誠非細、故切念皇上在興國太后之惻慨、興獻帝弗祀三年矣。而臣子乃肆然自以為是豈一體之義乎。臣願皇上速發明詔循名考實稱孝宗曰皇伯考、武宗曰皇兄、興獻帝曰皇考、而別立廟於大內。興國太后曰聖母、則天下之為父子君臣者、定至於朝議之謬、有不足弁者何也。彼所執不過宋濮王議、且臣按宋臣范純仁告英宗曰、陛下昨受仁宗詔親許為仁宗子、至於封爵悉用皇子故事、與入繼之主事體不用、則宋臣之論亦自有別、今皇上奉祖訓入繼大統、果曾親受孝宗詔、而為之子乎。果曾親許為孝宗子乎。則皇上非為人後而為入繼之主也、明矣。然則考興獻帝·母興獻太后者。質諸鬼神而無疑百世以俟聖人而不惑者也。臣久欲以請乃者、復得見席書·方獻夫二臣之疏、以為皇上必為之惕然、更改有無待於臣之言者、至今未奉宸斷、豈皇上隅未詳覽耶、抑二臣將上而中止耶。臣故不敢愛死再申其說、并錄二臣之疏、以聞疏奏。上曰、此禮關係天理綱常、便會文武群臣、集前後章奏詳議尊稱、合行典禮、以聞。

40 『明世宗實錄』卷三十六、嘉靖三年二月丙午。「少師兼太子太保吏部尚書兼華蓋殿大學士楊廷和乞致仕、許之。」

41 『明世宗實錄』卷三十七、嘉靖三年三月丙寅。

勅諭禮部、聖母昭聖慈壽皇太后、擁護朕躬繼承大統、仰荷慈訓恩德難名、茲特加上尊號為昭聖康惠慈壽皇太后。爾禮部其於日遣官、祭告天地・宗廟・社稷、恭上冊寶。仍道行天下宗室及文武衙門知之、所有合行禮儀、開具以聞。是日又勅諭禮部、朕恭膺天命入繼大宗、祇奉祖考、孝養宮闈、專意正統罔敢違越、頃歲仰承聖母昭聖慈壽皇太后懿旨、以所生至恩、亦欲兼盡、尊朕本生父為興獻帝・本生母為興國太后。朕心猶未慊然、特命文武群臣集議、皆謂宜加稱號、以極尊崇。今加稱興獻帝為本生皇考恭穆獻皇帝、興國太后為本生母章聖皇太后。爾禮部其於日遣官、祭告天地・宗廟・社稷、更上冊寶。仍通行天下宗室及文武衙門知之所有、合行禮儀、開具以聞。

42 注41に同じ。

43 『明世宗實錄』卷四十一、嘉靖三年七月乙亥。

上諭禮部、本生聖母章聖皇太后更定尊號曰、聖母章聖皇太后。於七月十六日恭上冊文、遣官祭告天地・宗廟・社稷、即具儀以聞。

44 『明史紀事本末』卷五十、大禮議。

何孟春曰、憲宗朝尚書姚夔率百官、伏哭文華門、爭慈懿皇太后葬礼、憲宗聞之。此國朝故事也。

45 『明世宗實錄』卷四十一、嘉靖三年七月戊寅。

群臣以前疏不下朝罷、則相率詣左順門、跪伏或大呼太祖高皇帝、或呼孝忠皇帝、声徹于內。是日上齋居文華殿、遣司禮監官諭令退、群臣固伏不起、求愈旨。上乃遣司禮監官傳諭曰、恭穆獻皇帝神主將至冊文・祝文、悉已撰定矣、爾等姑退。群臣仍伏不起。及午、上命錄諸臣姓名、執為首者學士豐熙・給事中張紳・御史余翱・郎中余寬・黃待顯・陶滋・相世芳・寺正・母德純凡八人、下詔獄。於是修撰楊慎檢討、王元正乃撼門大哭、一時群臣皆哭声震闕庭。上大怒、命逮五品以下員外郎馬理等一百三十四人、悉下詔獄拷訊。四品以下及司務

等官姑令待罪。

46 『明世宗實錄』卷四十三、嘉靖三年九月丙寅。

始定大禮稱孝宗敬皇帝曰皇伯考、昭聖康惠慈聖皇太后曰皇伯母。恭穆獻皇帝曰皇考、章聖皇太后曰聖母。命  
禮官扞日祭天地宗廟社稷、詔諭天下。

## 結論

序論でも述べたように、本論文は明代における后妃の役割の解明、特に皇后・皇太后が明代の政治に及ぼした影響を主題とした。

まず基本理解として、明代の後宮制度の整理を行った。

明代後宮の女性は、皇帝の婚姻の対象である后妃、後宮に関する書類・物資の出納や管理を担った女官、そして多くの宮人で構成されている。これらの女性たちは明代の初期はともかく、ほとんどは民間女性から選ばれた。しかし同じ後宮女性であるが、それぞれ後宮内での役割が異なっており、特に后妃と女官では選抜条件からして区別が設けられている。前者が容姿や行いの美しさを重視するのに対し、後者は読み書きなどの実務能力を求めるといったように、明確な相違があり、これはすでに洪武年間より見受けられる。その後、明代を通じて大きな変化はないことから、明代の後宮制度は洪武帝が基礎を作り、その後踏襲されたと考えられる。

こうした明代の後宮の頂点に立つのが皇后・皇太后である。

皇后は皇帝の妻であり、漢代では皇帝の嫡妻、先帝皇后であることから皇帝と同等の権威をもつ存在であった。しかし、次第に皇帝は先帝皇后(嫡母)ではなく自らの生母を重んじるようになり、後漢にはすでに生母に対して皇后号の追贈が行われるようになる。これは唐・宋においても続き、歴代皇帝は嫡母である先帝皇后と生母の扱いを、同等に近づけるようになっていく。こうした動き、なかでも皇后号の乱発は、皇后の権威の相対的低下を招くと同時に、皇后(皇太后)の権威の源泉が、先帝の妻ではなく、皇帝の母へと移行していくことを意味している。この流れを受ける明代の皇后・皇太后は、大きく「聖母」(皇后が次の皇帝の生母)・「嫡母」(先帝皇后)・「生母」(皇帝の産みの母、先帝庶妃)に分けられ、「生母」は「嫡母」とともに皇太后となり、ほぼ同様の扱いを受けるまでになっている。



いずれにせよ、皇后・皇太后が垂簾聽政を行ったり、自らをとりまく外戚・宦官とともに政治に介入することが多かった歴代王朝のなかにあって、明代はほぼ唯一后妃が政治の表舞台に立たなかったという非常に大きな特徴を持っている。しかしそれは、明代の後妃が後宮の外に対して権威や影響力がなかったことを、意味するものではない。特に大きな役割を果たすのは、皇位継承時である。

明代初めての皇太后、そして太皇太后となった洪熙帝皇后張氏は、洪熙・宣徳・正統の三世代にわたって後宮の頂点にいた人物であり、二回の皇帝の崩御とそれにもなう皇帝不在期間と皇位継承に対処した。いずれの皇位継承時も、皇太子が不在であったり幼かったりと問題が生じたが、彼女は先代皇帝の代行者として皇統の安定した継承のために尽力し、また廷臣たちも皇太后の意見を尊重した。そして新皇帝即位後は、積極的な政治介入をすることもなく、逆に外戚・宦官を厳しく牽制している。彼女の行動は終始一貫、明の内廷・外廷の安定のためであった。

このように、皇太后が皇位継承時に権威をもって行動する一方で、皇后は宣徳帝の皇后であった胡氏の例のように、皇帝の命令一つで簡単に廃されてしまうほど、脆弱な存在であった。宣徳帝は胡氏に代わり孫氏を立后したが、それは皇太子の嫡子化という目的のためであった。孫氏を皇后たらしめたものは皇太子の母、つまり次期皇帝との血縁的なつながりであり、そのみが脆弱な皇后の地位を保証するものであった。

この世に並ぶ者なき皇帝にとって、皇后(妻)は臣下と同列であり代えがきく存在であっても、皇太后(母)は血縁的な側面から見ると尊属であり、皇帝の上に立つ存在といえる。皇太后はこれによって、宙に浮いた皇帝位やその権力を、一時的に預かる者となりえたのである。

ただ注意すべきは、皇太后の権威は基本的には皇帝の遺詔を受けることで発生する点である。皇太后の権威は遺詔によって、その内容を皇帝に代わって行う、代行者として認められているからこそであり、その権威の源泉は皇帝権力であると言える。また皇帝に認められた皇太后の権威も永続的なものではなく、これもまた遺詔によ

つて、皇帝崩御から新皇帝即位までの、ごく短期間に限られている。

皇太后の権威は、皇帝の遺詔によって付与され、また皇帝の遺詔によって期間を限定された形で存在するものであり、皇帝を超えるものではないのである。

しかし英宗が全権を握ったままオイラトの捕虜となった土木の変では、本来踏まれるべき手順を踏襲できず、まず皇太后である孫氏の命令ありきという状況が生まれた。しかし皇太后の命令が、皇帝の命令よりも先行することがあるとはいっても、本来は皇帝権力の裏打ちなしに機能するものではない。後付けであっても皇帝の承認を必要としたことは、決して皇帝の権威を超えるものではなかったことを示しており、そこに明代的な特徴を認めることができる。

皇太后は皇帝の母、それも血縁的つながりでもって権威をもった。しかし、皇帝と皇太后に血縁的なつながりがなかった場合も当然存在する。明代でその初めての例となったのは、英宗の母である皇太后孫氏と、英宗が土木の変で捕虜となったことで緊急避難的に即位した景泰帝である。景泰年間は短期で終わり、また英宗も再び即位を果たしているが、傍系から迎えられて即位した嘉靖帝と、嘉靖帝の先代である正徳帝の母である慈寿皇太后との関係はやはり複雑なものとなった。

慈寿皇太后は正徳帝崩御の際、内閣とともに天下の重大事を任された存在であった。彼女は遺詔の代行者として、皇帝も皇位継承者も不在の間、内閣の後ろ盾として大きな影響力を持った。慈寿皇太后の権威の源泉は、子である正徳帝の遺詔である。これは皇帝を頂点とする君臣関係にある朝廷に、遺詔の代行者や皇帝代理は存在し得ないため、皇帝の家族関係で尊属の皇太后を皇帝も廷臣たちも、緊急事態を乗り切るために持ち出した形である。

しかし迎えられた嘉靖帝は即位後まもなく、生父母の扱いをめぐる大札の議を起こした。当初、嘉靖帝は慈寿皇太后の懿旨によって問題の解決を図っているのは、彼女の命令が即位の根拠になるなど、傍系からの即位に

起因するものである。嘉靖帝は慈寿皇太后の権威に頼るところが多にあり、本来であれば嘉靖帝が即位してなくなるはずの慈寿皇太后の権威は、保持され続けることになった。しかし時の経過とともに、権威を強めた嘉靖帝が慈寿皇太后の権威、つまり家族関係の秩序の掣肘から脱却し、大礼の議に決着をつけてゆく。大礼の議は嘉靖帝の生父母の扱い、家族をめぐる紛議であったが、その終わりは慈寿皇太后の権威からの脱却という側面を持つていたのである。

明代は皇帝権力が非常に強化された時代であり、皇帝は他に並ぶことなき存在となった。そのなかで、皇太后は母という血縁的つながりで見たととき、皇帝の上に立つ存在であった。それこそが皇太后の権威の根拠となり、皇帝の遺詔の代行者として、皇太后を一時的ではあるが皇帝権力を預かる存在とならしめたのである。しかしこれはあくまで一時的、新皇帝が即位するまでのものである。このように皇太后の権威に期限をつけるものもまた、皇帝の遺詔であった。

明代の皇太后の権威は皇帝権力によって裏打ちされ、また皇帝権力によって制限されており、皇太后の権威が断じて皇帝を超えるものではあり得なかった。

かつては先帝の皇后(嫡妻)であることから生じた皇太后の権威の根拠は、皇帝の母であることに変化していった。明代でもその流れを受けて、皇后の地位は皇帝の命令で廃されるほどの脆弱さであるにもかかわらず、皇太后は新皇帝の母として、先帝の崩御から新皇帝の即位までの皇帝不在期間を預かる存在となった。

しかしこれは、本来であれば君臣関係しか存在しえない朝廷に、皇帝との血縁的つながりという別の論理で皇太后は影響力を及ぼす形である。一見すると矛盾しているように見えるこの措置は、新皇帝が決定するまでの短期間にすぎないこと、そして皇太后の権威が皇帝を凌駕することはないという前提条件のもと、成り立っていると言える。明代の皇太后の権威は、皇帝の母を重んじる流れと、確立された絶対的な皇帝権力あつてのものと言えるのである。

本論文では明代の皇后・皇太后にのみ焦点を当てた。しかし他の時代との比較や連続性について、言及できていない。また特に影響を受けたであろう唐代や宋代との比較、そして次の清代にどのような影響を与えたのか、今後の課題としたい。

## 参考文献一覽

### 日文

- 合山究 『明清時代の女性と文学』汲古書院、二〇〇六年。
- 井上徹 「祖先祭祀と家廟―明朝の対応―」『文経論叢』、一九九五年。
- 尾形勇 『中国古代の「家」と国家』岩波書店、一九七九年。
- 岡安勇 「中国古代史料に現れた席次と皇帝西面について」『史学雑誌』九十二―二、一九八三年。  
「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三十五、一九八三年。
- 川越泰博 『モンゴルに拉致された中国皇帝―明英宗の数奇なる運命―』研文出版、二〇〇三年。
- 黄展岳(宇都木章監、佐藤三千夫訳) 『中国古代の殉葬習俗』第一書房、二〇〇〇年。
- 黄仁宇著・稲畑耕一郎訳 『万曆十五年――1587「文明」の悲劇』東方書店、一九八九年。
- 小島毅 「嘉靖の礼制改革について」『東洋文化研究所紀要』汲古書院、一九九二年。
- 酒井忠夫 「明朝勅撰書にみたる教化策とその影響」『中国善書の研究』国会刊行会、一九七二年。
- 佐藤文俊 『明代王府の研究』研文出版、一九九九年。
- 新城理恵 「唐宋期の皇后・皇太后―太廟制度と皇后―」『中華世界の歴史的展開』汲古書院、二〇〇二年。
- 新宮学 『北京遷都の研究』汲古書院、二〇〇四年。
- 谷口やすよ 「漢代の皇后権」『史学雑誌』八十七―十一、一九七八年。
- 中山八郎 「明代内廷の女訓書について」  
「明の嘉靖朝の大礼問題の発端」 「再び「明の嘉靖朝の大礼問題の発端」に就いて」  
『中山八郎 明清論集』汲古書院 一九九五年。
- 荷見守義 「景泰政権成立と孫皇太后」『東洋学報』八十二―一、二〇〇〇年。

- 平松明日香 「後漢時代の太后臨朝とその側近勢力」『東洋史研究』七十二—二、二〇一三年。
- 保科季子 「天子の好逮—漢代の儒教的皇后論」『東洋史研究』六十一—二、二〇〇二年。
- メンドーサ・ゴンサーレス（長南実、訳）『チナ帝国誌』岩波書店、一九六五年。
- 山崎純大 『教育から見た中国女性史料の研究—『女四書』と『新婦譜』三部書』明治書店、一九八六年。
- 矢沢利彦 『西洋人の見た十六—十八世紀の中国女性』岩波書店、一九八七年。
- 楊寛（西嶋定生監訳、尾形勇・太田有子共訳）『中国皇帝陵の起源と変遷』学生社、一九八一年。
- 羅哲文 『中国歴代の皇帝陵』徳間書店・北京外文出版社（共同出版）、一九八九年。
- 渡辺義浩 『後漢国家の支配と儒教』雄山閣出版、一九九六年。

## 中文

- 王光宜 「明代女教書の体例與内容簡介」『明代研究通訊』中国明代研究学会、一九九九年。
- 邱仲麟 「明代遴選后妃及其規制」『明代研究』第十一期、二〇〇八年。
- 姜守鵬 『明帝列伝 洪熙帝 宣德帝』吉林文史出版社、一九九六年。
- 胡凡 「論明代選秀女之制」西南師範大学学报、一九九九年。
- 黄展岳 『古代人牲人殉通論』文物出版社、二〇〇四年。
- 朱子彦 『后宮制度研究』華東師範大学出版社、一九九八年。
- 『帝国九重天—中国後宮制度変遷』中国人民大学出版社、二〇〇六年。
- 周遠廉主編 『中国封建王朝興亡史（明朝卷）』広西人民出版社、一九九六年。
- 徐凱 『泰昌帝・天啓帝（皇帝叢書、明帝列伝）』吉林文史出版社、二〇〇四年。
- 熊賢君 『中国女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年。

- 施慶華 『明清宮廷檔案』 陝西師範大學出版社、二〇〇五年。
- 田澍 「大禮儀與嘉靖政治新秩序的形成」  
『第七屆明史國際學術討論會論文集』 東北師範大學出版社、一九九九年。  
『嘉靖革新研究』 中國社會科學出版社、二〇〇二年。
- 趙克生 『明朝嘉靖時期國家祭禮改制』 社會科學文獻出版社、二〇〇六年。  
「明朝后妃與國家禮制改革」 『東北師大學報』、二〇〇七年。
- 張升 『明清宮廷藏書研究』 商務印書館、二〇〇六年。
- 張憲文·張衛中 『張璉年譜』 上海古籍出版社、一九九九年。
- 趙中男 『明代宮廷典制史』 紫禁城出版社、二〇一〇年。
- 張德信 『明朝典制』 吉林文史出版社、一九九六年。
- 張顯清等編 『明代政治史』 江西師範大學出版社、二〇〇三年。
- 陳華新 『中國歷代后妃大觀』 海天出版社、一九九二年。
- 南炳文·何孝榮 『明代文化研究』 人民出版社、二〇〇六年。
- 白新良·王琳·楊劭雷 『明帝列傳』 正統帝 景泰帝』 吉林文史出版社、一九九六年。
- 劉毅 『明代帝王陵墓制度研究』 人民出版社、二〇〇六年。
- 林延清 「明朝后妃在皇位繼承危機中的作用」 『求是學刊』 卷三十三、二〇〇六年。  
「明朝后妃與政局演變」 『第十一屆明史國際學術討論會論文集』 天津古籍出版社、二〇〇七年。
- 林乾 『嘉靖帝·隆慶帝(皇帝叢書、明帝列傳)』 吉林文史出版社、二〇〇四年。

参考史料一覽

- 『礼記』
- 『漢書』
- 『後漢書』
- 『晋書』
- 『北齋書』
- 『旧唐書』
- 『明史』
- 『明史紀事本末』
- 『明実録』
- 『万曆野獲編』
- 『酌中志』
- 『典故紀聞』
- 『三垣筆記』
- 『廿二史劄記』
- 『朝鮮王朝実録』
- 『罪惟録』
- 『大明会典』
- 『長安客話』



『祖訓錄』  
『皇明祖訓』  
『內訓』  
『女訓』  
『国朝宮史』  
『読礼通考』  
『皇明詔令』  
『彤史拾遺記』  
『典故紀聞』  
『皇明詔令』  
『忠靖集』  
『国権』  
『菽園雜記』  
『名山蔵』  
『北征事蹟』  
『三朝野記』